

# 第Ⅲ章 世界の通商ルール形成の動向

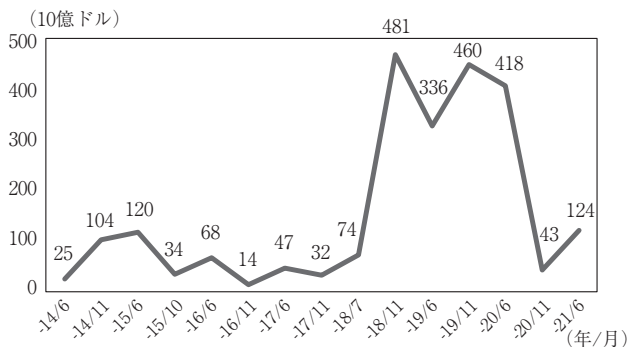
## 第1節 主要国・地域の通商政策

### (1) 世界の貿易制限的措置

#### ■一般的な貿易制限は縮小傾向続く

2020年以降は新型コロナの拡大を背景に貿易関連措置が多数導入される中、追加関税の賦課に代表される保護主義的な貿易制限は減少する傾向にある。WTOが2021年6月末に公表した貿易政策に関する報告書（第25版）によると、G20諸国が2020年に導入した貿易制限的措置（貿易救済措置、および新型コロナ関連措置は含まない）は56件と、前年（54件）から横ばいで推移した。報告書の集計期間中に輸入制限の対象となった貿易額は、やや増加に転じたが長期で見ると低水準にある（図表Ⅲ-1）。2019年上半にかけて米中間の追加関税により対象額が膨らんだが、2020年2月に両国間で発効した経済・貿易協定により追加関税の応酬に歯止めがかかった。2009年以降に導入された輸入制限措置の累計件数は、2020年通年では記録開始以降で初めて減少に転じた。

図表Ⅲ-1 G20による輸入制限の対象となった金額



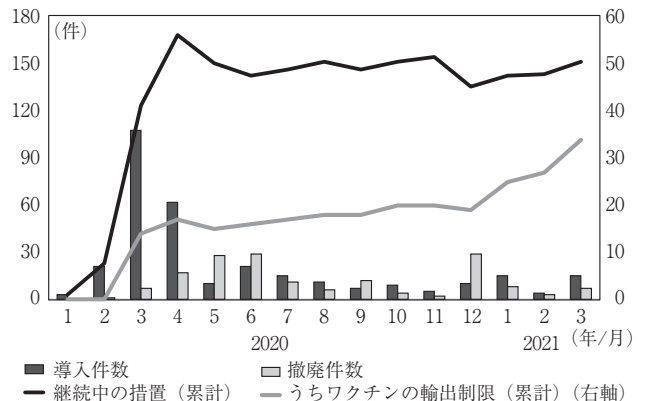
[注] ①貿易救済措置および新型コロナに関連した措置は含まない。  
②期間は各報告書の集計期間に基づく。基本的には半年ごとに集計されるが、期間は一律ではない。  
[出所] WTO, "Report on G20 Trade Measures (Mid-October 2020 to Mid-May 2021)." から作成

#### ■新型コロナ対応を背景とした新規ルール形成

英シンクタンク経済政策研究センターが運営するデータベース Global Trade Alert (GTA) によれば、新型コロナの感染拡大に伴いその予防を目的に導入された輸出制限は2021年3月時点で約150件が継続中である<sup>1</sup>（図表Ⅲ-2）。措置導入のピークは2020年3月であり、感染拡大の一時緩和により年後半は導入件数が顕著に減少し、

同時に措置の撤廃件数が増加した。しかし2021年のはじめにはワクチン関連の輸出制限が一部の国で広まり、新たな懸念材料ともなった。

図表Ⅲ-2 新型コロナ対策関連の輸出制限措置



[注] 新型コロナワクチンに限らず、出所資料でワクチン関連措置と定義されたものは「ワクチンの輸出制限」にカウント。  
[出所] Global Trade Alert, "21st Century Tracking of Pandemic-Era Trade and Investment Policies in Food and Medical Products." から作成

一連の措置は、導入国にとって、自国民の人命と健康の保護のため必要物資の国内需要を充足し、余剰分を輸出に回すための調整措置である。国内産業保護を目的とした保護主義とは性質が異なり、多くの措置がWTOルール上GATT第20条(b)人命または健康の保護のために必要な措置に該当することから、貿易制限に対する一般的例外として許容される。GATT以外でも、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) も第31条で、一定の条件下特許権者の許諾なく第三者が特許を実施できる強制実施権を認める。また、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS) や貿易に対する技術的障害に関する協定 (TBT) も人命保護のための措置を許容する。このようにWTOのルールは、一定の条件の下で生命や健康の保護を貿易自由化よりも上位に位置付けている。一方で正当な措置といえど、ワクチンや医療物資の輸出制限は、輸出相手国・地域側の国民の生命を脅かす恐れを生む (ワクチンと通商ルールについては、次節コラム参照)。

WTOルールの性質上未然に貿易制限を禁止する仕組み

1 WTOも新型コロナ関連措置を、物品 (2021年5月21日時点で318件)・サービス (115件)・知的財産 (64件) の分類で集計しているが、各措置が貿易制限的なのか緩和的なのかの分類は随時示していない。一方、国連とWTOとの共同設置機関である国際貿易センター (ITC) も同様の集計を貿易制限・緩和の分類付きで実施しているが、同日時点の収録件数はGTAを下回る。網羅性の高さや措置の分類を提供していることから、本報告ではGTAのデータを基に分析した。

みがない中、WTOは新型コロナ関連の措置を2020年3月末からモニタリングし、通報による透明性確保を加盟国に求めるなど、各国の措置が過度に貿易制限的にならないよう自制を求めた。有志国による協調の動きも続き、G20やAPECなど組織単位のものも含めると2021年3月までに31件の声明が出された。しかし、米中貿易摩擦の影響もあり保護主義への対抗力が弱まるなど、強力な国際協調には至っていない。依然として感染が続き、協調にも限界が見える中、貿易制限への警戒が引き続き必要である。

一方、医療用品などへのアクセス拡大を目的とした関税撤廃や輸入手続き簡素化といった緩和措置も多く導入された。先述のWTO報告によれば、G20諸国が2021年5月までに導入した新型コロナ関連措置(撤廃済みも含む)がカバーする貿易額は、緩和措置では2,160億ドル、制限措置では1,360億ドルと、前者の方が規模として大きい。必要物資へのアクセス改善のための関税撤廃に加え、貿易関連書類の電子化に代表される手続きの簡素化が多く見受けられた。水際措置以外では、医薬品や食品に関する規格や基準を一時的に緩和する動きもあった。

今回の教訓を踏まえ、既存ルールの強化や新規ルールの確立が、類似の状況が今後生じた場合に対応迅速化の観点から重要である(図表Ⅲ-3)。既存ルールの活用や強化に関しては、FTAを通じた取り組みの意義が指摘できる。例えばASEAN物品貿易協定(ATIGA)では、運用改善の一環で原産地証明書のデジタル化や電子的交換(シングルウィンドウ)の運用をコロナ禍で加速させ、2020年前半には全加盟国での運用を実現した。さらに、FTAを通じて加盟国間で輸出制限発動への規律を強化することや、医療機器などの基準・認証にかかる相互承認を進めることも、有事への備えとして有効である。前者に関する先進的な事例として日オーストラリア・EPA(第7.3条)では、重要な食料の輸出に関しGATT第11条2項(a)(輸出国にとって不可欠な物資の危機的不足を防止・緩和するための一時的禁輸や輸出制限)に基づくいかなる措置も導入・維持しないことを規定している。また、CPTPPでは食料品の輸出制限の発動自体は認めつつ、原則6カ月以内の終了を規定している(第2.24条)。後者の例として、CPTPP(付属書8-E)やEU・シンガポールFTA(付属書2-C)が医薬品や医療機器に関し、自国の規制や規格・認証の情報を公に入手可能にすることや、可能な限り規制の調和を図ることを定めている。

既存ルールの活用に加え、今回の動きを契機に新たなルールを確立する意義は大きい。今回の一時的な緩和措置の恒久化は、サプライチェーン寸断リスクを抑制するとともに、貿易円滑化による経済回復にも寄与するため

である。例えば国連アジア太平洋経済社会委員会(UN-ESCAP)が2021年1月に発表した調査報告書によれば、調査対象となったアジア大洋州の全32カ国が、パンデミックに対応した貿易円滑化措置として「国境での通関迅速化に関わる関係者(国境施設職員、輸送関係者)などの健康・安全対策」による遅延防止策を講じたほか、9割以上の国が「新たな、もしくは時限的な貿易円滑化措置の導入」(31カ国)、「新型コロナ関連必需品の輸出入やトランジットに対する通関手続きの簡素化」(30カ国)、「関税、その他税金や手数料支払いに関する柔軟化」(29カ国)を実施した。

図表Ⅲ-3 新型コロナを踏まえた貿易ルールの方向性

	該当ルール	概要
既存ルールの強化	貿易円滑化協定(TFA)、FTAの貿易円滑化章	書類の電子化や迅速通関などを締約国間で着実に履行
	情報技術協定・拡大情報技術協定(ITA)	人工呼吸器などへの適用対象品目拡大および参加国の拡大
	貿易の技術的障害(TBT)	必要物資の迅速な供給を可能にする国内規制に関するルール明確化、関連規制の調和
	知的所有権(TRIPS)	特許保護の一時免除、強制実施権の適用
	FTAに規定される貿易制限の抑制	今後のFTA交渉や改正交渉で、貿易制限の抑制を義務化
新規ルールの確立	一時的な関税撤廃や緩和措置	オタワ・グループなどは、医療用品の関税引き下げ継続を含む必要物資の貿易円滑化を提案
	電子商取引	移動制限に伴うEC活用増を踏まえ、有志国間で進む新規ルール策定を加速
	個人情報保護やデータ移転に関する共通規範	リモート活動増加や追跡システム利用拡大に即した国際ルールの検討

[注] 各種資料から作成

先述のGTAのデータによれば、2020年以降導入された輸入緩和措置のうち6割以上で、終了期限が明記されていないことなどから現在も撤廃されずに継続している。こうした貿易を緩和するための措置は恒久化が望ましく、例えば個別国の事例として日本では、新型コロナ感染拡大を背景に、医療で使用されるポリ塩化ビニール製使い捨て手袋の関税を無税化することや、税関関係書類における押印義務の廃止などを盛り込んだ令和3年度税制改正大綱が2021年3月に成立している。地域横断的な取り組みとして、WTOの有志国から成るオタワ・グループ<sup>2</sup>は、新型コロナを契機とした医療用品の貿易円滑化を提案している。中でもEUは、医薬品・医療用品を中心とした「必需品」の関税を多国間で撤廃する枠組み、同必需品に関わる国内規制や税関手続き、公共調達における透明性の確保などを盛り込んだ、包括的な規律を検討すべきとしている。現時点でルール化には至っていないものの、2021年3月のオタワ・グループ閣僚会合では、医療用品の安定供給のための「貿易と保健イニシアティブ」

2 オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、EU、日本、ケニア、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、スイスから成る。

を推進することに改めて合意した。またAPECにおいても、2021年の議長国であるニュージーランドが、新型コロナのワクチンと関連医療製品の関税撤廃を提案。6月の貿易相会合では関税撤廃までは踏み込まなかったが、不要な貿易障壁を取り除き同製品の流通を円滑化することで合意した。

通関を含む貿易関連の手続きの簡素化、関連書類のデジタル化、リモート検査対応、さらには緊急対応に関する周辺国との事前合意などを通じて、有事の際にも円滑に貿易できる取り組みを推進する必要がある。コロナ禍で導入した貿易緩和措置や国際協調の取り組みを、今後のルール形成に反映させることや、発効済みFTAの改定交渉などにも盛り込む取り組みが期待される。

## (2) 主要国・地域の通商政策

### ■ バイデン政権の通商政策、労働者保護と環境に力点

2021年1月に発足した米バイデン政権は、労働者や環境・気候を中心に据えた通商政策を掲げている。バイデン大統領は選挙勝利時の演説で、新型コロナへの対応を中心とする国家再建に注力すると表明し、この実現に向け3月に経済対策としての「2021年米国救済計画法」が成立した。同法は、新型コロナ対応を目的にした、米国民への現金給付や失業保険の追加給付などが大部分を占める。まずは新型コロナ対策と経済再建を中心とした内政に注力することから、通商政策の優先度はそれを下回る。その通商政策に関しては選挙期間中より、市場開放や自由貿易推進を打ち出しつつも、労働や環境のルール強化を図るとの見解を示していた。民主党の党綱領でも、通商交渉では労働・人権・環境分野で高水準かつ執行可能な基準を求めるとし、将来の貿易協定ではUSMCAをベースにすると記載していた。

2021年3月に米国通商代表部（USTR）が議会に提出した「2021年の通商政策課題と2020年の年次報告」では、労働者保護や気候変動問題を通商政策の軸に据える姿勢を改めて打ち出した(図表Ⅲ-4)。バイデン政権は同報告で「労働者中心の通商政策」を掲げ、賃金格差の是正や労働組合の組織率向上の観点から政策を検討する意向を示した。特にUSMCAでは工場単位の調査を政府主導で行うことも視野に、労働ルールの執行を一層強化する。例えばUSTRは6月、メキシコの自動車工場での労働権侵害の疑いがあったとして、USMCA上の「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRLM）」に基づき事実確認を要請した。キャサリン・タイ USTR 代表も、就任直後の4月に行った演説で労働者保護や環境課題に対する取り組み強化を強調。対米ビジネスでも労働や気候変動への配慮が一層求められる。

図表Ⅲ-4 バイデン政権の通商政策

分野	政権のスタンス
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者、環境・気候、中国、友好国との連携がキーワード</li> <li>対米ビジネスでは労働者や気候変動への配慮が不可欠に</li> </ul>
労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>貿易は全ての米国の労働者に経済的メリットをもたらすべきとの考えに基づき、米国の労働者や企業にとって意義のあるグローバル貿易体制を目指す</li> </ul>
環境・気候	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界を持続可能な環境と気候に向けた道筋に</li> <li>友好国と協調して気候変動問題に対処するため、国境炭素税などの新ルールも検討</li> </ul>
サプライチェーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の経済繁栄と安全保障のためには、弾力性があり、多岐にわたり、安全なサプライチェーンが必要</li> <li>新型コロナや環境対策など様々な分野で弾力性あるサプライチェーンを重視。価値観を共有する同盟国と協力し国際的な緊急事態に対応する能力を強化</li> </ul>
対中姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国による強制的で不公平な貿易慣行が、米国の労働者を傷つけ、米国の先端技術を脅かし、米国のサプライチェーンや国益を害していると認識</li> <li>近年の対中政策は「断片的」で包括的な戦略に欠く。包括的対中戦略構築に当たり、これまでの対中国通商戦略の見直しは不可欠</li> <li>中国の不正な貿易慣行を是正するために、あらゆる手段を用いる</li> </ul>
WTO	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際社会での米国のリーダーシップ回復と国際連携の回復にプライオリティー</li> <li>WTOや友好国・同盟国と協力し、世界の貿易システムが直面する格差拡大やデジタル化などの課題に対処</li> <li>WTOでは新事務局長と連携しルールと手続きの制度改革に取り組む</li> </ul>
FTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般的に新規の貿易協定締結には慎重</li> <li>交渉の場に労働者を同席させ、貿易協定には高い水準の労働ルートを盛り込む</li> <li>企業に環境保護を働きかける経済インセンティブを与える制度を盛り込む</li> </ul>

〔出所〕「2021年の通商政策課題と2020年の年次報告」(USTR) などから作成

中国に対する強硬姿勢に関しては前政権時から変わらず、米中関係の緊張は続くと思込まれる。米中両国は2020年1月に第一段階の経済・貿易協定に署名し、翌月発効した。同協定は、中国側が知的財産権の保護や金融市場の開放、為替操作の禁止などを約束するとともに、2年かけて米国からの輸入を増やす内容である。特筆すべき点として、協定発効後も依然として、米国の中国からの輸入額のうち7割の品目に追加関税が賦課されたままであることがある。中国による国家資本主義体制の改革を含む第二段階交渉が妥結に至るまでのテコとして、追加関税を温存したい米国の意向が背景にある。バイデン政権は、前政権の対中政策を「包括的な戦略が欠けていた」と批判しつつも、本協定に関しては「効果的な（執行）枠組み」と評価し、当面の協定維持を示唆している。現在は対中政策全体の見直し過程にあるため、追加関税にも変更は加えられていない。

従来から米国の通商政策の根底には、相手国に公正貿易を要求する姿勢がある。中国の影響拡大に伴い、これに見合った国際ルールの順守とさらなる貿易投資上の障壁撤廃を要求するようになった。その手法として、トランプ前政権は制裁的な一方的措置を採用した経緯がある。中国に対する強硬姿勢については、「2018年輸出管理改革法」(ECRA) や「2018年外国投資リスク審査現代化法」(FIRRMA) などの中国を念頭に置いた立法から、議会でも超党派のコンセンサスが形成されていることが分

かる。こうした貿易投資管理はいまや、関税措置以上に目を配るべきビジネスリスクとして認識されている（詳細は本節(3)参照）。

中国が重要な先端産業で支配的地位を占めることに対する米国の警戒感は近年一層強まっている。バイデン政権は、半導体など重要物資の中国への技術流出や依存低減のため、サプライチェーンの強靱化にも取り組む。さらに新疆ウイグル自治区や香港における人権問題でも中国の責任を追及する姿勢を強調している。

他方、足元の通商関連措置と多国間・複数国間協定への姿勢はどうか。トランプ前政権が導入した貿易制限的な一方的措置の中には、現在でも継続しているものもある。関税措置としては、1962年通商拡大法232条や1974年通商法301条などを根拠に、貿易相手国に対して追加関税を課してきた（図表Ⅲ-5）（2019年以前の措置については本報告2019年版を参照）。米国際貿易委員会（USITC）によると、米国の平均実行関税率は2000年代の1.4%程度から、2018年にはWTO発足前の水準である2.8%にまで上昇した。関税との関連では、為替操作に対する相殺関税適用にも留意が必要である。2020年4月以降、財務省が行う為替操作国認定とは別途に、商務省は外国政府による為替レート切り下げを特定企業への補助金と見なし、相殺関税を課することが可能となった。11月にはベトナム

に対し初めて当該認定を行い、自動車用タイヤへの相殺関税を賦課する仮決定を行った。為替問題は民主党にとっても優先課題であり、現政権下でも2021年5月、商務省がベトナムの上記案件に対し改めて相殺関税賦課の最終決定を行うなど、前政権の手法を踏襲している。

多国間貿易体制への見方に関してバイデン政権は、主に中国への対抗を主眼に同盟国と連携したルール構築の重要性を強調している。大統領就任後に発表した「国家安全保障戦略の暫定指針」（2021年3月）では、民主国家による同盟・友好関係や多国間枠組み、ルールに基づく安定的で開放された国際システムを主導すると記載した。WTOとの協調に関しては、上級委員の選考プロセス開始を多くの加盟国が提案する中（本章第2節参照）、米国の反対によりいまだ実現に至っていない。トランプ前政権中にUSTRが議会に提出した「2020年の通商政策課題と2019年の年次報告」では、WTO改革を扱うセクションに前年版を上回る16ページが割かれ、特に上級委については、審理期限を守らないことや、パネルの事実認定を覆すなどの権限逸脱行為により、米国や他加盟国の権利を侵害していると痛烈に批判していた。加えて、経済発展の度合いにかかわらず優遇的な待遇を得るために途上国を自称する加盟国の存在を容認するWTOの仕組み自体にも疑問を呈していた。他方、現政権の「2021年の通商政策課題と2020年の年次報告」でのWTOへの言及は、「不平等の拡大、デジタル化、中小企業にとっての障害など多国間貿易体制が直面する課題に対処すべく、事務局長および志を同じくする貿易相手国と協力して、WTOの実質的な規則と手続きに必要な改革を実施する」との表記にとどまった。上級委問題に関しても、米国が委員任命のコンセンサスに加わるかは不透明な状況が続く。2021年2月の紛争解決機関（DSB）会合でも米国は、「上級委に対して体系的な懸念を抱いている」「米国は16年以上にわたり、複数の政権がWTOの体系的な問題を提起してきた。他加盟国・地域とさらに協議を深めたい」とし、委員任命には消極的である。

FTAに関しては、当面新たな動きはないと見られる。FTA交渉の基盤となる大統領貿易促進権限（TPA）は2021年7月に期日を迎えるが、バイデン大統領はその後のTPA付与を議会に要請していない。また民主党は、2020年8月に発表した党綱領で、米国の競争力向上のための国内投資が行われるまで、新たな貿易協定交渉は行わない方針を示している。バイデン大統領自身も選挙勝利後、「国内で労働者や教育への大規模な投資を行うまで、新たな貿易協定は締結しない」と発言した。

図表Ⅲ-5 2020年以降の米国の主な通商動向（貿易投資管理を除く）

年	月日	1962年通商拡大法232条（安全保障を理由とした措置）
2020	2月8日	追加関税の対象となる鉄鋼・アルミニウムの対象を拡大
	2月27日	スポンジチタン輸入、安保上の脅威を認めるも是正措置は不発動
	5月4日	変圧器用部材に関する調査開始を発表
	5月6日	移動式クレーンに関する調査開始を発表→12月に調査打ち切り
	5月28日	バナジウムに関する調査開始を発表
	8月16日	カナダからのアルミ製品に追加関税を再賦課→9月に撤廃
	9月11日	鉄鋼輸入の監視・分析（SIMA）システムを刷新
2021	1月25日	アルミニウム輸入の監視・分析（AIM）システムが有効に
	2月1日	アラブ首長国連邦のアルミに対する追加関税の維持を決定
年	月日	1974年通商法301条（不公正な商慣習を理由とした措置）
2020	2月14日	米中の第一段階の経済・貿易協定発効。一部品目の税率引き下げ
	3月18日	EU製大型航空機の追加関税を10%から15%に引き上げ
	7月10日	フランスのデジタル課税への報復関税として13億ドル相当に25%の追加関税を発動すると発表→発動せず、2021年1月に無期限停止
	10月8日	ベトナムの為替政策と違法な木材輸入・使用への調査を開始
	1月6/14日	英国など6カ国のデジタル課税を不当と報告
2021	1月15日	USTR、ベトナムの為替政策を不当と判断、対抗措置は講じず
	3月5日	EUとの航空機紛争に伴い相互に賦課していた追加関税を一時停止→6月にはEU・英国それぞれと5年間の追加関税措置停止に合意
	3月26日	英国など6カ国のデジタル課税への対抗措置発表→6月に発動延期
年	月日	その他
2020	4月6日	商務省、為替操作に対する相殺関税適用にかかる最終規則を施行
	11月4日	為替操作を理由にベトナムのタイヤなどに相殺関税の仮決定
	12月31日	一般特惠関税制度（GSP）が失効
2021	1月13日	新疆ウイグル自治区に由来する綿・トマト製品輸入を全面的留保
	1月25日	バイ・アメリカン政策強化の大統領令に署名→2月には、前政権が最終規則を公表したバイ・アメリカン政策の強化が有効化
	3月29日	ミャンマーとの貿易投資枠組み協定を停止、GSP非適用も視野に
	5月24日	為替操作を理由にベトナムのタイヤなどに相殺関税の最終決定
	5月28日	中国の水産大手に対し輸入差し止め命令、強制労働を理由に

〔注〕 貿易投資管理については本節(3)を参照。  
〔出所〕 米大統領府ウェブサイト、「ビジネス短信」（ジェットロ）などから作成

日本との関係では2020年1月に日米貿易協定が発効し、発効から時間が経過するにつれ活用も広まる傾向にある(詳細は本章第3節(3))。また、日本企業のビジネスにも影響を及ぼし得るのが米国のTPP復帰の行方である。バイデン大統領はTPPを、中国に対抗するルール構築手段としては肯定的に評価しつつも、復帰の是非を問われた際には労働組合や環境保護団体の意見をより汲み取るべく再交渉する意向も示していた。その後具体的な交渉課題は明示されていないが、分野によっては再交渉の俎上に載る可能性が高い。また、CPTPPで凍結された知財や投資関連条項などへの対応も課題である。再交渉には相当の時間を要すると考えられるため、TPP復帰を急がず限定的な合意を目指すべきとの指摘も存在する。

### ■ EUの新通商政策、「持続可能性」が新たな柱に

欧州委員会(以下、欧州委)は2021年2月、新たな通商戦略を発表した(図表Ⅲ-6)。「開かれた、持続可能で、EUの利益を擁護する通商政策」(An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy)と題するこの戦略は、2015年10月に発表した戦略を改訂したものである。新通商政策はタイトルの通り、「開放性」、「持続可能性」、「EUの利益の擁護」の3つを柱とする。

「持続可能性」は今回初めて通商戦略の柱とされた。EUは責任ある持続可能なサプライチェーンを推進するため、通商政策においても人権や労働者の権利、企業の社会的

責任を追及する姿勢を打ち出す。例えばEUのFTAには環境や労働基準の順守などを規定する「貿易及び持続可能な開発」章があるが、そうしたルールの履行促進を想定している<sup>3</sup>。また途上国については、相手国の労働や人権に係る状況に鑑み、特惠関税制度の運用見直しを行うとしている。なお欧州議会は2021年3月、環境や人権、ガバナンスの観点から企業にデュー・ディリジェンスを法的に義務付ける指令案を検討するよう、欧州委に提言している。この提言によれば、対象はEU企業のみならずEUで事業活動を行う企業も含まれており、EUで事業展開をする日本企業も対策が必要になる見通しである。

またEUは「開放性」と同時に「EUの利益の擁護」も打ち出す。前者については、従来通り市場アクセス改善や多国間主義に基づく国際協力などが戦略的に重要であるとする。他方で後者の「EUの利益の擁護」に関しては、不公正な貿易慣行や敵意のある行為に対して、国際ルールに従い、積極的に権利行使をする必要性を指摘する。具体的には、新設した首席貿易執行官(a Chief Trade Enforcement Officer)による既存の通商協定の履行状況の監視や通商ルールの不履行に対して対抗措置の発動条件を緩和する措置などを想定する。

さらに新通商戦略では環境・デジタル分野における通商政策の役割が強調される。EUは2019年11月に欧州グリーン・ディールを、2020年2月にはデジタル戦略を発表し、その後は両分野で具体的な政策を打ち出してきた。EUはこれらの政策やルールをEU域外にも広めることで、EU企業の海外展開を後押しできるとしており、同分野における通商政策と対内政策の統合を重視する。例えば欧州グリーン・ディールの下では、生物多様性、環境汚染政策、循環型経済などに係る政策が発表・実施されているが、EUは通商協定の締結・履行時に貿易・投資相手国

表示し、その後は両分野で具体的な政策を打ち出してきた。EUはこれらの政策やルールをEU域外にも広めることで、EU企業の海外展開を後押しできるとしており、同分野における通商政策と対内政策の統合を重視する。例えば欧州グリーン・ディールの下では、生物多様性、環境汚染政策、循環型経済などに係る政策が発表・実施されているが、EUは通商協定の締結・履行時に貿易・投資相手国

図表Ⅲ-6 EUの新通商戦略

通商政策における3つの中期目標	
1. 環境・デジタル政策と整合する形で、EU経済の回復と変革に貢献する。 2. 国際ルールの形成を通して、より持続可能で公平なグローバル化を目指す。 3. (必要に応じて自律的に)EUの利益を追求し、権利行使をする能力を強化する。	
中期目標の達成に向けて重視する6分野	
(1) WTO改革	・持続可能な開発に焦点を当てたWTO改革の推進(注) ・市場をゆがめるような国家介入を避ける新たなルール交渉の立ち上げ ・紛争解決機能の回復
(2) 環境対応型への移行と責任ある持続可能なバリューチェーンの推進	・WTOにおける環境関連アジェンダの推進(例:化石燃料に対する補助金規律の整備、環境物品協定の交渉再開など) ・炭素国境調整メカニズムの導入 ・人権や労働者の権利保護を促進するための政策の見直し(例:途上国向けの特恵関税制度[一般特惠関税制度]の運用見直し) ・FTAの「貿易及び持続可能な開発」章の履行強化
(3) デジタル化への移行とサービス貿易の推進	・WTOの電子商取引交渉の早期妥結とサービスの自由化に向けたプブリ交渉の開始 ・デジタル貿易分野における他国との規制協力強化(例:個人情報の保護を担保したデータの自由移動の推進)
(4) EU規制の影響力の強化	・EUの競争性を確保する上で重要な分野について、規制・対話協力を強化 ・デジタルや環境分野における米国との協力強化
(5) 近隣諸国や加盟候補国、アフリカとの関係強化	・地理的に近接性のある西バルカン諸国や北アフリカ諸国などとの経済関係の強化 ・アフリカとの大陸間協力の強化(例:持続可能な投資イニシアチブの提案)
(6) 通商協定の実施・執行の強化による公平な競争条件の確保	・アジア大洋州やラテンアメリカ諸国との通商協定の交渉妥結・批准 ・首席貿易執行官(a Chief Trade Enforcement Officer)の監視を通じた既存の通商協定の履行確保 ・WTO協定やFTAなどの不履行に対し、必要に応じて一方的に対抗措置を実施

[注] 具体的な改革案について、欧州委員会は出所資料の附属書に詳細を示している。

[出所] “Trade Policy Review - An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy”(欧州委員会)から作成

3 このルールは日EU経済連携協定(EPA)の第16章にも規定されている。

に対してこれらの政策課題に取り組むよう促していく構えである。

新戦略では関係性を強化すべき国・地域として、アフリカや近隣諸国に加えて米国を挙げる。EUは対米関係を経済的に最も重要であるとした上で、特にWTO改革に関して米国との関係強化を最優先事項とすることを戦略に明記した。欧州委はバイデン大統領の正式選出（12月14日）に先立つ2020年12月にも、米国との新たな関係構築に向けたアジェンダを発表し、新型コロナ対策、環境、通商、デジタル政策など幅広い分野でバイデン新政権との協力策を提案していた。

ただし両者の関係改善に向けた問題は山積している。米国は2021年3月、デジタル課税を導入したイタリア、オーストリア、スペインを含む6カ国に対する追加関税案を発表した。この対抗措置はトランプ前政権が1974年通商法301条に基づき検討を開始したもので、バイデン政権移行後も引き継がれた形となる。またEUと米国は大型航空機を巡る補助金問題で2004年からWTOで争っているが解決には至らず、2019年10月以降は互いに追加関税を掛け合う事態に発展していた。しかし2021年6月15日には両者が追加関税を5年間停止し、作業部会を通して恒久的な解決に向けた協議を進めることに合意した。この他、両者は2021年5月、米国が1962年通商拡大法232条に基づき、鉄鋼・アルミニウム輸入に課している追加関税についても協議を開始した。協議は2021年末までの合意を目指すとし、EU側は米国に対する報復関税率の引き上げや対象品目の拡大を見送った。

このように緊張緩和に向けた動きもある中、今後は協議や交渉が実を結び両者の連携が加速していくのか、その動向が注目される。

### ■英EU貿易・協力協定が発効

英国とEUは2021年5月1日、両者の新たな関係を規律する貿易・協力協定（TCA: Trade and Cooperation Agreement）を正式に発効させた<sup>4</sup>。TCAは①経済・社会パートナーシップ（自由貿易協定）、②市民の安全確保のための新たなパートナーシップ（法執行・刑事司法協力）、③ガバナンスに関する横断的取り決めを主な内容とする。通商分野のみならず広範な分野を単一の協定で規定するというEU側の交渉方針が反映された。また将来、TCAとは別に英国とEUが二国間協定を締結した場合でも、当該協定は原則として補充協定（supplementary agreements）としてTCAの一部となる（第2条）。よっ

て英EU関係は今後もTCAの拡充を通して発展していく見通しである。

通商関係はこのうち①で規律される（図表Ⅲ-7）。物品貿易では、原産地規則を充足することを要件として、全品目での関税ゼロ・関税割当なしを実現した（第21条、詳細は第三章第3節参照）。他方、強制規格（例：製品安全規格）や衛生植物検疫措置（例：食品安全基準）などについて両者はそれぞれ独立したルールを運用していくこととなった。英国とEUのルールが乖離すると、英EU間で輸出入される製品は双方の規格・基準を満たす必要が発生し、貿易における規制順守コストが増加することが懸念される。TCAは規制協力や新基準導入前の影響評価などを定めるが、今後英EU間の諸規制がどう連動・乖離していくのか注視していく必要がある。

またサービス・投資分野では日EU経済連携協定（EPA）と同じく、留保表で指定された措置・分野を除いて、内国民待遇などの自由化を認める約束がされた（第135～139条）。ただしEU側の自由化約束（留保表）の内容は各加盟国により異なる。例えば英国弁護士による英国法の助言サービスについて、チェコは当該弁護士が同国内に居住することを求める。しかし隣国のオーストリアは同国内での助言サービス提供を禁止し、代わりに英国からのサービス提供を認める。日本企業が英国を通してEU加盟国向けにサービス提供・投資を行う場合、こうした加盟国による自由化約束の差異にも注意が必要である。

図表Ⅲ-7 英EU貿易・協力協定（自由貿易関連）の概要

物品貿易	
関税・数量制限	・原産地規則を充足する物品につき、全品目で関税ゼロ・割り当てなしを実現
原産地規則	・英EUの二者間で、モノ（原材料）と生産行為の累積を認める完全累積規定を採用 ・第三国（共通のFTA締約国など）を累積規定の対象とする拡張累積は採用されず
衛生植物検疫措置（SPS）	・英EUは独立したSPS規制を維持。相互の規制の同等性承認はなし ・SPS措置は必要以上に貿易制限的でないものとし、国境検査や認証要件を専門委員会で見直す
貿易の技術的障害（TBT）	・英EUは独立したTBT措置を維持 ・新たな強制規格とその適合性評価手続を導入する際、影響評価を義務付ける ・特定の品目（注）について、規制協力や適合性評価手続の簡素化を規定
サービス・投資	
自由化約束	・内国民待遇や市場アクセス、拠点設置要件の禁止、最恵国待遇などを約束 ・ただし自由化約束は両者が留保表で示した分野・措置には適用されない
職業資格	・専門職資格の自動的な相互承認は規定されず

〔注〕医薬品、自動車、有機製品、ワイン、化学製品。  
〔出所〕英EU貿易・協力協定から作成

4 本協定は2020年12月24日に両者で合意された。しかし英国のEU離脱に伴う移行期間が満了する同年12月31日までにEU側の批准手続きが間に合わず、本協定は2021年1月1日から4月30日まで、協定内の規定（第783条第2項）に基づき暫定適用されていた。

## ■ FTA網、一帯一路、自由貿易試験区など複数ルートで通商関係強化に動く中国

中国の対外通商政策は、アジア通貨危機による輸出停滞を背景に形成され、特に2007年以降は二国間FTA締結が加速した。同年の全国代表大会で出た「FTA戦略を通じ、二国間・多国間の経済貿易協力を強化する」との方針に基づき、FTAネットワーク構築を国家戦略に格上げしたことが契機となった。2015年12月には「自由貿易区戦略の実施を加速させるための若干意見」で、FTA戦略の具体的方向性が示された。主な目標として、交渉中のFTA推進や自由化レベルの引き上げ、さらには周辺国・地域、特に「一帯一路」沿線国を含むグローバルなFTAネットワーク構築を掲げた。こうした流れを受け、中国が2021年6月時点で発効・署名済みのFTAは21件に上る。2021年3月に公表された第14次5カ年計画（2021～2025年）でも、ハイレベルなFTAネットワークの構築を掲げるなど、中国は今後もFTA推進を継続する見込みである。

特にRCEP協定については、他の加盟国に先駆けて国内承認を完了し、2021年4月には批准書を寄託した。中国は一貫してRCEP協定を主導したのはASEANであるとしつつも、中国は早期合意に向けて建設的な働きを發揮する立場にあったと表明していた。李克強首相はRCEP協定署名に際し、「東アジア地域における協力の象徴的成果であるだけでなく、多国間主義や自由貿易の勝利でもある」と評し、自由貿易を推進する立場をアピールしている。CPTPPへの加入についても、従来「前向きで開放的な姿勢で臨む」と公式見解を出していたところ、2020年11月のAPEC首脳会議で習国家主席が「積極的に検討する」と改めて発表し関心が高まった。米国不在の間が中国にとって加盟の難易度は低いとの論調がある<sup>5</sup>。一方、米国の存在に関わらず内容的に自由化水準の高いCPTPPに中国が加入するのは困難を伴うと見られる。関税撤廃率の高さに加えて、知財、電子商取引、国有企業に関するルールは、現行の中国国内法や経済体制と矛盾し、加盟に際しての障壁になると考えられるためである。

中国は周辺国・地域とのFTAネットワーク構築に加え、「一帯一路」沿線国との協定締結も目指している。「一帯一路」構想は2013年に中国が打ち出した、現代版シルクロードとも呼ばれる構想で、沿線国と経済協力関係を築き、政治、経済、文化などの面で利益共同体となることを目指す。2021年1月末時点で「一帯一路」構想に参画する国は140カ国に上る。しかし、政策の連携、インフ

ラの連結、貿易の円滑化、資金の融通、民心の意思疎通の5分野の発展を重視する「一帯一路」は、経済連携を目指すFTAとは本来概念が異なる。発展水準に差のある多数国間で統一ルールを構築するのではなく、「一帯一路」内で多層的な二国間・多国間・地域間枠組みを構築する必要があるとの見方もある。

中国はまた、今後のFTA戦略を意識し自由貿易試験区の設立にも注力している。自由貿易試験区は国際レベルの貿易投資の利便化や簡便で迅速な管理を目指す試験的なエリアである。ワンストップ受理など行政管理体制の改革を行うほか、外資企業に対するサービス業開放や、機器・設備の関税免除などの優遇策を実施している。2021年6月現在、中国には21の自由貿易試験区があり、サービス産業の開放や製造業のデジタル化など、各地域の特色や産業の強みを生かした目標を掲げている。

## ■ 地域統合深化するASEAN、非関税障壁が次の課題

ASEANにおいては、域内の統合推進と、RCEP協定のような域外との関係強化の両面を注視する必要がある。シンガポールやベトナムなど一部を除き個別加盟国の動きは比較的小さく、ASEAN全体の動向が加盟各国にとって重要な側面を持つ。域内統合に関し、ASEANの通商政策の中核を成すのがAECである。AECは、物品貿易の自由化を目指す従来のAFTAの完成形であり、貿易円滑化やサービス・投資の自由化をも進めることで経済統合を深化させた。具体的にはATIGA修正議定書が2020年9月に発効し、認定輸出者による原産地の自己申告制度が導入されるなど、貿易円滑化が進んだ。また、サービス貿易では、「ASEANサービス枠組み協定」(AFAS)を1995年に署名し、段階的に自由化交渉を進めてきた。2020年10月にはAFASの内容が強化された「ASEANサービス貿易協定」(ATISA)が署名された。物品貿易の自由化がほぼ完成する中、非関税障壁の緩和に力点が移りつつある。2021年のASEAN議長国であるブルネイは、優先的に取り組む事項として「非関税措置(NTM)の合理化に向けた包括的評価」を最初に挙げるなど、NTMsの取り扱いが論点である。

一方で対外的な動きとしては、ASEANプラス1のFTA網完成とともに、個別の加盟国が米州各国やEU、EFTAといった域外国・地域と協定を発効させてきた。広域FTAとしてはASEANにとって特にRCEP協定の意義は大きい。RCEP協定はASEAN中心のメガFTAとしては初めてである。署名時の共同首脳声明では、「ASEANにより開始された最も野心的なFTAであり、地域的な枠組みにおけるASEAN中心性の増進及びASEANの地域パートナーとの協力の強化に寄与する」と記された。

5 蘇慶義「中国はCPTPPに加盟すべきか？」『国際経済評論』（中国社会科学世界経済・政治研究所、2019年7月）（中国語）。

### (3) 経済安全保障をめぐる貿易・投資関連規制の動き

経済安全保障を念頭に輸出管理制度や外国投資規制などを強化する動きが広まる。企業は各国の法令順守を超えた過度な萎縮を避けつつも、規制強化の動きに対応するため、サプライチェーン（供給網）や機微技術の管理体制の再点検、さらには外国投資に係るデュー・デリジェンスの強化といった対策が求められる。

#### ■経済安全保障は中長期的な政策アジェンダに

「経済安全保障」とは、安全保障と経済の問題が密接に関わる文脈で使用される概念だが、必ずしも明確な定義が存在しない<sup>6</sup>。ただし経済安全保障に関する諸政策を俯瞰すると、「産業競争力の強化」や「国家の基幹的機能の強靱化」などの目的が挙げられる（図表Ⅲ－8）。前者は対外的な優位性を確保するため「攻め」の政策であるのに対し、後者は対内的な脆弱性を克服するためのいわば「守り」の政策であるといえる。

まず経済安全保障を前提とした政策では産業競争力の強化が強調される。近年は、第5世代移動通信システム（5G）技術や半導体、人工知能（AI）などハイテク技術分野が、一国の産業基盤や国際競争力の源泉となりつつある。こうした技術は民生用のみならず軍事目的にも転用できる可能性もあり、その技術優位性の確保が安全保障上の利益につながるとの認識が広まっている。自国の産業競争力強化に向けて、各国は機微技術の厳格な管理を進める。機微技術の国外流出を防ぐ代表的な取り組みとしては、輸出管理制度の運用強化やハイテク技術に関連する対内直接投資の審査制度の強化が挙げられる。また重要技術の開発を加速させるため、各国政府は同志国との協力も含めて、重要技術の研究開発や設備投資を積極的に推進する。

図表Ⅲ－8 経済安全保障を念頭に導入・強化される政策の例

目的	概要	関連する政策の例	求められる対応など
産業競争力の強化	ハイテク技術を含む機微技術の管理と研究開発を強化し、国際競争力のある産業基盤を形成する。	・輸出管理体制の強化	・サプライチェーンや技術管理体制の見直し
		・政府による研究開発・設備投資の促進	・政府支援などを活用した研究開発の強化
国家の基幹的機能の強靱化	国民生活の存続・維持に不可欠な社会・経済インフラや重要物資の供給に係る脆弱性を克服する。	・ハイテク分野に対する対内直接投資の審査強化	・企業買収などに係るデュー・デリジェンスの強化
		・重要インフラに対する対内直接投資の審査強化	・進出先国政府との意思疎通
相手国の行動変容	経済的圧力を通じた外交目的の達成。	・政府調達における特定企業の排除	・排除企業の製品・サービスの利用見直し
		・サプライチェーンの分散化・強靱化	
		・追加関税措置	・サプライチェーンの見直し・再構築
		・希少資源・重要物資などの輸出禁止	

（出所）各種資料から作成

6 参議院「経済安全保障：概念の再定義と一貫した政策体系の構築に向けて」『立法と調査』No.428（2020年10月）  
 7 技術には技術データ（設計図やプログラムなど）に加えて、技術支援（技術指導、コンサルティングサービス）が含まれる。外国為替及び外国貿易法は輸出管理の対象となる技術の提供行

次に経済安全保障に係る政策で重視されるのが国家の基幹的機能の強靱化である。国家の基幹的機能とは例えば生活必需品の安定供給や電気・通信などのインフラシステムなど、国家の存続・運営に不可欠な機能を指す。米中対立の激化や新型コロナによる経済的・社会的混乱は、重要物資の調達を外国企業や特定国に過度に依存することのリスクや医療サービスなど社会インフラ機能の重要性を改めて浮き彫りにした。これを受けて各国はサプライチェーンの再検証を進め、半導体など産業用物資を含む重要物資の国産化や調達先の分散化、また同志国とのサプライチェーンの再構築を模索する。さらに重要インフラ分野に対する対内直接投資規制を強化したり、5Gに係る公共調達では特定企業や当該企業の製品・サービスを利用する企業を排除したりする動きもある。こうした措置はいずれも自国の基幹的機能の脆弱性の克服ないし強靱化を目指すものである。

このように経済安全保障を念頭に置いた諸政策は中長期的な政策目標を掲げるものが多く、経済安全保障が海外ビジネスに与える影響もそうしたスパンで見えていく必要がある。以下では特に日本企業の貿易や外国投資活動に大きな影響を与える米中の輸出管理制度と主要国の対内直接投資規制の動向に焦点を当てて、規制強化に伴う事業上の留意点や今後の展望を紹介する。

## 1. 輸出管理制度

輸出管理制度は武器や軍事転用可能な高度な貨物・技術<sup>7</sup>などが、国際的な平和や安全を脅かす恐れのある国家やテロリストなどの手にわたることを防ぐための制度である。日本では安全保障貿易管理制度と呼ばれ、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）の下で運用される。管理対象とすべき貨物・技術などは、複数の国際輸出管理レジームの下で特定され、それらが国内規制に反映さ

れる。例えば日本を含む42カ国が参加するワッセナー・アレンジメントは、通常兵器及び関連汎用品・技術に係る管理品目リストを作成する。日本はこのリス

として①外国において提供することを目的とする取引、②日本国内で居住者から非居住者（一時的に滞在する外国人等）に提供することを目的とする取引、③電子データとして国外に送信する行為を挙げる（第25条第1項、第3項）。



トを外為法の下位法である輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に反映する。当該別表に記載された貨物・技術を輸出する場合、経済産業大臣の許可が必要になる。

さらに各国は国際輸出管理レジームで指定される品目以外についても、独自の政策判断に基づき管理対象に指定する場合がある。また各国は貨物・技術の種類を問わず、輸出・提供される貨物・技術の用途や（最終）需要者に応じて、輸出の可否を判断する。

輸出管理制度への適切な対応は企業規模を問わず極めて重要である。輸出者は輸出管理制度に違反すると刑事罰や行政罰（輸出の禁止を含む）に処せられ、

企業イメージの悪化も避けられない。また後述する通り、日本から輸出する製品に米国や中国の部品や技術が組み込まれている場合、日本の安全保障貿易管理制度に加えて両国の輸出管理制度を順守する必要が出てくる（再輸出に対する輸出管理規則の域外適用）。米中の事業者が自社のサプライチェーンの川上または川下にいる場合、両国の制度も踏まえた輸出管理体制を構築する必要がある。

**■米中は輸出管理品目を拡大、最終的な品目リストは今後明らかに**

米中対立が技術覇権争いに拡大する中、両国において安全保障の観点から、重要な技術の国外流出をより厳格に管理すべきという危機意識が高まっている。こうした背景から、両

国は輸出管理制度の強化を進めている（図表Ⅲ－9）。

両国の規制強化でまず注目すべき点は輸出管理対象品目の拡大である。米国では2018年8月13日に成立した輸出改革管理法（ECRA）において、新たに輸出管理の対象品目<sup>8</sup>として、「新興技術」（emerging technologies）及び「基盤的技術」（foundational technologies）を追加することを規定した<sup>9</sup>。新興技術とは開発の初期段階にあっても将来の軍事技術体系を変える可能性があるもので、AIや量子技術、バイオテクノロジーなどがある<sup>10</sup>。他方、基盤的技術とはすでに製品化された技術であり、特に防衛

図表Ⅲ－9 米国と中国による輸出管理規制強化の主な動向（2020年以降）

年	国	月日	主な動向	内容	
2020年	米国	5月15日	直接製品（注①）規則を改正し、華為技術（ファーウェイ）および関連企業114社に対する輸出管理を強化	ファーウェイなどにより設計された半導体などで、米国外で米国の技術・ソフトウェアを用いて製造された直接製品について、ファーウェイおよび関連114法人への再輸出を規制。	
	米国	7月22日	繊維業などの中国企業11社をエンティティリスト（EL）に追加	新疆ウイグル自治区における人権抑圧への加担を理由に輸出管理規制を強化。	
	米国	8月17日	直接製品規則を改正し、ファーウェイおよび関連企業への輸出管理をさらに強化	米国外で米国の技術・ソフトウェアを用いて製造された直接製品（ファーウェイなどによる設計か否かを問わない）について、ファーウェイおよび関連152法人への再輸出を規制。	
	米国	8月27日	中国交通建設（CCCC）関連会社を含む、主にインフラ分野の24事業体をELに追加	南シナ海での違法行為（ミサイル発射用の地形などを含む人工島の建設など）を理由に輸出管理規制を強化。	
	米国	8月27日	「基盤的技術」の特定に向けたパブリックコメントの募集を開始	輸出管理法（ECRA）で義務付けられている基盤的技術の特定に向けた動き。募集は同年10月26日に締め切り。	
	中国	8月28日	「輸出禁止・輸出制限技術目録」（対外貿易法）を大幅に拡充し、即日公布・施行	輸出管理の対象品目として、新たにAI技術や3Dプリンター技術、バイオ医薬品製造技術など44項目が新たに追加・変更される。	
	中国	9月19日	「信頼できないエンティティ・リスト規定」（対外貿易法、国家安全法など）が施行	リストに掲載された外国事業体は中国における貿易・投資活動、入国等を制限・禁止される。	
	中国	12月1日	「輸出管理法」が施行	輸出管理を包括的に規律した49条からなる基本法。報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制など新たな措置を含む。詳細は下位規則で順次、明らかになる見込み。	
	米国	12月18日	半導体製造大手SMICやCCCC、ドローン大手DJI等60の中国事業体をELに追加	米国技術の軍事転用、南シナ海の不安定化、人権抑圧などへの加担などを理由に輸出管理規制を強化。	
	米国	12月23日	輸出管理上の香港の扱いを、全て中国本土と同一化する旨を発表	中国本土には認めていなかった香港向けの許可例外（輸出管理手続きの簡素化）が撤廃され、香港を中国と同等に扱うことに。	
	2021年	中国	1月1日	「商用暗号管理条例」（暗号法、輸出管理法）が施行	セキュリティチップや量子暗号設備などの設備および部品、さらには関連のソフトウェア・技術など暗号関連製品が輸出管理の対象に追加に。
		中国	1月9日	「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止にかかわる弁法」（国家安全法、輸出管理法）が公布・施行	他国の域外適用措置への対抗手段を強化。外国の法令・措置の不適切な域外適用を順守し、中国公民・法人等に損害を与えた当事者に損害賠償請求を可能にする。
米国		4月8日	中国のスーパーコンピューター関連7機関をELに追加	米国技術の軍事転用を理由に輸出管理規制を強化。	
中国		6月10日	「反外国制裁法」が成立し、即日施行	外国が中国公民および組織に差別的な制限措置を講じるなどして中国の内政に干渉する場合、中国が相応の対抗措置を取る権利を定めた。	

〔注〕①米国原産の技術、ソフトウェアを直接使用して米国外で作られた製品を指す。

②各法令名の後のかっこ内は根拠法を示す。

〔出所〕ジェトロ「ビジネス短信」、経済産業省資料、CISTEC資料などから作成

8 EARの定義上、一般に製品、ソフトウェア及び技術を指す。

9 ECRA § 4817 (a), (b).

10 なお、新興技術については、2018年11月から2019年1月にかけ行われたパブリックコメントにて14の技術分野（バイオテクノロジー、AI・機械学習技術、測位技術、マイクロプロセッ

サー技術、先端コンピューティング技術、データ分析技術、量子情報・量子センシング技術、輸送技術、付加製造技術、ロボット工学、ブレイン・コンピューター・インターフェース、極超音速、先端材料、先進監視技術）が示されている。

産業の生産基盤となるような技術を指すと見られる。いずれもこれまで国際レジームで管理対象とされてこなかった技術で、民生品としての用途も幅広いことが特徴である。最終的な管理対象品目リストは商務省がECRAの下位規則である輸出管理規則（EAR）で定めるとするが、2021年6月末時点で当該リストは公表されておらず、米国議会内では遅れを指摘する声も上がる。なお、ECRAはEARの管理対象品目に追加する新興・基盤的技術につき、国際輸出管理レジームにも加えることを提案するよう国務長官に義務付ける<sup>11</sup>。米国発の輸出管理品目の拡大が日本を含めたレジーム参加国に広まる可能性があり、新リストの公表が注目される。

管理対象品目<sup>12</sup>の拡大は中国でも進む。中国は2020年8月28日に「輸出禁止・輸出制限技術目録」<sup>13</sup>をおよそ2年ぶりに大幅改訂した。新たな輸出管理品目にはAI関連技術や3Dプリンター技術、バイオ医薬品製造技術など多数のハイテク技術が含まれる。さらに2020年12月1日、輸出管理の統一的な基本法として輸出管理法を施行し、両用品や軍需品目、また核物質・設備などの品目について、新たに管理品目目録を策定し速やかに公表すると規定した<sup>14</sup>。これまで中国の輸出管理対象品目は、武器や大量破壊兵器関連（日本の輸出貿易管理令別表第1の1～4の項に相当）については複数の条例で、独自に輸出を禁止または制限する技術については「輸出禁止・輸出制限技術目録」で指定されてきた。しかし通常兵器関連の管理品目リスト（上記別表第1の5～15の項に相当）が存在しないなど既存の輸出管理体制は断片的であった。

また輸出管理法では「国の安全と利益の擁護」に関わる品目も管理対象とされた<sup>15</sup>。この規定により本来の安全保障輸出管理にとどまらず、より広範な品目が管理対象に指定されるとの見方もある。2021年6月末時点で商用暗号品目などを除き、輸出管理法に基づいた新たな目録は公開されておらず、他法令に基づく既存の目録との関係も今後の実施規則などを通して明らかになる見込みである<sup>16</sup>。

## ■需要者に注目した規制強化も進む

米中両国は輸出品目の需要者（輸入者）に注目した規

制強化も進める。米国商務省はEARの下で国家安全保障政策または外交政策上の利益に反する活動に従事している（またはそのリスクがある）企業をエンティティ・リスト（Entity List: EL）に掲載し、掲載事業者への輸出・再輸出などを規制する<sup>17</sup>。掲載事業者へ米国製品（物品・ソフトウェア・技術）を輸出・再輸出する際は、通常は輸出許可が必要ない品目でも事前許可が必要となる。また、商務省の指定によっては「原則不許可」（presumption of denial）などのより厳しい制限が課される。

2020年6月以降、米国はおおよそ200の中国関連企業・個人をELに掲載した（2021年7月12日時点）。ELへの掲載理由は米国技術の軍事転用のみならず、新疆ウイグル自治区での少数民族の人権弾圧や南シナ海の不安定化など外交政策上の理由も含まれ、対中関係を色濃く反映している。

一方で中国も2020年9月19日、「信頼できないエンティティ・リスト規定」を施行した。同規定によれば、外国事業者が中国の国家主権、安全、利益の発展に及ぼす危害の程度や中国企業などの合法的な権益に与える損害の程度を総合的に考慮し、本リストへの掲載を決定する<sup>18</sup>。リストに掲載された外国事業者は、中国に関連する輸出入活動や同国内での投資活動、さらには入国などが制限あるいは禁止される<sup>19</sup>。2021年6月末時点で、具体的なリストは公開されていないが、同リストは米国のELへの対抗手段であるとの見方もあり、その運用には注視が必要である。

## ■日本からの輸出でも米中の輸出管理規則の適用に注意を

米中の輸出管理制度が強化される中、両国から輸出を行う日系企業はもちろんのこと、米国製や中国製のモノや技術を日本などから再輸出する企業も同制度への対策が求められる可能性がある。EARは、米国から輸出された管理対象である米国産品の組込比率が一定割合（25%）を超える組込品について、輸出先国（例：日本）からさらに懸念国（例：中国）に再輸出される際にも適用される<sup>20</sup>（図表Ⅲ-10）。これを再輸出に対する輸出管理規則の域外適用というが、日本やEUの輸出管理制度にはない米国特有の制度である。このため、例えば米国産品を日本に輸入し、それらを組み込みこんだ最終製品を他国に輸出する企業は、輸出時に日本の安全保障貿易管理制

11 ECRA § 4817 (c).

12 中国では貨物、技術、サービス等（関連する資料等データ）を指す。

13 本リストは、中国対外貿易法の下位規則として制定された「技術輸出入管理条例」（2002年1月施行）第29条に基づくもの。

14 輸出管理法第2、9条。

15 輸出管理法第2条。

16 例えば「輸出禁止・輸出制限技術目録」は対外貿易法を根拠法とするが、同法は輸出管理法のようにみなし輸出や再輸出に関する明確な規定を有していない。よって輸出管理法の下で制定される新たな目録と比べて輸出管理規則の適用範囲などに違いが生ずる可能性がある。

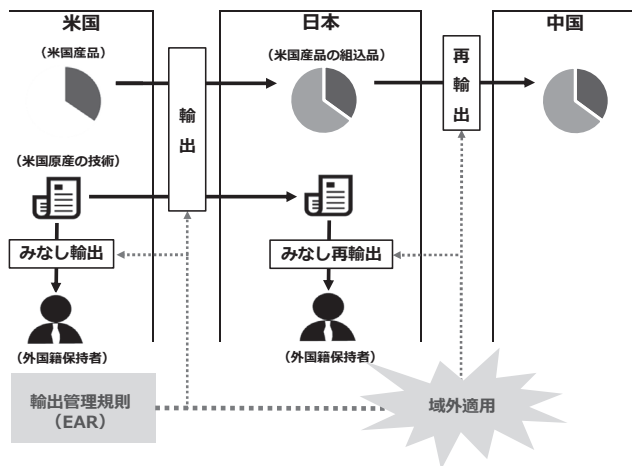
17 EAR § 744.16.

18 信頼できないエンティティ・リスト規定（中華人民共和国商務部令2020年第4号）第7条。

19 信頼できないエンティティ・リスト規定第10条。なお本リストは輸出管理法第18条で定められる輸入事業者又はエンドユーザーに係る「規制名簿」とは異なる。

20 EAR § 734.4.

図表Ⅲ-10 米国による輸出管理制度の適用例



〔注〕本表はEARの適用例を簡潔に示したもので、すべての適用パターンを網羅するものではない。

〔出所〕ERAから作成

度と米国の輸出管理制度の両方を順守する必要がある。米国の対中輸出管理の強化を踏まえれば、特にハイテク製品を米国から日本（第三国）を經由して中国の需要者に渡りようなサプライチェーンを形成する企業は注意が必要である。こうした企業は中国向け自社製品に組み込まれる米国産品が米国の輸出管理対象品目に該当するか、また輸出先企業やエンドユーザーが米国側のELに掲載されていないかなどを確認し、必要に応じて米国から輸出許可を取得する必要がある<sup>21</sup>。

米国原産の技術を保有する場合もその管理体制の構築が重要になる。EARは米国内の外国籍保持者に対する米国原産の技術移転行為を「みなし輸出」(deemed export)として輸出管理の対象にする<sup>22</sup>。さらに米国以外の第三国（例：日本）でも外国籍保持者（例：中国人）に対する米国原産の技術移転行為を「みなし再輸出」(deemed re-export)として管理対象に含める<sup>23</sup>。自社が米国内外で米国原産の技術を研究開発や製造のために保有する場合、外国籍社員による当該技術情報へのアクセス状況を把握し、必要に応じて輸出許可を申請する必要がある。

万が一、米国の輸出管理制度を順守しなかった場合、当該企業はEARの悪質・重大な違反を犯した事業体として、商務省により取引禁止リスト（Denied Persons List: DPL）に掲載される恐れがある。DPLに掲載された事業体に対しては、米国製品を米国から輸出・再輸出することが禁じられ、外国企業を含む他の企業も、当該企業にそれら製品を供給することも禁止される<sup>24</sup>。

21 再輸出の許可申請は米国商務省産業安全保障局（BIS）が紙書類による申請を要求あるいは許可しない限り、全て電子申請システム（SNAP-R）を利用して行う。

22 EAR § 734.13.

23 EAR § 734.14.

24 EAR § 764 Supplement No.1.

域外適用を巡る対応は中国の輸出管理制度上でも必要になる見通しである。中国の輸出管理法によれば、同法は「再輸出」に対しても域外適用される<sup>25</sup>。これまで中国の輸出管理規則が域外適用されたことはなく、新法によって中国の輸出管理規則（輸出管理法を根拠法とするものに限る）の適用範囲は格段に広まることになる。2021年6月末時点で「再輸出」の定義（みなし再輸出を含むのかなど）や域外適用の具体的な手順などに関して細則等は公表されておらず詳細が待たれる。しかし仮に同規定が米国の再輸出規定と同じように運用される場合、中国の貨物や技術を再輸出する日本は、中国の輸出管理制度への対応も行う必要が出てくる。

## ■米中間で板挟みリスクも、サプライチェーンや技術管理体制の再点検が重要に

米中の輸出管理制度の板挟みリスクにも注意が必要だ。中国は「当事者」が他国の不適切な域外適用措置を順守し中国の公民・法人などに損害を与えた場合、政府が損害を受けた中国企業などに必要な支援を行うとともに、当該当事者に対して損害賠償請求を可能にするルールを整備した<sup>26</sup>。「当事者」の範囲は明らかではないが、たとえば日本企業が米国の輸出管理制度を順守するため中国企業との取引を中止した場合、当該企業から損害賠償請求を受ける可能性もある。本規則については今後の動向を注視する必要があるが、運用次第では日本企業が米国の輸出管理制度を順守した結果、中国側から制裁などを受けられる可能性もあり、日本企業が米中輸出管理制度の板挟みにあう懸念も高まる。

米国側の新たな輸出管理品目や中国側の輸出管理法の細則が発表されるまでは、予見可能性が低い状況が続く。しかし日本企業としては新たな規制強化に対応できる体制を構築するため、自社が取り扱う貨物や技術を整理したうえで、サプライチェーンの川上（調達先事業者）や川下（輸出先事業者・最終需要者）を把握することが望ましい。さらに自社内においても技術管理・研究開発体制などを見直し、社内の外国籍保持者による技術情報へのアクセス状況を適切に把握するなどして、思わぬ輸出管理規則違反を防ぐ必要がある。

## 2. 対内直接投資規制

安全保障を念頭に置いた規制強化は外国投資分野でも進む。主要国は2010年代以降、自国の安全保障や公の秩序に影響を与える外国投資を排除するため、対内直接投資の審査制度（以下、投資スクリーニング制度と総称）

25 輸出管理法第45条。

26 輸出管理法第44条。外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則第9条、第11条など。

を強化している。同制度は主に外国企業による国内企業の買収（M&A）を想定するが、国内企業の経営意思決定（例：役員を選任）や機密情報・個人情報へのアクセスを可能にする取引も審査対象に含まれる傾向にある。ある外国投資が審査対象とされる場合、審査当局は外国企業（投資家）による事前届出に基づき企業情報や事業計画などを精査する。審査の結果、当該投資が自国の安全保障に対する脅威になり得ると判断された場合、当局は外国企業に対して投資内容の修正や中止を求める。さらに当局は事前届出を受理しなくても一方的に審査を開始したり、買収などが完了した後でも、一定期間にわたり事後的に審査を実施したりする場合もある。

投資スクリーニング制度は個別業法（例：放送法）による外資規制とは異なり、予め外国企業による投資禁止分野や出資比率の上限などを明示的に示すわけではない。そのため投資受入国は一定の裁量の下、投資案件毎にその受け入れを判断できる。他方で同制度が外国投資活動に与える影響も懸念される。投資スクリーニング制度の全容を把握するためには詳細な実施規則などを複合的に参照する必要があり、企業への負担が課題となる。さらに審査基準となる「国家安全保障」などの概念は必ずしも明確ではなく、産業界では同制度が恣意的に運用され予見可能性の低下を招くとの見方もある。

2020年以降は新たに4カ国（いずれもEU加盟国）が投資スクリーニング制度を導入し、世界の導入国数は少なくとも34カ国となった（図表Ⅲ-11）。世界の対内直接投資残高（2020年末）に占める導入国の割合も67.0%となり7割に迫る。導入国には日本の主要な投資先国であ

る米国やEU加盟国の他、英国、中国、オーストラリアなどが含まれている（図表Ⅲ-12）。

### ■ハイテク技術分野が審査対象に、小規模投資に影響も

主要国の動向を俯瞰すると、まず各国は審査対象となる外国投資を軍事・重要インフラ分野からハイテク技術分野に拡大し投資スクリーニング制度の強化を図る。企業買収を介して国内企業が保有する機微技術が国外に流出するのを防ぐためである。また技術流出は被買収企業の経営支配を目的としない小規模投資であっても発生し得ることから、各国はより小規模な外国投資も審査対象に加える。具体的には被買収企業の支配の程度を示す閾値（threshold）<sup>27</sup>を引き下げるほか、投資規模を問わずすべての投資を審査対象とする国もある。こうした規制強化の結果、ハイテク技術を扱うスタートアップ投資等も審査対象に含まれる可能性があり、大企業だけでなく中堅・中小企業の投資活動にも影響が及ぶ可能性がある。

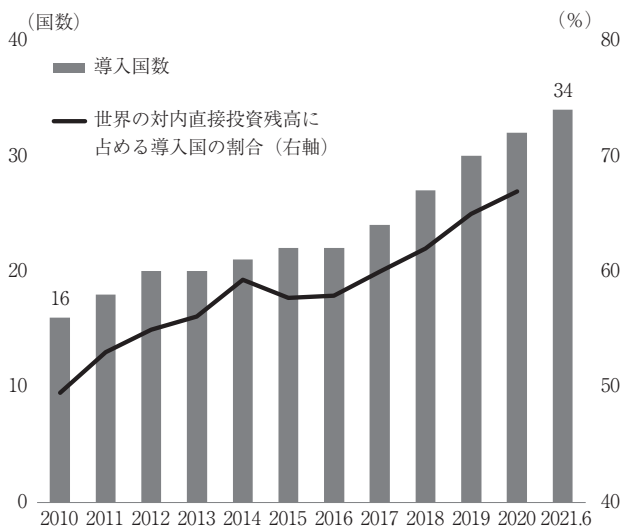
各国は審査制度の履行強化も進める。たとえばこれまで新たな投資活動に係る届出は自発的または事後的に行うことを認めていたところ、米国などでこれを事前通知義務に切り替える動きが見られる。また欧州各国などでは、審査手続きを順守しない外国企業に対してはより厳格な罰則規定（担当役員の懲役刑や高額な罰金刑を含む）を適用する動きもある。従って企業としては取引内容に応じて適切に事前届出を行い、コンプライアンスリスクを避けることが求められる。この他、新たに体系的な投資スクリーニング制度を確立するため、2020年以降は英国や中国、オーストラリアなどで立法や大規模な法改正が相次いだ。

以下では各国・地域ごとに投資スクリーニング制度の最新動向（2020年6月末時点）を整理した上で、今後の事業上の留意点や展望をまとめる。

### ■欧州：EU投資スクリーニング規則が全面適用、英国では新法が成立

EUでは国家安全保障に係る事項は加盟国の主権に留まるとされており<sup>28</sup>、投資スクリーニング制度の導入・運用は各加盟国の政策判断で進められる。しかしEU加盟国は単一市場を構成しており、ある加盟国で外国投資の受け入れに伴う安全保障上のリスクが適切に審査されないと、そのリスクが他の加盟国に飛び火する懸念もあった。そのためEUは同制度の導入・運用は各加盟国に委ねつつも、加盟国間の協力体制を強化すべく、2019年4月10日にEU域外からの外国直接投資審査規則を発効させ、2020年10月11日に全面適用を開始した。

図表Ⅲ-11 投資スクリーニング制度の導入国数（2021年6月末時点）



〔注〕①導入国数と各国の導入年はUNCTADと欧州委員会の発表を基に算出。

②ベルギーはフランダース州政府のみが投資スクリーニング制度を導入している。

〔資料〕 UNCTAD、欧州委員会から作成

27 議決権保有率などの基準。閾値を超えた外国投資が審査の対象となる。

28 The Treaty on European Union Art.4.2.

図表Ⅲ-12 主要国の投資スクリーニング制度の概要

	主な根拠法令	主な審査機関	事前審査対象となる投資		事前審査期間(注④)	審査基準の詳細(注③)	
			業種・分野	株式・議決権保有率などの割合(閾値)			
欧州	英国	国家安全保障・投資法	ビジネス・エネルギー・産業戦略省	指定業種	25%以上	30日	非公開
	ドイツ	AWG(対外経済法) AWV(対外経済法施行令)	連邦経済・エネルギー省	指定業種 全業種	10%以上(軍事・重要インフラ分野) 20%以上(その他の指定分野) 25%以上	4カ月	非公開
	フランス	通貨金融法典、 首相政令第2019-1590など	経済・財務・復興省	指定業種	25%以上(注①)	30日	公開
	イタリア	政令2012年21号など	閣僚評議会	指定業種	3%以上(国家安全保障分野) 10%以上(その他の指定分野)	45日	公開
	スペイン	資本移動・外国取引法(法19/2003) など	産業・商業・観光省	指定業種	5%以上(軍事分野) 10%以上(その他の指定分野)	指定なし (最長6カ月)	非公開
北米	米国	FIRRMA (外国投資リスク審査現代化法)	CFIUS (対米外国投資委員会)	全業種	なし	45日	非公開
	カナダ	カナダ投資法	イノベーション・科学・経済開発省	全業種	なし(注②)	45日	公開
アジア 大洋州	中国	外商投資安全審査弁法、 安全審査制度の確立に関する通知など	NDRC (国家発展改革委員会)	指定業種	なし(軍事分野) 50%以上(国家の安全に関わる分野)	45日	非公開
	オーストラリア	外資による取得及び買収に係る法律	FIRB (外国投資審査委員会)	指定業種 全業種	なし(国家安全関連事業) 5%以上(メディア事業) 20%以上(注③)	30日	非公開
	日本	外国為替及び外国貿易法、 対内直接投資令	財務省及び事業所管 省庁	指定業種	1%以上	30日	公開

[注] ①被買収企業が上場企業である場合、時限的措置として閾値を10%以上に引き下げている(2021年末まで)。②経済効果などの観点から外国投資がカナダの純利益(net benefit)となるかを審査する場合、被買収企業の企業価値(名目額)が一定額以上の投資のみを事前審査の対象とする。ただし、コロナ禍による暫定措置が適用されている。(84ページ参照) ③閾値と別途設定された名目額の両方の条件を満たした投資が審査対象。④各国の法令の中で最も一般的なものを示す。延長期間は含まず、実際の審査期間はより短い場合もある。⑤安全保障や公の秩序などの解釈について、具体的な審査要素(factors)を公表しているか否かを示す。⑥本表は2021年6月末時点での情報に基づくもの。

[出所] 各国の関連法令から作成

同規則はまず情報共有体制を確立することで加盟国間の連携を促す。ある加盟国が審査を実施する場合、その詳細を速やかに欧州委員会や他の加盟国に通知することを定める<sup>29</sup>。他の加盟国は当該投資が自国の安全保障や公の秩序にも影響を及ぼすと判断する場合、当該審査国にコメント(comments)を通知することができる<sup>30</sup>。欧州委員会もEU全体の利益などの観点から意見(opinions)を送付することができる<sup>31</sup>。審査国はこうしたコメントや意見について、十分な検討を行うべきとしている<sup>32</sup>。なお、コメントや意見は投資受入国が審査をしていない外国投資(計画段階の投資や実行済みの投資)についても通知することができる<sup>33</sup>。また、同規則は審査時に検討すべき要素として、重要インフラの他、重要技術や機微情報へのアクセス、食糧などの重要物資の供給への影響を例示する<sup>34</sup>。

同規則の適用やコロナ禍による自国企業の株価暴落などを受けて、EU加盟国では国内法令を改正する動きが相次いだ。**ドイツ**は2021年5月1日、対外経済法施行令

(AWV)の第17次改正を施行し、事前届出を義務付ける対象業種を大幅に拡大させた。ドイツはこれまで軍事関連分野に加えて、重要インフラや健康分野など11の特定分野について事前届出を義務付けていた。しかし本改正により、この特定業種に上記EU規則に対応するハイテク技術を含む16分野が追加された<sup>35</sup>。この16分野においては外国企業(EU/EFTA域外企業)がドイツ企業の20%以上の議決権を獲得しようとする場合、連邦経済・エネルギー省に対する事前届出が必要になる<sup>36</sup>。なお、当初の改正案では上記閾値は10%以上に設定されていたところ、産業界から小規模投資への影響を懸念する声が広がり、20%以上に上方修正された。また本改正では外国企業がドイツ企業の議決権保有比率を増やす追加投資の場合も、段階毎(25%、40%、50%、75%)に事前届出が必要となること明記された<sup>37</sup>。

**フランス**はEU規則を念頭に2019年1月と2020年4月にハイテク技術に関する投資を事前審査対象に追加した。また2020年4月1日には外国企業(EU/EEA域外企業)による国内企業の買収について、事前審査に係る閾値を

29 EU Investment Screening Regulation Art.6.1.

30 Ibid. Art.6.2.

31 Ibid. Art.6.3.

32 Ibid. Art.6.4.

33 Ibid. Art.7.1, 7.2.

34 Ibid. Art.4.

35 Außenwirtschaftsverordnung § 55a (1) 1 ~27.

36 Ibid. § 56 (1). なお重要インフラ分野に係る閾値は10%以上、健康分野に係る閾値は20%以上である。

37 Ibid. § 56 (2).

33.33%以上から25%以上に引き下げた<sup>38</sup>。さらに2020年7月には、この閾値を被買収企業が上場企業である場合に限り、10%以上まで引き下げた<sup>39</sup>。当該措置はコロナ禍で株価の下落した企業を略奪的買収から守るための半年間の時限的措置であったが、2020年12月28日には当該措置の期限を2021年12月31日まで延長することを決定した<sup>40</sup>。

**イタリア**も2020年4月8日、新型コロナによる経済的混乱に対処するため投資スクリーニング制度を強化する政令を公表し、同年6月6日に法律として施行した<sup>41</sup>。イタリアは大きく国家安全保障に関する分野（軍用機器・システムなど）とその他の戦略的分野・資産（エネルギー、重要インフラ、ハイテク分野など）に係る外国投資に事前届出を義務付ける。新たな法律は後者の分野にEU規則で例示された業種を追加して届出の対象業種を拡大した。また同法は、外国企業（EU/EEA域外企業）がその他の戦略的分野に投資を行う場合、被買収企業の支配権を移動させる行為などに加えて、10%以上の議決権または株式を取得しかつ取引額が100万ユーロを超える際に、閣僚評議会への届出を義務付けた<sup>42</sup>。この届出義務は当初2020年末までの時限的措置とされていたが、2020年12月18日には2021年6月末まで延長されることが決定された<sup>43</sup>。

**スペイン**は2020年3月18日、これまで国防分野など一部を除いて原則自由としていた対内直接投資の受け入れ体制を一時的に停止する勅令法を施行した<sup>44</sup>。これにより外国企業（EU/EFTA域外企業）が指定業種におけるスペイン国内の上場企業の株式を10%以上取得する場合、当局に対する事前届出と事前承認の取得が新たに義務付けられた。さらに4月2日より、域外資本が25%以上入った域内企業にも届け出義務を暫定的に拡大し<sup>45</sup>、11月19日施行の勅令法で同措置を2021年6月末まで延長した<sup>46</sup>。他方でこれらの勅令法の実施規則は未だ制定されておらず、審査基準などの詳細は明らかでない部分も多い。また審査対象案件が急拡大したことで審査が滞り、審査期間が法定期限を越す事例も確認されている。現地報道によれば審査体制が強化された2020年3月から1年間で520件の届け出があり、そのうち閣議による審査を受けた案件は20件ほどだった<sup>47</sup>。この期間中、条件付きで承認

された1件を含めて、全ての投資が承認されたとされる。

この他、**オランダ**でも包括的な投資スクリーニング制度の構築に向けた動きが見られる。オランダは2020年9月8日、経済・国家安全保障審査法（Wet toetsing economie en nationale veiligheid）の草案を公表し、パブリックコメントを開始した。同国はこれまで電気・ガス・通信などの分野に限定してスクリーニングを行ってきたが、同法が成立すれば審査対象となる投資が大幅に増加する見込みである。オランダ政府は新法の下で2020年6月2日以降に実行された外国投資を審査対象とするとしており、事後介入制度の導入も検討されている。オランダは日本の国別の対外直接投資残高（2020年末）でも米国、英国に次ぐ3位につけている。今後、同法案は国会に提出される見通しで、審議の行方が注目される。

新たに投資スクリーニング制度を導入するEU加盟国も相次いだ。**チェコ**では2021年5月1日に外国投資スクリーニング法が発効した。同法では外国企業（EU域外企業）が国内企業の有効な支配権を獲得する投資活動を事前審査対象としており、具体的には10%以上の議決権の取得や対象企業の取締役会など意思決定機関への参加、機微情報へのアクセスなどの行為が対象になる<sup>48</sup>。この他、2020年以降は**マルタ**、**スロベニア**、**スロバキア**が同制度を導入し、EUにおける導入国数は計19となった（図表Ⅲ-13）。

EUを離脱した**英国**では2021年4月29日に国家安全保障・投資法が成立した。同法は英国で初めて包括的な投

図表Ⅲ-13 欧州の投資スクリーニング制度導入国



〔注〕 濃い塗りつぶしは同制度の導入国、薄い塗りつぶしはEU加盟国のうち、同制度の未導入国を示す。  
〔出所〕 UNCTAD、欧州委員会から作成

38 Décret n° 2019-1590 du 31 décembre 2019, Art.1.  
39 Décret n° 2020-892 du 22 juillet 2020, Art.1.  
40 Décret n° 2020-1729 du 28 décembre 2020.  
41 Dereco-Leffe 8 aprile 2020, n. 23; Legge 5 giugno 2020, n. 40.  
42 Dereco-Leffe 8 aprile 2020, n. 23.  
43 Legge 18 dicembre 2020, n. 176.  
44 Real Decreto-ley 8/2020, de 17 de marzo.  
45 Real Decreto-ley 11/2020, de 31 de marzo.  
46 Real Decreto-ley 34/2020, de 17 de noviembre.  
47 "500 inversores extranjeros desafían con 42.000 millones de euros el blindaje de Pedro Sánchez," Expasion (April 9th, 2021).

48 The Foreign Investments Screening Act, Art. 5.

資スクリーニング制度を定めたもので、実施規則の発表とともに2021年末までに施行される見込みだ。これまで英国は2002年企業法（The Enterprise Act 2002）の下、企業合併・買収審査の文脈で外国投資の安全保障上のリスクを審査していたが、新法の発効に伴い従来の審査は廃止される<sup>49</sup>。

国家安全保障・投資法はまず指定分野において対象企業の25%以上の株式または議決権を取得する取引に対して事前通知を義務付ける<sup>50</sup>（従来の審査で利用されてきた売上高や市場シェアに基づく閾値は採用されていない）。「対象企業」には英国企業のみならず、英国内で事業を実施したり英国向けに物品やサービスを供給したりする企業も含まれる<sup>51</sup>。指定分野は今後の実施規則を通して明らかになるが、すでにパブリックコメントなどでハイテク技術を含む17の分野が示されている<sup>52</sup>。さらに同法は上記分野に関わらず、安全保障上のリスクの疑いがある取引につき、当該取引の完了後5年までに事後的に審査を開始できることを定めた<sup>53</sup>。このため英国政府は国家安全保障に影響し得る投資については、自発的に事前通知をするよう推奨している。同法に関連する政府の影響評価によると、政府は今後年間1,000～1,830件の通知を受理し、うち70～95件につき詳細な審査を行うことを想定している<sup>54</sup>。現行法の下で過去18年間に行われた審査数は10件程度とされており<sup>55</sup>、審査件数は大幅に拡大する見込みである。

## ■ アジア大洋州：中国で外商投資安全審査弁法が発効、オーストラリアは大規模改正を実施

中国は2021年1月18日、外商投資安全審査弁法（以下、安全審査弁法）を施行した<sup>56</sup>。これまで中国は独占禁止法を根拠に「國務院による外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度の確立に関する通知」（2011年3月5日発効）やその実施規制（同年9月1日発効）などを通して投資スクリーニング制度を規定していたが、新

法は同制度を包括的に規律する初めての法規となる。なお、新法発効後も上記通知や実施規則は廃止されず、2021年6月末時点では有効である。

安全審査弁法によれば、まず軍需産業など国防分野に関わる投資についてはすべて事前申告をすることを義務付ける<sup>57</sup>。また国家の安全に係る分野においては、投資先企業の実質的支配権を取得する場合に限り、事前申告を義務付ける<sup>58</sup>。実質的な支配権を取得するとは、具体的に投資先企業の50%以上の出資持分権を取得する場合に加えて、持ち分権が50%未満でも保有する議決権が株主総会などの決議に重大な影響を及ぼすことができること、企業の経営意思決定などに重大な影響を及ぼすこととされる<sup>59</sup>。申告先は国家発展改革委員会に設置される外商投資安全審査業務メカニズム弁公室で、同室が審査実施の要否と審査が行われる場合は安全審査の可否を決定する<sup>60</sup>。

安全審査弁法では審査基準を明確に示していないが、上記通知では取引が①国防安全、②国家経済の安定運営、③社会基本生活秩序、④国家安全にかかわる基幹技術の研究開発能力に与える影響などが審査時に考慮する要素として示されている。安全審査の結果は当事者へのみ書面で通知されるため、中国がこれまで投資スクリーニング制度をどの程度運用してきたかは明らかではない。執筆時点で安全審査弁法の実施細則や本法と既存の通知などとの関係性も明らかではなく、今後の明確化が待たれる。

オーストラリアは外資による取得及び買収に関する法律を大幅に改正し、2021年1月1日に施行した。これまでオーストラリアは原則として2億8,100万豪ドル以上の資産価値を有する企業の20%以上の株式を取得する取引（通知行為：notifiable actions）に事前通知を義務付け、当該取引が「国益」（national interest）に反するか否かという見地から審査をしてきた<sup>61</sup>。しかし本改正では国家安全通知義務行為（notifiable national security actions）という新たな行為類型を設け、当該行為についても事前通知を義務付けた<sup>62</sup>。当該行為については国益に加えて国家安全保障の観点からも事前審査が行われるが、具体的な審

49 National Security and Investment Law § 58.

50 Ibid. § 6 (2), § 8 (2).

51 Ibid. § 7 (2), (3).

52 先端素材、先進ロボット工学、人工知能、民生用原子力、通信、コンピュータハードウェア、政府への重要なサプライヤー、危機管理に関する重要なサプライヤー、暗号認証、データ・インフラストラクチャー、防衛、エネルギー、生物工学、軍民併用技術、量子技術、衛星および宇宙技術、輸送の17分野。

53 National Security and Investment Law. § 2 (2).

54 Regulatory Policy Committee, 'National Security and Investment Bill: Department for Business, Energy and Industrial Strategy', at 45.

55 House of Commons Library, 'National Security and Investment Bill 2019-21', Briefing Paper (18 January 2021), at 35.

56 2020年1月に施行された外商投資法第35条では、「外商投資安全審査制度」を構築し国家の安全に影響を及ぼす可能性がある外国投資に対して安全審査を実施すると定められていた。新法はこの規定を受けて制定された。

57 外商投資安全審査弁法第4条第1項（1）。

58 同法第4条第1項（1）：国家の安全に係る分野としては、重要農産品、重要エネルギー及び資源、重大設備製造、重要インフラ、重要輸送サービス、重要な文化的商品・サービス、重要な情報技術及びインターネット商品・サービス、重要な金融サービス、基幹技術並びにその他の重要分野が例示されている。

59 同法第4条第2項：株式取得行為以外には外国投資家による新規プロジェクトへの投資や企業設立、株式以外の資産取得なども審査対象に含まれる。詳細は同法第2条の「外商投資」の定義を参照。

60 同法第4条、7条、8条。

61 Foreign Acquisition Takeovers Act 1975 § 4. 47 (2)(b), 81.

62 Ibid. § 55B, 81.

査要素は示されていない。国家安全通知義務行為の対象となる業種は、通信事業や防衛産業に加えて、重要インフラ安全保障法（Security of Critical Infrastructure Act 2018）で定められる業種とされる<sup>63</sup>。

オーストラリアは現在、この重要インフラ安全保障法の改正を進めており、同法の対象範囲を通信、金融、データ保存・処理、防衛、高度教育・研究、エネルギー、食品、ヘルスケア・医療、宇宙技術、輸送、上下水道などに拡大することが検討されている。この改正が成立すると、事前審査の対象となる国家安全通知義務行為も大きく拡大されることになるため注意が必要である。

またニュージーランドも2021年6月7日に新たに「国家安全保障・公共秩序（NSPO）通知制度」を導入した。NSPO通知制度では、国防軍への直接のサプライヤーや、軍事技術、港湾・空港、電気、水道、通信、金融市場インフラなどに関連する「戦略的に重要な事業」のほか、外国政府による直接または間接投資などに対象を絞って、審査を実施するとしている。

#### ■北米：米国は引き続き規制強化、カナダも運用強化へ

米国は外国投資リスク審査法（FIRRMA）の下で外国投資の審査体制を強化する（図表Ⅲ-14）。FIRRMAは前述のECRAとともに2019年国防授權法の一部として2018年8月13日に成立した<sup>64</sup>。米国では複数の省庁の代表者で構成される対米外国投資委員会（CFIUS）が外国投資（取引）の安全保障上のリスクを審査する。FIRRMAはこのCFIUSの権限を大幅に強化し、外資規制の強化を目指したものである。

図表Ⅲ-14 米国の投資規制を巡る動き

年月	概要
2018年8月1日	外国投資リスク審査法（FIRRMA）が成立
2018年11月10日	FIRRMAの一部条項を先行して適用するパイロットプログラムを開始
2019年9月17日	FIRRMAの規則案が発表
2020年1月13日	FIRRMAの最終規則が発表
2020年2月13日	FIRRMAの最終規則が施行
2020年6月2日	事前申告の対象取引に係る規則につき、変更案を公表
2020年10月15日	事前申告を義務とする取引要件を変更する最終規則の改正が適用開始

〔出所〕 ジェトロ「ビジネス短信」から作成

FIRRMAでは大きく「審査対象となる取引の拡大」と「取引前の事前届出の義務化」という2つの改正が行われた。CFIUSはこれまで米国事業（業種制限なし）の「支配」（control）をもたらす合併、取得、または買収などを

審査対象の取引としてきた<sup>65</sup>。「支配」の有無については具体的な閾値は設定されず、企業に影響を与える重要な事項を総合的に検討して判断される<sup>66</sup>。

他方、FIRRMAはこの審査対象支配型取引（covered control transactions）に加えて、一定の条件を満たす「支配」を伴わない取引についても「審査対象投資」（covered investments）として審査対象とした<sup>67</sup>。具体的には取引の結果として、①重要な非公開の技術情報へのアクセス、②取締役会等の構成員となる権利もしくはその指名をする権利、③重要技術の使用、開発、取得、もしくは公開に関する実質的な意思決定への関与（株主の議決権行使を除く）のいずれかが伴う場合、当該取引はその規模を問わず審査対象投資とされる。ただし審査対象投資は、重要技術と重要インフラ、米国民の機微な個人情報を扱う米国事業のみを対象とする。

FIRRMAは新たに事前申告の義務化も定めた<sup>68</sup>。FIRRMAの施行前は、任意の通知（notice）のみが規定されており、当事者は自主的にCFIUSに通知を行って審査を受けるか、CFIUSが独自に審査を開始することを決定していた。しかし同法の施行後は上記重要技術に関与する米国事業に投資する場合、一定の例外を除いてCFIUSへの事前申告（declaration）を義務付けた<sup>69</sup>。

この「重要技術」を巡っては、FIRRMA施行当初は北米産業分類システム（NAICS）に従って指定する27業種としていた。しかしこの指定方法では必ずしも安全保障上のリスクとならない取引まで含まれるとの反発が産業界で広まった。これを受けて2020年10月15日に発効した改正規則は、輸出管理制度で輸出許可が求められる技術であればFIRRMA上の重要技術に該当するという新たな基準を示した。前述の通り、輸出管理規則（EAR）では新興技術や基盤的技術が輸出管理品目に追加されたため、今後はこれらの技術も投資規制の対象となる。

このほか、米国では2021年4月8日、超党派により「戦略的競争法案」が上院に提出された。本法案は中国との関係で米国の競争力確保に向けた方針をまとめたものだが、同法案ではCFIUSのさらなる権限強化が盛り込まれた。同法案の第138条によればCFIUSの審査対象取引として、外国の主体が重要技術を有する米国の大学に対して寄付をしたり共同研究等に向けた契約を締結したりする行為を含めることが提案されている。本法案が成立すれば、CFIUSによる審査は学術界にも広がり、日本の大学や研究機関にも影響が広がる可能性がある。

63 Foreign Acquisitions and Takeovers Regulation 2015 § 8 AA(2).

64 FIRRMAの概要については『世界貿易投資報告2020年版』（ジェトロ）80～81ページも参照されたい。

65 31 CFR Part § 800.210.

66 31 CFR Part § 800.208.

67 31 CFR Part § 800.211, 213.

68 31 CFR Part § 800.401.

69 31 CFR Part § 800.401 (c).



**カナダ**はコロナ禍を受けて2020年4月18日、投資スクリーニング制度の運用を一時的に強化する声明を発表した<sup>70</sup>。同国はカナダ投資法の下、業種を問わず一定の閾値（被買収企業の企業価値など）を満たした外国投資に事前届出を義務付け、当該投資が経済効果などの観点から同国にとって純利益（net benefit）になるか否かを事前審査する<sup>71</sup>。しかし今回の暫定措置により、公衆衛生やカナダ国民・政府にとって必要不可欠な製品・サービスの供給に關与する事業への投資は、閾値を問わずに審査が厳格化された。またイノベーション・科学・経済開発省は2021年3月24日、国家安全保障審査に係るガイドラインの改訂を発表した<sup>72</sup>。同国は上述の純利益に係る審査に加えて、同省大臣が必要と認める場合、事前届出の有無や閾値、業種を問わず、外国投資の国家安全保障への影響も審査する<sup>73</sup>。今回のガイドラインは後者に関するもので、①機密性の高い個人情報、②特定の機微技術分野、③重要鉱物、④国有または国の影響を受けた投資家による投資など、国家安全保障上の懸念が生じる可能性のある分野が例示された。なかでも機微技術分野については15項目が例示されており、AIや量子科学、ロボティクス、医療技術などが含まれている。

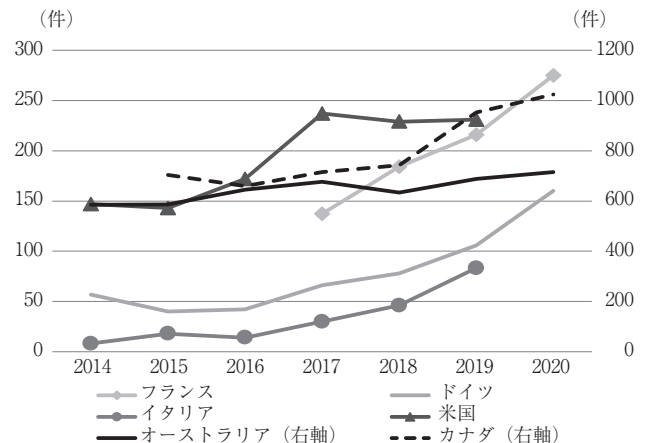
#### ■中東：イスラエルでも事前審査の運用が始まる

**イスラエル**は2019年10月30日、外国投資の安全保障上のリスクを審査する諮問委員会を設立した<sup>74</sup>。審査対象は関係省庁からの許認可を要する外国投資であり、関係省庁が許認可の付与にあたり審査の必要があると判断した場合、諮問委員会に助言を求めることができる。外国企業による事前届出義務は規定されていない。諮問委員会による審査の有無や助言の内容は公開されないが、ジェットロのヒアリングによれば、すでに数件の審査実績はあるという。また同国では新たに諮問委員会のみならず関係省庁も安全保障に係る審査ができるよう、新たな法案の準備が進められている。

#### ■規制強化に伴い運用も活発化、相手国政府との意思疎通もポイントに

投資スクリーニング制度の強化とともに、実際の審査件数も拡大傾向にある。審査（事前届出）件数を公表する国を見ると、いずれも過去5年で件数が増加基調にあることが確認できる（図表Ⅲ-15）。特にドイツやフラン

図表Ⅲ-15 主要国の投資スクリーニング件数



〔注〕①イタリアとカナダは通知件数を示し、オーストラリアは承認件数（不動産関連投資を除く）を示す。それ以外の国は審査件数を示す。②オーストラリアの件数は前年7月1日から同年6月30日の合計。カナダの件数は前年4月1日から同年3月31日の合計。

〔出所〕各国政府資料から作成

スの審査件数（2020年）は2017年比でそれぞれ約2.4倍、2.0倍となった。イタリアでも事前届出件数（2019年）が2017年比で約2.8倍になるなど、EU加盟国による運用拡大が目立つ。審査の開始が必ずしも投資の未承認につながるわけではないが、企業による対応コストの増加や審査が生み出す萎縮効果（届出の自主的な取り下げ）などは一定程度存在すると見られる。また各国政府発表や各種報道に基づき実際に当局が投資を承認しなかった事例などを整理すると、5Gや半導体、軍事技術や個人情報へのアクセスなど幅広い分野で同制度が活用されていることが見て取れる（図表Ⅲ-16）。

事前審査対象が小規模投資にも拡大する中、今後は業種によって中堅・中小企業による投資活動にも影響が及ぶ可能性がより高まる。投資スクリーニング制度の導入国で企業買収などを検討する日本企業としては、まずは現地専門家の助言を得ながら、計画する取引が事前審査の対象となる業種や投資（取引）形態に該当するかなどを確認することが重要になる。特にハイテク技術分野は今後も審査対象がより拡大される可能性もあり注意が必要である。こうした諸条件は、買収企業の選定や取引形態の検討する上でも大きな変数になり得る。

さらに進出先国当局との意思疎通もポイントになる。前述の通り、当局が審査基準とする安全保障の概念は必ずしも明らかではなく、実施規則を見ても事前届出や承認の可否を判断できない局面も想定される。この場合には事前に審査当局と協議するなどして当局の見解を把握することが円滑な投資を進める上で重要になる（図表Ⅲ-17）。特に事前届出や承認の取得が義務付けられていないものの、当局による事後介入の可能性がある場合には、自主的な届出を行い、審査当局に事後審査の可能性がな

70 Policy Statement on Foreign Investment Review and COVID-19 (April 18, 2020)

71 Investment Canada Act § 14, 17, 20, 21.

72 Guideline on the National Security Review of Investment (March 21, 2021)

73 Investment Canada Act, Part IV.1.

74 Resolution B/372 by the Ministerial Committee on National Security Affairs (State Security Cabinet) dated on October 30th 2019.

図表Ⅲ-16 投資スクリーニング制度の運用例

年月	審査国	企業の投資 元国・地域	概要
2019年12月	中国	香港	【小売】香港の英国系コングロマリットを最大株主とする永輝超市（小売業）が中百集団（小売業）の持ち株比率を高めるべく公開買い付けを実施しようとしたところ、国家発展改革委員会が外商投資安全審査に係る申告をするように要請。同社はこれに応じて申告をしたものの、特別審査手続きに移行後、買収計画を撤回した。
2020年3月	米国	中国	【個人情報へのアクセス】トランプ大統領（当時）がCFIUSの勧告に基づき、北京中長石基信息技术（IT）に対し、同社が2018年に買収した米同業ステインタッチ（StayNTouch）の売却を命じる大統領令を発表。トランプ政権がステインタッチの保有する顧客情報が中国に流出することを懸念した可能性がある。
2020年12月	ドイツ	中国	【衛星・通信】中国航天科工集団の現地子会社が衛星・レーダー関連技術企業のIMSTの買収を届け出たが、安全保障上の懸念から買収が承認されず、IMSTは5G技術などを手掛ける他、ドイツ連邦軍へ製品やサービスを納入しているとされる。
2020年12月	フランス	米国	【武器関連機器・原子力】フランス国防省は米国の産業機器テレダイン（Teledyne Technologies）によるフォトニス（Photonis）の買収計画を却下した。同国の国益を守り、経済・産業上の主権を守るためとしている。フォトニスはフランス軍向けに赤外線観視スコープを製造するほか、原子力分野でも戦略的技術を有している。
2021年1月	オーストラリア	中国	【バイオテクノロジー】中国建築集团有限公司（建設）は同業のプロビルド（Probuild）の買収に向けて事前届出を提出。しかし連邦財務大臣が安全保障上の懸念から買収申請を拒否する意思を表明。その後、同社は事前届出を撤回した。プロビルドは新型コロナワクチンの研究・生産を手掛ける大手製薬CSL社の本部建物の建設を請け負っていた。
2021年3月	イタリア	中国	【半導体】深圳控股有限公司がLPE社（半導体製造）の70%の株式を取得しようとしたが、ドラギ首相が拒否権を行使し、買収を阻止。イタリアは半導体を戦略分野に位置づけている。

〔出所〕各種報道、企業プレスリリース、政府発表資料から作成

図表Ⅲ-17 審査当局による事前相談体制など

国・地域	概要
英国	ビジネス・エネルギー・産業戦略省内に設置された投資セキュリティ部門が、事前審査の理解と取引に関する政府への通知を希望する企業に単一の窓口を提供する。
ドイツ	事前届出の対象となる投資については、連邦経済・エネルギー省が事前相談を受け付ける（ただし法的拘束力はない）。届出対象外の投資については、取引に先立ち、同省にクリアランス・レターを申請し、レターの交付を以って、当該投資が公的秩序や安全保障上の懸念がないことを法的に確定させることができる。
フランス	外国企業はフランス企業（被買収企業）の同意の下、経済・財務・復興省に事前承認の要否を確認し、2カ月以内に回答を得ることができる。
スペイン	産業・商業・観光省貿易投資局が事前届出の要否に係る相談を受け付けている。
米国	CFIUS内に事前申告や各種届出の要否など相談内容に応じた専門窓口が設置されている。
カナダ	イノベーション・科学・経済開発省の投資審査部が事前届出等に関する問い合わせを受け付ける。
中国	国家発展開発委員会（NDRC）内に設置された業務メカニズム弁公室が事前届出などに関する問い合わせを受け付ける。問い合わせは実名で行う。
オーストラリア	事前届出の要否確認を目的とした相談窓口はないが、関連するガイダンスが公開されている。また審査を担当する外国投資審査委員会（FIRB）の連絡先が公開されている。
日本	事前届出の要否や業種の特定については、原則企業自らが判断するとしつつ、財務省または所管省庁に問い合わせをすることが可能で、照会先が公開されている。

〔出所〕各国政府資料、ジェトロ海外事務所報告から作成

いことを法的に確定してもらうことも考えられる。

#### （４）サプライチェーンと人権

##### ■世界的に高まる人権への意識

近年、世界全体で、ビジネスおよびサプライチェーンにおける人権への配慮が、企業の持続可能な活動のために欠かせない要件となっている。国際的な枠組みでは、

2011年、国連人権理事会が「ビジネスと人権に関する指導原則」を採択。同指導原則の成立を受け、OECDの「多国籍企業行動指針」に人権に関する章が追加された（2011年、第5次改訂）ほか、2015年9月に「持続可能な開発目標」（SDGs）を定めた国連の2030アジェンダにおいても、同指導原則に従った民間企業の活動促進がうたわれた。また、持続可能なビジネス慣行のための企業向け指針であるILO「多国籍企業宣言」の2017年の改定においては、同指導原則と足並みをそろえた取り組みの実施と各主体の役割について言及されている。

主要国・地域では、同指導原則にのっとったかたちで、ビジネスと人権に関する国別行動計画（National Action Plan on Business and Human Rights: NAP）の策定および導入が進む。2021年6月時点で、欧州を中心とする27カ国において策定済みのNAPが公表されているほか、26カ国がNAPを策定中もしくは策定を正式に表明した段階にある<sup>75</sup>。

日本においても、2020年10月、2020～2025年までの5年間を対象とするNAPが定められた。これにより、サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備に向け、本格的な取り組みが始動した。本NAPにおいて、政府は日本企業に対し、その規模、業種などにかかわらず、①指導原則その他の関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセ

75 NAP公表済みの27カ国には、人権に関する行動計画に、「ビジネスと人権」に関する章を設ける3カ国を含む。国際連合人権高等弁務官事務所ウェブサイトにて公開（<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/NationalActionPlans.aspx>）。

スを導入すること、②ステークホルダーとの対話を行うこと、③効果的な苦情処理の仕組みを通じて問題解決を図ること、への期待を表明している。

近年、企業に人権尊重が強く求められるようになった背景には、こうした人権尊重のための国際的な枠組みの進展、欧州を中心とした法令に基づく義務的対応の必要性（後述）、対応を怠った場合のリスクの顕在化などが挙げられる。加えて、社会全体で、メディアやSNSなどを通じ「ビジネスと人権」に関する認知度が高まっている事情もある。また、投資家や消費者の間での関心や意識の高まりも、人権尊重の取り組みを後押しする。すなわち、企業にとって、デュー・ディリジェンスをはじめとする適切な取り組みの実施、および取り組みに関する積極的な情報開示が、市場での自社製品・サービスの競争力に少なからず影響を及ぼす環境が生まれているといえよう。

## ■ 欧州各国で相次ぐデュー・ディリジェンスの義務化

ビジネスと人権に関する政府の取り組みが先行する欧州では、各国レベルで既に法制化を通じた人権尊重の義務化の動きが進展する<sup>76</sup>。企業に対し、国内法令に基づく強制力をもって、情報の開示や報告、適切なデュー・ディリジェンスの実施などを求める国が広がりを見せる（図表Ⅲ-18）。

英国は、現代奴隷労働や人身取引に関する法的執行力の強化を目的とした「2015年現代奴隷法」を2015年7月末より施行。サプライチェーンからの奴隷制排除を目的に、英国で活動する一定規模以上の営利団体・企業（日本企業も対象）に、奴隷労働や人身取引がないことを確実にするための対応として、声明の公表を義務付けている。2020年9月には、現行法では任意となっている報告分野の義務化や、年次報告期限の統一、政府のオンラインレジストリへの声明登録の義務化などが提案されている。

2021年3月にはレジストリへの声明登録を開始し企業に登録を推奨、将来的には義務化する方針を示す。

ドイツでは、2016年にNAPが策定され、ドイツに拠点を置く従業員数500人以上の企業の50%以上が2020年までに自主的にデュー・ディリジェンスを導入することを目標に設定した。しかし、2018～2020年にかけて政府主導で実施したNAPモニタリング（企業調査）において、準拠措置を自主的に実施している企業の少なさが明らかになったことから、政権が法制化による措置を決定した。その結果、2021年3月に「デュー・ディリジェンス法」の法案を閣議決定し、6月に連邦議会（下院）および連邦参議院（上院）で可決。2023年1月に施行予定となっている。同法案の施行に伴い、日本企業も対象に含む一定規模以上の企業<sup>77</sup>には、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外のすべての企業には注意義務が課せられる。注意義務の主な内容には、対象企業の社内における人権リスク管理体制の確立、リスク分析や予防措置の実施、人権侵害に関する苦情処理の仕組み構築、人権報告書の作成・公表などが含まれる。違反企業には過料に加え、公共調達から最長3年間排除されることになる。

また、オランダでは、児童労働の撤廃に向けた「児童

図表Ⅲ-18 主要国における人権デュー・ディリジェンス義務化の動き

国・地域	法規制の名称（仮訳）	成立時期	内容
EU	紛争鉱物資源規則	2017年6月施行 2021年1月運用開始	EU事業者に対し指定地域から調達した鉱物が紛争や人権侵害を助長していないか確認を義務づけ
	非財務情報開示指令	2014年12月施行	一定規模以上の企業などに、環境、社会、人権の尊重など非財務情報の開示を、2018年より義務化
英国	2015年現代奴隷化法	2015年7月施行 (以降、随時レビュー)	年間売上が一定以上の営利団体・企業に、年次のデュー・ディリジェンスの手法などの声明公表を義務化
ドイツ	デュー・ディリジェンス法案	2023年1月施行予定	サプライチェーンの全体で人権と環境に対する注意義務（リスク把握、予防、是正、報告など）を負う
オランダ	児童労働注意義務法	2022年1月施行予定	対象企業は施行後6か月以内に、全サプライチェーンの児童労働状況を調査し完了の声明文を提出
	責任ある持続可能な国際事業活動に関する法案	2021年3月国会提出 2024年1月施行目標	企業に、より広範な人権への悪影響（不当労働、差別など）に関し、デュー・ディリジェンスを義務付け
フランス	親会社および発注企業の注意義務に関する法律	2017年3月施行	取引のあるサプライヤーなどにおけるリスク把握、定期的評価、対応などの実施計画作成と開示を義務化
米国	カリフォルニア州サプライチェーン透明法	2012年1月施行	対象事業者に、リスク評価、監査、法令順守証明、社内基準・手続き、社内教育の情報開示を義務化

〔出所〕 ジェトロ「サプライチェーンと人権に関する政策と企業への適用・対応事例」（2021年6月）、および各国・地域政府公式発表などに基づき作成

76 欧米各国におけるサプライチェーンと人権に関する政策および企業への適用・対応事例については、2021年6月、ジェトロがウェブサイト「サプライチェーンと人権」特集ページを開設し、各国からの報告に基づくレポートを掲載（2021年6月）

([https://www.jetro.go.jp/world/scm\\_hrm/](https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/))。

77 2023年1月の施行時には従業員3,000人以上、24年1月からは1,000人以上の企業。株式会社上の関連会社の従業員含む。

労働注意義務法」が2019年10月に公布され、2022年1月1日に施行される予定である。日本企業を含め、オランダ市場向けに製品やサービスを提供・販売するすべての企業が対象となる。同法は企業に対し、児童労働を防止するために適切なサプライチェーン上のデュー・ディリジェンスを行ったことを示す表明文を、施行後6カ月以内に提出することを義務づける。違反企業には6段階で最高87万ユーロ、または売上高の10%に相当する罰金のほか、悪質な企業には役員に対して2年以下の懲役刑などを規定する。さらに、2021年3月には、児童労働にとどまらない、より広範囲な人権デュー・ディリジェンス法案「責任ある持続可能な国際事業活動に関する法案」が国会に提出された。同法案が成立すれば、前出の「児童労働注意義務法」に置き換わることになり、今後の国会での審議の行方に注目が集まる。

そのほか、フランスにおいては2001年に制定された「新経済規制法」第116条の下、上場企業の年次報告書に「企業の社会的責任」(CSR)に関する情報の記載を義務づける。さらに、2017年3月に制定・施行された「親会社および発注企業の注意義務に関する法律」(注意義務法)は、直接・間接子会社に一定規模の従業員を抱える企業に対し、注意義務に関する計画書の作成と同計画の実施を義務付けている。同計画書には、①リスクの特定、分析、分類・格付け、②子会社や下請け企業、サプライヤーに対する定期的評価の実施方法、③リスクの軽減または防止のためのアクションプラン、④労働組合との協議による警報や通報・収集制度の確立、⑤実施措置のフォローと評価の仕組み、などの項目に関し、年次報告書で開示することを義務付けている。

#### ■ EU全体でバリューチェーンのデュー・ディリジェンス要求に関する指令を準備

欧州主要国で立法措置に基づく人権デュー・ディリジェンスの義務化や関連法令の運用強化の動きが加速する中、EUレベルにおいても、各国の法規制の調和を目指す取り組みが進展する。欧州委員会は2020年2月、「サプライチェーンを通じたデュー・ディリジェンス要求に関する調査報告書」を公表し、2021年秋までに指令案を提案するとの計画を発表した。2021年3月に発表された欧州議会の独自提案では、指令は中小企業を含む上場企業で、EU企業のみならず、EU域内で事業を行う全ての企業を対象としている。また、デュー・ディリジェンスの対象となる範囲を販売先も含めた広範な「バリューチェーン」とする方針を示した。

また、2021年1月には、紛争鉱物資源規則(規則2017/821)の適用を開始した。鉱石や金属を紛争地域および高リスク地域から調達するEU事業者に対し、調達

する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないか確認することを義務付けている。

そのほかEUでは、企業の年次報告書で環境、人権、ガバナンス等に係る情報開示を規定した、現行の「非財務情報開示指令」の改正案として、情報開示の対象企業の範囲を拡大した「企業持続可能性指令案」を2021年4月に発表した。現行指令の対象である従業員500人超の上場企業を、非上場企業も含む全ての大企業(従業員250人以上等)と、一部例外を除く中小企業を含む全ての上場企業に拡大する。現行の非財務情報開示指令は、加盟各国で既に国内法制化、施行されているが、新たな指令案が成立すると、加盟国は現行法の改正を余儀なくされる。現在、EUで相次ぎ発表・導入される新たな指令や規則は、EU域内の企業のみならず、EU域内企業と直接的、間接的に関わる世界中の企業に広く影響を及ぼすことになるものと見られ、その動向を注視しておく必要がある。

#### ■ 米国政府は新疆ウイグル自治区の人権問題で企業に自主検査を要請

米国では、議会で、証券取引委員会(SEC)に対し、強制労働を含む人権に関連した事業情報を企業に開示させる手続きの設置を義務付ける法案<sup>78</sup>が提出されている。また、2020年7月には、新疆ウイグル自治区における人権問題に関する省庁横断の諮問機関が設置され、同地区や同地区の労働力につながるサプライチェーンを有する企業に対し、自主検査を要請している。また国全体の動きに先駆け、カリフォルニア州では、サプライチェーンにおける奴隷労働および人身売買に関するリスク評価・対応のための監査などを企業に義務付けるカリフォルニア州サプライチェーン透明法(California Transparency in Supply Chains Act of 2010:CTSCA)が2010年に成立し、2012年1月1日から施行されている。

近年の特筆すべき動きでは、人権の観点からの貿易規制強化がある。バイデン政権が2021年3月に発表した通商政策方針では、強制労働に基づく製品の輸入を認めないことや企業の説明責任を高めることが明記され、人権重視の姿勢が明確に打ち出されている。輸出管理では、商務省が2020年10月、人権保護を目的に輸出管理規制を改正し、規制対象に監視システムなどを追加するなど、対象を拡大した。輸入規制では、1930年関税法307条に基づき、2021年1月、新疆ウイグル自治区に由来する綿、トマト(製品)の輸入を全面禁止(違反商品保留命令:WRO)した。第三国で加工をした場合も、同自治区産の綿、トマト

78 第116期議会(2019年1月~2021年1月)において、Business Supply Chain Transparency on Trafficking and Slavery Act of 2020(H.R.6279)が提出されている。また、2021年3月には新疆ウイグル自治区などに関する事業情報の開示規定をSECに求める法案(H.R.2072)が提出されている。

を微量でも含む製品は差し止めの対象となりうる。

なお、米税関は2020年8月、強制労働に依拠する輸入を行ったとしてPure Circle U.S.Aから57万5,000ドルを徴収した。強制労働に関連する罰金は同ケースが初となる。また、2021年1月には、ユニクロが輸入する綿製の衣料製品に対し、新疆生産建設兵団（XPCC）が関わる綿製品を禁輸するWROに違反するとの理由で、米税関が貨物を保留した。ユニクロは再審査を申請したものの、5月10日付で却下されている<sup>79</sup>。

## ■ UNDPは適切なデュー・ディリジェンス実施のための自己評価チェックリストを公開

日本経済団体連合会が2020年10月に公表した「第2回企業行動憲章に関するアンケート調査」<sup>80</sup>の結果によれば、同会員企業のうち、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」への取り組み状況として、取り組みを進めていると回答した企業は36%となった。取り組んでいる企業の推進理由としては、「国際的なビジネスの場で主流化しつつあるから」（79%）や、「指導原則の採択」（65%）、「海外での法制化やガイドライン策定の流れ」（65%）、「投資家や評価機関への対応」（63%）などが上位にあり、国際ビジネス上の競争力の維持が念頭にあることが分かる。また、人権を尊重する社内の仕組みとしては、「人権相談窓口の設置」（72%）や「人権に関する教育・研修を実施」（71%）に取り組む企業が7割を超える一方、「事業が人権に与える影響（リスク）の特定」（36%）、「特定したリスクの影響度の分析・評価」（26%）、「優先度の高い人権リスクの予防と対処」（33%）などへ取り組む企業の割合は相対的に低い。とりわけ、売上高5,000億円未満の企業において取り組みが進んでいないことが明らかとなった。

今日の企業のサプライチェーンは、国を跨ぎ、重層的かつ複雑に構築されており、間接的な取引先におけるリスクの特定や評価が難しい実態がある。加えて、2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴うサプライチェーンの一時的な混乱は、新たなリスクを発生させ、企業のデュー・ディリジェンスの実施プロセスをさらに困難にしている。

企業が直面するこれらの課題を受け、UNDPは、人権デュー・ディリジェンスを適切に実施するためのチェックリストを公表している。一般的なデュー・ディリジェンスにおいては、①人権リスクの特定、②対策の検討・実施、③追跡および検証、④取り組みの公表、が求められる中、同チェックリストは、コロナ禍におけるリスク

を6つのカテゴリーに分け、準備期・対応期・復興期の3つのフェーズにおいて、段階ごとに、重要な行動や配慮すべき事項を提示する<sup>81</sup>。企業が各段階でのリスクを適切に特定し、評価するための支援ツールとなっている。こうしたツールの活用により、国際的な取り組みや先行企業と自社との間の取り組みのギャップや、盲点を把握することは、適切なデュー・ディリジェンス実施のための最初のステップとして有効であると考えられる。

79 米税関国境保護局（CBP）Ruling HQ H318182（2021年5月10日）

80 調査期間は2020年7～8月、有効回答は289社・24団体。調査結果とあわせ「ビジネスと人権」に関する国内企業の取り組み事例集を発表（<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/098.html>）。

81 チェックリストはHuman Rights Due Diligence and COVID-19: Rapid Self-Assessment for Business（2021年3月アップデート版公開）。6つのカテゴリーは、職場における健康と安全、労働者の権利、環境およびコミュニティへの影響、プライバシーの保護、偏見と差別の防止、会社方針&マネジメントにおける検討事項、で構成。

## 第2節 多国間貿易体制の現状と課題

題である。上級委員のホン・ジャオ氏が2020年11月30日に4年間の任期を終えたことで、定員7人の上級委の在籍委員がゼロとなった<sup>83</sup>。

### (1) WTO改革の進捗

#### ■新事務局長就任挨拶から見る、WTOの主要課題

2021年2月に開催されたWTO特別一般理事会にて、ナイジェリア財務相などを歴任したンゴジ・オコンジョ・イウェアラ氏が第7代WTO事務局長に任命された。史上初のアフリカ出身者、かつ初の女性のWTO事務局長で、任期は同年3月から2025年8月末までである。

オコンジョ・イウェアラ事務局長は2021年3月の一般理事会にて、「われわれは新型コロナに対する行動を当面および長期の両方で優先」と発言。2021年2月の事務局長任命時も、信頼を回復するための結果が得られる重要な分野として、新型コロナのパンデミックを制御するための支援に言及するなど、新型コロナ対応への強いコミットメントを示していた(図表Ⅲ-19)。新型コロナ対策以外では、まず、漁業補助金交渉に言及した。漁業補助金交渉の合意は、WTOの多国間交渉機能の評価を

左右する試金石と位置付けることができるだけに、同交渉の行く末が注目される。漁業補助金交渉以外では、例えばルール形成については、電子商取引(EC)などの共同声明イニシアチブ(JSI)、環境、農業、公正な競争条件が挙げられた<sup>82</sup>。

#### ■上級委問題と今後の注目点

オコンジョ・イウェアラ氏は2021年2月のWTO事務局長任命時、「多国間貿易体制の安定性と予見可能性を保証する中心的な要素である紛争解決制度の改革は、(WTO加盟)メンバーにとって最重要」と発言した。紛争解決制度の中で注目されているのが、WTO紛争処理制度の最終審に当たる上級委員会(以下、上級委)の間

図表Ⅲ-19 WTO新事務局長任命時の発言概要

主なテーマ	主な発言内容
新型コロナウイルス	信頼を回復するために、早期の成功と結果を提供する必要がある。そのような結果が得られる重要な分野は、貿易と公衆衛生の結びつきによる新型コロナのパンデミックを制御するための支援である。
漁業補助金	第12回閣僚会議(MC12)を実施に関するルール(モダリティ)を決定する場とし、漁業補助金交渉がまとまることを望む。(中略)(漁業補助金交渉の合意)現在および将来の世代にとって不可欠な多国間協定を締結できることを世界に知らせることになる。
紛争解決制度	多国間貿易体制の安定性と予見可能性を保証する中心的な要素である紛争解決制度の改革は、(WTO加盟)メンバーにとって最重要である。(中略)これら改革の性質に同意、具体化し、さらにはMC12で進めることができる実施のための作業プログラムを開発することが重要。
共同声明イニシアチブ(JSI)	WTOのルールブックは時代遅れであり、多くの新案(イノベーション)を取り入れているいくつかの地域および二国間貿易協定よりも遅れている。ルールブックは電子商取引(EC)やデジタル経済などの21世紀の現実を考慮して更新される必要がある。(中略)複数国間(プブリ)イニシアチブは、多国間貿易体制に新しいエネルギーをもたらした。
環境	WTOはグリーンと循環経済をサポートし、貿易と気候変動の関係により広く取り組む必要がある。(中略)(WTO加盟)メンバーは、環境関連財・サービスに関する交渉を再開・拡大することが重要。
農業	農業は、多くの開発途上国と後発開発途上国にとって特に重要。これらの国々の関心のある輸出財の市場アクセスを改善することは、貿易を歪める国内支援に対処することと同様に最重要。
公正な競争条件	小規模農家に機会を提供するために、増加している(WTO加盟)メンバーの国内支援資格を見直し、競争条件を平準化する必要がある。(中略)同様に、産業補助金の規律も強化する必要がある。ついては、WTO加盟メンバーによる特定条件下での国有企業に付与する補助金が競争条件を歪めないようにすることが重要。
特別かつ異なる待遇(S&D)	S&Dに関する問題は、信頼を損なう分裂的な問題である。しかし、(WTO加盟)各メンバーの発展度合いを考慮に入れることを認めた貿易円滑化協定と同様に、将来的にS&Dを利用しないという一部の開発途上国メンバーの自発的な行動は、前進の道を示している。
通報義務	透明性は(多国間貿易)体制の生命線であり、(WTO加盟)メンバーが通報と透明性の義務を果たすのを支援するためにあらゆる努力がされるべきである。
事務局	実施、監視、紛争解決、交渉を含むWTO業務の全ての分野において、(WTO)加盟メンバーに最先端のサービスを提供できるように、WTO事務局は強化されるべきである。

[注]「主なテーマ」は発言内容から作成。

[出所] Appointment of the Next Director-General, JOB/GC/250 (16 February 2021) から作成

WTO加盟メンバーは上級委員の選考プロセスを開始するよう繰り返し提案<sup>84</sup>してきたが、米国の反対のため実現に至っていない。米国が反対する理由に、上級委に対する強い不満がある。米国はトランプ前政権の前から上級委に対して批判的であった<sup>85</sup>。バイデン政権成立後の2021年2月に開催された紛争解決機関(DSB)会合において、米国は、「上級委に対して体系的な懸念を抱いている。(中略)米国は16年以上、複数の米国政権にわたっ

83 2019年12月には、当時在籍していた上級委3人のうち2人が任期満了を迎え、ジャオ氏が唯一の委員となった。この時点で既に、審理に必要な最低限の3人を確保できない事態に陥っていた。

84 2021年6月の提案の賛同メンバーは121カ国・地域に上る(“Summary of the meeting, Dispute Settlement Body on 28 June 2021,” WTO)。

85 米国の上級委に対する不満は、本章第1節(2)参照。

82 WTOにおけるルール形成については、本節(3)参照。

て、その体系的な懸念を提起し、説明してきた」とし、委員任命プロセスを開始する提案を支持する立場にないと表明した<sup>86</sup>。米国は同年6月の会合でも同様の理由で反対した。

日本も含めた加盟メンバーはこれまでに、米国の懸念に対処しつつ紛争解決手続きを改善するための提案を行ってきたが、合意に至っていない。オコンジョ・イウェアラ事務局長は3月の一般理事会にて、「紛争解決制度改革のための計画に同意し、第12回閣僚会議（MC12）<sup>87</sup>で承認可能な作業プログラムを準備する必要がある」と発言し、紛争解決制度改革への意欲的な姿勢を示すなど、解決に向けた取り組みが進められている。

上級委問題が解決しない中、EUや中国を含む19のWTO加盟メンバーは2020年4月、上級委に代わって仲裁が上訴を審理するための暫定的な仕組みとして、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）第25条に基づく仲裁手続を利用した「多国間暫定上訴アレンジメント」（MPIA）の設立をWTOに通報した。その後、参加メンバーが2021年6月時点で25カ国・地域に拡大した<sup>88</sup>。また、審理を担う10人の仲裁人プールのリストが通報<sup>89</sup>されるなど、準備が進められている。

米国は2020年6月のDSB会合にて、長い間批判してきた上級委の悪い部分を取り込んで悪化させているとして、MPIAに対して反発している<sup>90</sup>。上級委の代替としてMPIAが機能するかという点も注目される。

## （2）安全保障関連の主な紛争解決判例

### ■ 2 例目となる安全保障例外の適用

上級委機能不全以降も、パネル（紛争処理小委員会、第一審に相当）は機能している。パネル報告は2020年以降、2021年6月末までに8件配布された〔①DS494（被申立国：EU-申立国：ロシア）、②DS533（米国-カナダ）、③DS537（カナダ-オーストラリア）、④DS538（パキス

タン-アラブ首長国連邦）、⑤DS539（米国-韓国）、⑥DS543（米国-中国）、⑦DS553（韓国-日本）、⑧DS567（サウジアラビア-カタール）<sup>91</sup>。このうち、DS567（2020年6月配布）は、安全保障を理由としてWTO違反措置を正当化（またはWTOルール適用を除外）する「安全保障例外」が争点の1つとなった。

安全保障例外は、「関税及び貿易に関する一般規定」（GATT）第21条で規定される。また、同条をベースとして、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）第14条の2、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）第73条も同種の安全保障例外を規定する<sup>92</sup>。ロシアが2014年にクリミア半島の併合を宣言し、ウクライナ経由で他国に向かう貨物の通過を制限した措置につき、ウクライナがGATT第5条（通過の自由）などへの違反を申し立てた案件（DS512）では、安全保障例外について判断が示された。本事案のパネル判断では、クリミア危機という緊急事態の下では、ロシアの措置はGATT21条（b）（iii）に該当するとして、安全保障目的の貿易制限が容認された<sup>93</sup>。

カタールが申し立てたサウジアラビアの知的財産権の保護に関する措置をめぐる案件（DS567）では、サウジとカタールとの間で緊張感が高まった中で、カタールの放送局の放映権がサウジ国内で侵害されていることが疑われる状況となり、カタールの放送局による求めに対してサウジ政府が適切に対応したか等について争われた。サウジアラビアは、本件の性質が政治的、地政学的および安全保障上重大な紛争であるため、パネル審査に服しないと主張した。これに対しパネルは、付託された問題はパネルの管轄権が及ぶと判断した（図表Ⅲ-20）。安全保障を理由とする貿易制限的措置の許容は司法審査に服することが改めて示された。また、安全保障例外の適用の要件である「緊急時」とは、「戦争、および戦争に準ずる緊張状態であり、その場合には、緊急性、非日常性、異常性が必要であるということ」、また問題となる措置が「緊急事態に対処するために真に必要なことが認められるような事項でなければならぬ」ことが示された<sup>94</sup>。

安全保障が争点とする案件で今後注目される1つに、米国の鉄鋼・アルミニウムに対する追加関税措置に関する案件がある。中国（DS544）、インド（DS547）、EU（DS548）、カナダ（DS550）、メキシコ（DS551）、ノルウェー（DS552）、ロシア（DS554）、スイス（DS556）、

86 U.S. Mission to International Organizations in Geneva, *Statements by the United States at the Meeting of the WTO Dispute Settlement Body, Geneva, February 22, 2021*.

87 2020年に開催予定であった第12回閣僚会合は当初、同年6月（於カザフスタン）に開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、開催が延期された。2021年4月に、同年11月30日～12月3日（於ジュネーブ）で開催することが公表された。

88 Statement on a Mechanism for Developing, Documenting and Sharing Practices and Procedures in the Conduct of WTO Disputes, JOB/DSB/1/Add.12./Suppl.1, 2, 3, 4, 6, 7 (30 April, 19 May, 20 May, 29 June, 28 July, 22 September 2020, 11 February 2021).

89 Statement on a Mechanism for Developing, Documenting and Sharing Practices and Procedures in the Conduct of WTO Disputes - Supplement, JOB/DSB/1/Add.12/Suppl.5 (3 August 2020).

90 "Summary of the Meeting, Dispute Settlement Body on 29 June 2020," WTO.

91 DSU第21条5に基づくパネル報告は除く。

92 経済産業省「安全保障例外：GATT21条の解釈をめぐる論点」『2019年版不正貿易報告書』。

93 『世界貿易投資報告2019年版』（ジェトロ）参照。

94 松下満雄「WTO/ガットにおける安全保障例外の法的検討」国際貿易投資研究所『世界経済評論』2021年5/6月号（文真堂）。

トルコ (DS564) が協議要請を行った。これらのうち、カナダとメキシコはそれぞれ、米国との間で相互に満足すべき解決に至り、実質的な判断に至らずパネルは終了した。また、米国と欧州委員会は2021年5月、米国の追加関税をめぐるWTOでの係争を終了するための計画を策定することに合意した<sup>95</sup>。

米国は「鉄鋼及びアルミに対する関税賦課は米国の安全保障に属する事項であり、これはWTO/GATTの規律の範囲外の事項である」ことを主張している<sup>96</sup>。

DS512、DS567の報告書に鑑みると、米国の鉄鋼とアルミに対する関税賦課はWTO/GATTの下では正当化される可能性が低いとされている<sup>96</sup>。新型コロナの影響もあってパネル審理が遅れており、2021年6月末時点で

は、いずれのパネル報告も2021年後半以降に配布される見込みとされている。

### ■米国の対中追加関税措置のWTO協定違反を認定

2020年配布されたパネル報告には、米国の1974年通商法301条（以下、301条）に基づく対中追加関税措置のうち、第1弾（リスト1）と第3弾（リスト3）のWTO協定整合性が争われた案件（DS543）が含まれる。同報告書は、米国の301条に基づく対中追加関税措置に関する、初のパネル判断である<sup>15</sup>。パネルは、中国の主張を認め、米国の追加関税措置が中国産品だけに適用されており、かつ追加関税率が米国のWTO譲許税率を超えているとし、米国のGATT第1条（一般的最恵国待遇）とGATT第2条（譲許表）の違反を認定。他方で米国は、

図表Ⅲ-20 安全保障例外をめぐる主なパネル判断

主な争点	DS512（ロシア-通過に係る措置、 申立国：ウクライナ）	DS567（サウジアラビア-知的財産権の保護に関する措置、 申立国：カタール）
管轄権 （司法適合性）	関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第21条に関わる紛争に適用される特別なし追加の 手続規則が「紛争解決に係る規則及び手続に 関する了解（DSU）」にない以上、ロシアによる GATT 21条(b) (iii)の援用はパネルの付託事項 の範囲内である（パラ7.56）	DSU第3.4条（紛争解決機関が行う勧告又は裁定は、この了解及び対象協定に基づく権利及び義務に従って問題の満足すべき解決を図ることを目的とする）にいう「問題」とは、DSU第7条（小委員会の付託事項）で、申立国のパネル設置申立書において、紛争解決機関に付された問題である。よって、満足すべき解決を図る問題とは、あくまでも紛争解決機関に付された問題である。（パラ7.17）
意義	パネルが <b>安全保障を理由とする貿易制限的措置</b> について <b>審査・決定する権限を有する</b> と判断した。	
条文 解釈	「緊急時」	少なくとも2014年3月の時点において、また、少なくとも2016年末まで、両国間の関係がかなりの程度悪化しており、国際社会の関心事となっていたことを示す証拠がある。2016年12月までには、国連総会が両国間の状況について <b>武力紛争を伴うもの</b> として認めている。2014年以降、この状況に関連して一部の国がロシアに対して <b>制裁を科している</b> という事実も、状況が重大であることの証拠である（パラ7.122）
	意義	・2017年6月5日、サウジアラビアがカタールとの間で、 <b>外交・領事関係を断絶</b> し、さらにはあらゆる経済・通商関係を終わらせる包括的な措置を執った（パラ7.258）。外交・経済的つながりをすべて絶つことは、国際関係の危機に関する、国家の究極の表現形態である（パラ7.259）。外交・領事関係の断絶は、二国間関係に深刻な危機が生じた場合に執られる、単独かつ裁量的に行われる最終手段と位置付けられ、武力衝突が生じても外交関係が維持されることもある現代においては、非常に稀な行為である（パラ7.260）。 ・ <b>国連憲章</b> 第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」の第41条中で、安全保障理事会は自らの決定に実効性を持たせるため、「経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含む」措置を執ることができる旨が規定されている（パラ7.261）。
	「自国の国家安全保障上の重大な利益」	措置と「安全保障上の重大な利益」の関係には「 <b>最低限の真実味</b> が求められ(a minimum requirement of plausibility)」、措置と緊急事態が「かけ離れ、また無関係(remote from, or unrelated to)」ではなく、問題の「安全保障上の重大な利益」の保護のための措置であることが「信じがたい(implausible)」ものでなければよい（DS512：パラ7.138-139、DS567：パラ7.252）。
意義	問題となる措置は当該国家が直面している緊急事態に対処するために <b>真に必要であることを認めるような事項</b> 。	

[注] DS512ではGATT第21条(b) (iii)、DS567では知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）第73条(b) (iii)が争点の1つとなった。

※GATT第21条およびTRIPS第73条（安全保障のための例外）：

「この協定の協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。（中略）(b)締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。（中略）(iii)戦時その他の国際関係の緊張時に執る措置」。

[出所] Panel Report, Russia - Measures Concerning Traffic in Transit, WT/DS512/R (5 April 2019), 水島朋則「通過運送に関するロシアの措置事件 (DS512)」『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（経済産業省）、Panel Report, Saudi Arabia - Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights, WT/DS567/R (16 June 2020), 藤井康次郎「【概要版】サウジアラビアによる知財保護停止事件に係るパネル報告(WT/DS567/R)」『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（経済産業省）、松下満雄「WTO/GATTにおける安全保障例外の法的検討」国際貿易投資研究所『世界経済評論2021年5/6月号』（文真堂）、川瀬剛志「サウジアラビア・知的財産権保護措置事件パネル報告-カタール危機とWTO安全保障条項」[RIETI Special Report]（経済産業研究所）から作成

95 European Commission, *Joint European Union - United States Statement on Addressing Global Steel and Aluminum Excess Capacity*, 17 May 2021

96 中国は、米国の対中追加関税措置の第2弾（DS565）についてパネル設置、第4弾（DS587）について協議を要請中である。



「善悪の基準」に反する行為を排除するため追加関税措置がGATT第20条(a)(公徳の保護のために必要な措置)の下で正当化されると主張したが、公徳目的にどのように貢献するのか説明をできていないとして、その主張は退けられた。これらの結果、パネルは米国に対して追加関税措置を是正するよう勧告した。

中国商務部報道官はパネル報告を受け、「中国は米国がパネル裁定とルールを基礎とする多国間貿易体制を十分に尊重し、実際の行動で中国およびWTO加盟メンバーと歩み寄り、多国間貿易体制とともに守り、世界経済の安定した健全な発展を推し進めるよう希望する」と、米国にパネル裁定の尊重を求めた。米国は、このパネル報告を不服とし上訴している。

### (3) WTOにおけるルール形成

#### ■正念場を迎えた漁業補助金交渉

WTOの新たな多国間ルールとして、最も合意に近いのが漁業補助金に関するルールである。オコンジョ・イウェアラ事務局長も、漁業補助金交渉の成功がWTOのルール形成機能の復活につながるとして、その重要性を強調する。

国連食糧農業機関(FAO)によると、世界の海洋水産資源のうち過剰利用状態にある資源の割合は、1974年の10%から2017年には34.2%まで上昇した<sup>97</sup>。過剰漁獲能力

や過剰漁獲を防止するため、WTOは2001年から漁業補助金に関するルールについて議論してきた。さらに持続可能な開発目標(SDGs)では、「2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU: Illegal, Unreported and Unregulated)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する」ことが盛り込まれた(目標14.6)。これを受けて、WTOは期限を2020年末に設定して集中的な交渉を行ったが合意できず、2021年に入っても交渉は継続する。

それでも交渉は最終局面に入ったとし、2021年5月には加盟国の提案をまとめた交渉用の統合条文案(consolidated text)が初めて一般公開された(図表Ⅲ-21)。交渉の議長を務めるサンティアゴ・ウィルス氏は今回の条文案について、交渉の着地点を探るため自身の責任で作成したと説明する。条文の構成や内容は今後の交渉でリバイズされる見込みである。

統合条文案では禁止されるべき補助金として、IUU漁業に対する補助金(第3条)、乱獲された水産資源に悪影響を与える補助金(第4条)、乱獲や過剰な漁獲能力に寄与する補助金(第5条)の3類型を挙げる。他方、禁止する補助金を明示しつつも禁止規定を柔軟に運用する規定も提案される。例えば第4条で禁止される補助金について、当該補助金が水産資源を生物学的に持続可能な水

準まで再生(rebuilding)することを促進するものであれば、禁止の対象外となるとする。また第5条で禁止される補助金についても、加盟国が水産資源を上記水準に維持するために各種措置を実施していることを証明できれば、第5条違反とはならないとされる。

第3～5条では特別かつ異なる待遇(S&D)と呼ばれる発展途上国に配慮した特別規定についても議論がされる。交渉国間ではS&D規定について、新ルールを実施するための補助的な位置付けとの見解と、途上国の漁獲能力の向上に向けて政策余地を確保すべきとの見解に分かれる。交渉ではこうした立場から、途上国が協定を実施するための

準備(移行)期間の長さ、途上国に対する禁止規定の適用除外の条件、技術支援の在り方などについて議論が継

図表Ⅲ-21 交渉議長が発表した漁業補助金ルールの統合条文案

項目	概要
範囲(第1条)	・本ルールは、WTO補助金協定で定義される特定性のある「補助金」のうち、特に海上における捕獲漁業や漁業関連活動に関するものに適用される。
定義(第2条)	・「漁業」や「漁業関連活動」などの用語を定義する。
違法・無報告・無規制(IUU)漁業に対する補助金の禁止(第3条)	・IUU漁業に従事する船舶または船舶の所有者・操業者(operator)に対して、補助金を交付または維持してはならない。 ・IUU漁業の認定は沿岸国、漁船の帰属国、地域漁業管理機関・協定のいずれかが行う。
乱獲された水産資源に悪影響を与える補助金の禁止(第4条)	・乱獲状態にある水産資源に関する漁業活動につき、補助金を交付または維持してはならない。 ・水産資源が乱獲状態にあることの認定は、利用可能な科学的証拠に基づき、当該水域の管轄国または地域漁業管理機関・協定によって行われる。
過剰な漁獲能力や乱獲に寄与する補助金の禁止(第5条)	・過剰な漁獲能力や乱獲に寄与する漁業活動に対する補助金(注①)を交付または維持してはならない。 ・自国の管轄水域外で行われる漁業活動に対して補助金を交付または維持してはならない。
後発開発途上国に関する規定(第6条)	・後発開発途上国に指定される加盟国につき、国際連合がその指定を解除した後も、X年間にわたり関連規定の適用を継続する。
技術支援と能力開発(第7条)	・先進国と途上国のうち有志国は、後発開発途上国や内陸国を含む途上国に技術支援と能力開発に係る支援を行う。
通知と透明性(第8条)	・加盟国は補助金の交付対象となる漁業タイプや品目ごとの漁獲高を通知する。 ・加盟国はIUU漁業に従事した船舶とその所有者・操業者のリストや加盟国間で発効する漁業アクセス協定を毎年通知する。

[注] ①具体的な補助金の類型として、漁船の建設・現代化、漁船に搭載される設備の購入、燃料費などの購入、人件費・保険料、船員の所得補償、価格保証などに係る補助金が例示されている。

②本表で示した項目以外に、制度規定(9条)、紛争解決(10条)、最終規定(11条)がある。

[資料] WTO文書(TN/RL/276, TN/RL/276/Add.1)から作成

97 FAO, "The State of World Fisheries and Aquaculture 2020", at 47.

続している。また、途上国について、12カイリ以内の海域における上記禁止規定の適用に移行期間を設ける提案もされる。漁業で生計を立てる零細漁業(artisanal fisheries)従事者に配慮するためである。

その他、新たに導入・維持される漁業補助金の透明性を確保するため、統合条文案ではWTO補助金協定で規定される通報制度を強化した通知ルールが提案されている(第8条)。

2021年7月15日に開催された閣僚級会合では、11月30日からジュネーブで開催されるMC12までに、統合条文案をベースに最終合意を目指すことが確認された。

### ■ MC12に向けて前進するプルリ交渉

WTOでは2017年12月、①電子商取引、②開発のための投資円滑化、③中小零細企業のための作業計画、④サービス国内規制の4分野において、有志加盟国が先行してWTOルールの策定を議論する枠組み(プルリ交渉)が立ち上げられた。各プルリ交渉の議長は2020年12月に共同議長声明を発表し、各分野の交渉が短期間で大きく前進しているとしてその進捗を評価した<sup>98</sup>。いずれの交渉もMC12までに実質的な結果を得ることを目標に交渉が進む。

②の開発のための投資円滑化に係る交渉では、投資手続の透明性や予見可能性の向上(例:オンラインでの情報公開)、行政手続きの円滑化・迅速化(許認可に係る申請書類の簡素化)、加盟国間の協力強化(ベストプラクティスの共有)などが議論される。2021年4月には、複数の交渉テキスト(条文)をまとめた単一の交渉テキストが配布された<sup>99</sup>。有志国はこのテキストを基に、MC12まで月に一度のペース(8月を除く)で交渉を継続する予定である。本交渉に参加する有志国は2021年7月時点で106カ国であり、この中には多くの途上国も含まれる。日本はこれまで投資関連協定の締結を通して、日本企業の進出先国・地域の投資環境の整備を図ってきた。ただ、今回の交渉国には投資関連協定でカバーされていない国・地域も含まれることから、ルールの内容や範囲に差こそあるものの、日本企業にとっても新たな投資円滑化ルールがWTOで発効する意義は大きいといえる。

④のサービス国内規制に係る交渉では、許認可などの国内手続きが外国のサービス提供者の参入障壁につながる懸念から、国内規制の透明性や利便性を確保するための国際ルールが議論されている。WTOによれば、有志国はa) 免許の要件および手続き、b) 資格の要件およ

び手続き、c) 技術基準の3点に関する規律につき、合意に近づいているとされる。こうした規律が合意された場合、有志国で海外サービス事業を展開する日本企業は、例えばライセンスや許認可に関する情報を進出先国政府からより迅速かつ容易に取得することができ、行政手続きに係るコストの低下を期待できる。新たな規律は有志国がWTO加盟時に提出したサービス自由化約束表を更新する形で落とし込まれる予定で<sup>100</sup>、2021年7月時点で59の有志国が約束表の修正案を提出している。仮に本規律が合意に至った場合、進出先国・地域の新たな自由化約束表を確認し、自社業種で新たな約束がなされているか、確認することが望ましい。

98 ①の電子商取引のプルリ交渉については第Ⅳ章第3節を参照。

99 これまでの交渉の経緯について『世界貿易投資報告2020年版』(ジェトロ)第Ⅲ章「世界の通商ルール形成の動向」(93~94ページ)参照。

100 サービスの貿易に関する一般協定(GATS)は自由化の対象とする措置について6つの類型[(a) サービス供給者の数に関する制限、(b) サービスの取引額または資産総額に関する制限、(c) サービスの総産出量に関する制限、(d) サービス提供の雇用者数の制限、(e) 企業形態制限、(f) 外国資本制限等]を明示する(GATS第16条)。しかし加盟国はサービス貿易に影響を及ぼす措置(資格基準など)であれば、追加的に当該措置を約束表に掲載し、その自由化を行うことができる(同第18条)。

### ●新型コロナワクチンを巡る知的財産ルール

ポストコロナの世界経済の回復を占うのが新型コロナワクチンの普及だ。「Our World in Data」によれば、6月30日時点で、人口100人当たりのワクチン接種の完了人数は世界全体で11.0人となった。国・地域別で見るとイスラエルやチリの他、米国やEUなど欧米諸国を中心に接種が進む（第I章第1節参照）。他方で、アフリカ諸国や後発開発途上国などではこの値が1人を下回ることも多く、先進国と途上国の間でワクチンの公平な分配が喫緊の課題となっている。

こうした中、世界では知的財産の保護がワクチンなど医療物資の生産拡大を妨げているとの声が高まる。WTOルールの1つであるTRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する）協定は、通商関連分野における知的財産の最低限の保護水準などを定めており、WTO加盟国は同協定の下、国内法で知的財産の保護を担保する義務を負う。複数のWTO加盟国は、TRIPS協定で定められる知財の保護義務を一時的に停止（waiver）すれば、医療物資の増産や生産の多元化が可能になると主張する。

この提案は2020年10月、インドと南アフリカ共和国によりWTOのTRIPS理事会に初めて提出された（図表）。提案国は具体的に保護の一時停止を求める知的財産として、特許や著作権<sup>1</sup>、意匠権、開示されていない情報（営業秘密）の4種類を挙げる。他方で、商標権などは対象としていない。また一時停止の期間については世界大でワクチン接種が進み、世界の大多数の人口が免疫を獲得できるまでとする。本提案を巡り、TRIPS理事会では半年以上にわたる議論が行われ、その間、提案を正式に支持する加盟国はアフリカ諸国や後発開発途上国を中心に60以上に拡大した。一方でワクチン開発に関連する業界団体などは知的財産の保護を通して企業の商業上の利益を確保しないと、今後の研究開発投資へのインセンティブが失われるとして提案に反発する。こうした製薬会社を抱える欧米諸国などは、知財保護がワクチンの生産・供給をいかに妨げるのかについて具体的なエビデンスが求められるとし、提案に慎重な姿勢を崩

していなかった。

しかし米国のバイデン政権は2021年5月5日、ワクチンに関する知財保護の一時停止を支持する声明を発表。これを受けて本提案に反対するEUも米国と協議する用意があると声明を発表した。また中国の習近平国家主席も5月21日に開催された世界健康サミットで本提案を改めて支持すると発言するなど、提案を巡る各国の動きは活発化している。

2021年5月25日には62の加盟国が原提案をより具体化した修正案を連名で公表した。修正案では新型コロナの予防、抑制または対応（prevention, containment or treatment）に用いられる医療製品・技術（health products and technologies）につき、上記4種類の知財保護を一時停止することを求める。具体的な品目・技術については、診断や治療、ワクチン、医療機器、個人防護具、これらの生産に必要な原材料・部品や生産手段・方法に関するものを含むとしている。その他、保護義務の停止期間については少なくとも3年とする文言を新たに盛り込んだ。ただし、一時停止措置が開始しても、WTO協定に従って、WTO一般理事会が当該措置を1年おきに見直すことも確認した。

WTO加盟国は修正案を受けて、集中的な議論を行うことに合意した。またTRIPS理事会の議長は2021年7月下旬に開催される一般理事会に提案に関する報告を提出するとした。今回の提案が実現するためには、WTOの閣僚会議または一般理事会の決定として採択されなければならない。採択には慣例として全てのWTO加盟国の賛成が必要とされており、合意形成は難航すると見られる。米国は修正案を精査中としつつも、限られた時間でWTO全加盟国の合意を形成するには議論の対象を絞り込む必要があると発言。協議に前向きな姿勢を示すEUも知財保護の一時停止には反対姿勢を貫いており、代替案として（1）生産国による輸出規制の制限、（2）自発的なライセンス契約や技術移転を通じた生産拡大、（3）強制実施権<sup>2</sup>の円滑な行使に向けた取り決めを提案している。

ワクチンの供給を拡大するためには、物流や生産設備の確保、さらには原材料の調達など課題は数多く残る。今回の提案はワクチンのみならず新型コロナ関連製品の生産・供給体制にも影響を与える可能性があり、その動向が注目される。

図表 提案国が保護の一時停止を求める知的財産

知的財産（権）	保護対象	関連する医療製品の例
特許権	「発明」	ワクチン
意匠権	物品の形状など「デザイン」	人工呼吸器やその部品、医療従事者用マスク（注）
著作権	プログラミングを含む「著作物」	
開示されていない情報（営業秘密）	技術上、営業上の情報	ワクチンの製造方法・ノウハウ

〔注〕 3Dプリンターを用いた製造を想定する。

〔出所〕 WTO文書（IP/C/W/669～672）から作成

1 TRIPS協定第14条〔実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護〕は義務免除の対象に含めないとする。

2 強制実施権はWTOの知財ルールのTRIPS協定で規定されるもので、一定の条件の下で特許権者の許諾なく特許発明を実施することを認めている（TRIPS協定第31条、第31条の2、付属書）。

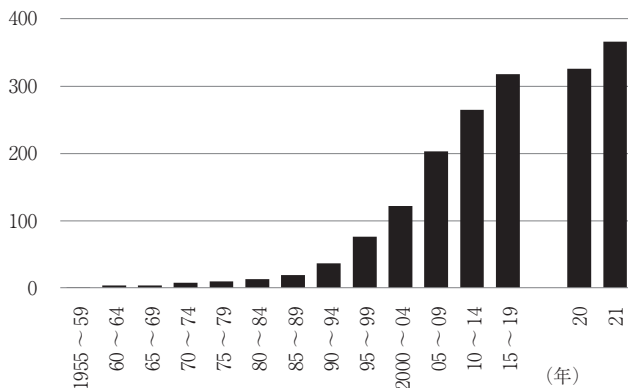
## 第3節 世界と日本のFTAの現状

### (1) 世界のFTA概観

#### ■新規発効FTAを中心とした動き

ジェトロ調べによれば、2021年6月30日時点の世界の発効済み自由貿易協定（FTA）件数は366件であった（図表Ⅲ-22）<sup>101</sup>。2020年以降の1年半で新規に発効したFTAは48件に達した。

図表Ⅲ-22 世界の発効済みFTA件数（累積）  
（件）



〔注〕①2021年6月30日時点。

〔出所〕「世界のFTAデータベース」（ジェトロ）から作成

2020年以降の新規発効FTAを国・地域別にみると、英国が締約国となっているFTAが48件のうち37件を占めた。英国の案件が増加した背景には、英国のEUからの離脱（ブレグジット）がある。EUが締結していたFTAの内容を継続するためには、英国は新たにFTAを締結する必要があった。日本との間では2021年1月に経済連携協定が発効した（図表Ⅲ-23）。これにより、関税減免などの継続が確保された。英国は2021年に入ってから引き続き複数の国・地域との交渉を継続した。同年2月には「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP、いわゆる TPP11）の加盟申請を行った。TPP委員会（協定に基づく最高意思決定機関）は6月、英国によるCPTPP加入要請を受け、委員会を開催し、手続きの開始および加入作業部会の設置を決定した。加入作業部会は、CPTPP第5条（加入）および2019年1月に採択された加入手続第3項および第5項に従い、(a) 英国政府の要請を検討し、(b) 加入交渉を実施し、(c)

101 ジェトロはこれまで、世界のFTA動向を定期的に更新し、一覧表をホームページに公開してきた。2021年3月からデータベースとして公開した。（<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/>）。

図表Ⅲ-23 2020年以降に発効・署名された主なFTA

段階	年 月		締約国・地域／協定名	経済規模 (%)
	年	月		
発効	2020	7	米国・メキシコ・カナダ	19.2
		8	EU・ベトナム	15.5
署名	2021	1	中国・モーリシャス	18.8
			EU・英国	17.0
			日本・英国	6.2
			英国・トルコ	4.2
			英国・韓国	4.0
			インド・モーリシャス	7.2
		4	英国・カナダ	3.6
			6	英国・メキシコ
署名	2020	11	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	31.9

〔注〕①「経済規模」は、署名・締約国・地域のGDP（購買力平価基準）が世界全体に占める割合（2021年）。

②2020年以降に発効・署名されたFTAのうち、「経済規模」が大きいFTAを記載。

③日米貿易協定とデジタル貿易協定は除く。

〔出所〕「世界のFTAデータベース」（ジェトロ）および「WEO, April 2021」（IMF）から作成

交渉終了の後、加入に関する条件について、委員会に対して報告書を提出する。

英国の他には米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が2020年7月に発効した。USMCAは1994年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）に取って代わった<sup>102</sup>。また、アフリカ連合（AU）が2021年1月、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の運用開始を宣言した。当初、2020年7月からの運用開始を目指していたが、新型コロナ拡大の影響を受け、2021年1月に延期となっていた。アフリカ域内の経済統合に合わせて、中国やインド、米国といった国々による、アフリカ諸国とのFTAを進める動きがみられた。中国とインドは、それぞれモーリシャスとの間で2021年にFTAを発効させた。中国にとっては初のアフリカ諸国とのFTAである<sup>103</sup>。米国は、トランプ前大統領政権下の2020年7月、ケニアとのFTA交渉の開始を表明した。ただし、民主党が同年8月に発表した党綱領において、米国の競争力（強化）のための国内投資が行われるまでは、新たな貿易協定に向けた交渉は行わない方針が示された<sup>104</sup>。また、バイデン大統領は大統領就任後も、同様の考えを表明しているため、ケニアとの交渉には当面大きな進展はないとみられる<sup>105</sup>。

世界のFTA動向を署名まで範囲を広げてみると、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」が注目される。ASEAN加盟10カ国、日本、中国、韓国、オーストラリ

102 FTA見直しの動きについては90ページ、USMCAの詳細については97ページ参照。

103 インドは、複数のアフリカ諸国が加盟する途上国間貿易特惠制度（GSTP）の締約国になっている。二国間FTAという意味ではモーリシャスが初。

104 “2020 Democratic Party Platform.”

105 President Joseph R. Biden, Jr., “Interim National Security Strategic Guidance,” March 2021.

ア、ニュージーランドの15カ国が2020年11月に署名した。RCEP協定は当初、インドを含めた16カ国で交渉を開始した。インドは交渉から抜けたが、残り15カ国の経済規模は世界のおよそ3割を占め、依然として大きなFTAである<sup>106</sup>。

RCEP協定の発効は日本にとって、中国および韓国との間の初のFTAの発効を意味するだけに、RCEP署名各国の国内批准の動向が注目される。RCEP協定の効力発生には、署名国15カ国中、少なくともASEANの6カ国およびASEAN以外の3カ国の批准などが必要になる(協定第20.6条)。これら批准書などを寄託した日の60日後に発効することになる。2021年4月にはシンガポールと中国が、また6月には日本が批准書などをASEAN事務局に寄託した。また、同年6月現在、タイが国会の手続きを終えている。

2020年末時点の日本の発効済みFTA締約国・地域の人口規模(自国含む)はおおよそ29億人だが、中国と韓国を含めると44億人に、世界に占める経済規模(購買力平価基準GDP)も40%から60%に、また往復貿易額は36%から66%へと上昇する(図表Ⅲ-24)。日本はこの5年でみても、FTA締約国・地域がカバーする人口、世界に占める経済規模の割合、往復貿易額に占めるカバー率それぞれが大幅に上昇した。特に近年では、経済規模の大きい、中国、米国、EUの主要3カ国・地域とそれぞれ、FTA、もしくは貿易協定を署名・発効させてきたことが大きく寄与した。自国、FTA締約国・地域(2020年時点)、RCEP署名国、さらにはこれらに米国を含めると、それぞれ概算で、人口は47億人、経済規模は76%、往復貿易は81%に上る。

日本が加盟するCPTPPやRCEP協定は一定条件の下で新規加入を認める条項を備えており、加入に向けた動きがみられる。CPTPPでは、既述の英国の他、中国のCPTPPへの取り組みが注目された。習近平国家主席は2020年11月、CPTPPへの参加を積極的に検討する旨を表明した。中国の他にも2021年以降では、タイが2021年3月、CPTPPへの参加の是非を決定するため、さらなる研究を行う8つの運営小委員会の設置を閣議で承認した。また、フィリピンでは、ロベス貿易産業相の名義で寄託国ニュージーランドに趣意書を送り、新たに加盟する際の手順や運用などについて問い合わせたことが2021年に入ってから報道された。

締約国が将来増えることになれば、広域FTAとしての有効性がさらに高まる。中国などのCPTPPへの参加意

106 協定発効日からインドによる加入のために開かれている(インド以外の国は発効後18カ月を経過した後にのみ加入可)旨規定された(第20.9条)。

図表Ⅲ-24 主要国・地域のFTA締約国間・地域の人口、経済規模、往復貿易

			2015年			2020年		
			人口	経済規模	往復貿易	人口	経済規模	往復貿易
日本	発効済のみ (①)	対外	21.4	16.7	22.7	28.1	36.0	36.1
		自国含む	22.7	21.3	-	29.4	40.0	
	①+RCEP	対外	-	-	-	42.7	56.1	65.6
		自国含む	-	-	-	44.0	60.1	
米国	対外	4.5	9.1	39.6	4.7	8.9	38.2	
	自国含む	7.7	25.5	-	8.1	24.8		
中国	発効済のみ (①)	対外	24.5	18.6	35.4	26.0	19.4	35.7
		自国含む	38.3	34.7	-	40.0	37.8	
	①+RCEP	対外	-	-	-	27.2	23.5	42.6
		自国含む	-	-	-	41.3	41.8	
EU	域外	8.5	13.3	11.0	12.6	18.8	13.1	
	域内含む	12.9	28.6	69.9	17.1	33.8		
タイ	対外	50.3	48.7	62.8	53.0	50.4	66.7	
	自国含む	51.0	49.7	-	53.7	51.3		

[注] ①「経済規模」は世界に占めるGDP(購買力平価基準)の割合。  
 ②「往復貿易」は自国・地域の貿易総額(輸出+輸入)に占める締約国・地域間との貿易額。  
 ③各国・地域における、2021年6月26日時点で発効済FTA(WTO通報済)の発効年を基準に算出。ただし、米国の2015年の値については、米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の前身となるNAFTAを算入した。また、中国の相手国にはモンゴルを含んでいない。  
 ④データ制約から、EUの相手国・地域には、アンドラ、フェロー諸島、アルバを除く海外領、パレスチナ、リヒテンシュタイン、およびシリア、また、タイには、キューバおよび北朝鮮を含まない。  
 [出所] “Regional Trade Agreements Database”(WTO)、“WEO, April 2021”(IMF)、および“DOTS(2021年6月25日更新版)”(IMF)から作成

欲を示す国・地域の動向、さらにはTPPから離脱した米国の動向など、既存の主要な国々を含むとともに多くの国々が加入するFTA(いわゆる、メガFTA)を中心に、世界のFTA動向から引き続き目が離せない。

## ■ FTA見直しの動き

協定の改定の動向については、アジア開発銀行(ADB)のアジア地域統合センター(ARIC)が、アジア大洋州諸国・地域における1989年以降のFTAの「アップグレード」や「拡大」の状況を、提案/検討・研究、交渉、署名済み、発効の段階別に整理し公表している<sup>107</sup>。2021年6月末時点の署名・発効済み「アップグレード」および「拡大」FTAは、それぞれ16件に上る。2004年以前、2005年から5年ごと、2015年以降に分けてみると、2015年以降に「アップグレード」FTAが12件、「拡大」FTAが9件と増加しており、FTAを見直す動きが活発化した(図表Ⅲ-25)。

2015年以降に署名・発効した「アップグレード」FTA

107 ARICは、「アップグレード」FTAを「既存の自由化への取り組みを深め、投資、貿易円滑化、競争、政府調達などの国内(behind-the-border)の問題を含む」FTA、「拡大(expansion)」FTAを「物品貿易に続くサービス貿易自由化協定の締結や自由化される物品やサービスの適用範囲を拡大する」FTAと区別している。本稿の記載では、ARICの表記に準じた。

を国・地域別にみると、中国が7件と多い。中国が近年に署名・発効した主な「アップグレード」FTAをみると、電子商取引などの新しい分野が盛り込まれた（図表Ⅲ-26）。中国に次いで、シンガポール（4件）<sup>108</sup>、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド（それぞれ2件）が続く。ASEANについては、ARICのデータに盛り込まれていないが、ASEAN物品貿易協定（ATIGA）の修正議定書が2020年9月に発効した。認定輸出者による原産地の自己申告制度が導入されるなど、貿易円滑化が進められた。

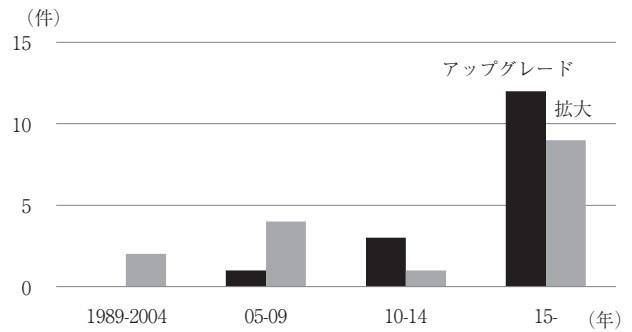
「拡大」FTAの中には、日ASEAN間の包括的経済連携協定第一議定書が含まれる。同議定書は2020年8月、日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ、およびベトナムとの間で発効した<sup>109</sup>。同改定により、サービス貿易（自然人の移動）、投資自由化規定が従来の協定に追加された。

アジア大洋州諸国・地域が含まれないFTAでは、2020年7月に発効した前出のUSMCAがある。その前身であるNAFTAとの比較では、新たに「デジタル貿易」や「中小企業（協力）」、「腐敗防止」、「規制に関する良い慣行」などの規定が盛り込まれた。他方で、自動車・部品の特惠関税の適用を受けるための条件（原産地規則）が厳しくなった。また、加盟国による非市場国とのFTA締結を事実上阻止する条項や、協定の有効期限（16年間、6年毎にレビューを実施し、合意すれば延長可）を設定するなど、NAFTAからルールが大きく変わった。

NAFTAの再交渉は、カナダとメキシコが域外の各国・地域との既存の協定に新たなテーマを加える推進力になった。例えば、メキシコとEUとの間で2000年に発効したグローバル協定（経済連携・政治対話・協力協定）は、協定現代化交渉が2016年に開始、2020年に最終合意した。新協定により、従来は関税削減の例外品目とされていた食肉や酪農品などの品目で関税が撤廃、もしくは無税枠が設けられる。さらには、「エネルギー・鉱物資源」、「デジタル貿易」、「貿易及び持続可能な開発」、「規制に関する良い慣行」、「腐敗防止」などの章が新設された。

各FTAの再交渉結果をみると、自由化の深化、新たな規律の導入、さらには運用面の改善などが進められていることが確認できる。他方で、ルールが厳しくなるケースもある。新たに発効するFTAのみならず、既存のFTA

図表Ⅲ-25 アジア大洋州諸国・地域による署名・発効済みアップグレード・拡大FTAの件数



〔注〕①データは2021年6月30日時点。  
 ②「ASEANサービス枠組協定」(AFAS)と「ASEANサービス貿易協定」(ATISA)を分けてカウントした。  
 〔出所〕Asia Regional Integration Center, Asia Development Bank (2021年7月2日アクセス) から作成

図表Ⅲ-26 中国が2019年以降に署名・発効した主なアップグレードFTA

相手国	アップグレードFTA署名・発効時期	主な内容
チリ	2019年3月発効	原産地規則が見直されたほか、通関手続きおよび貿易円滑化、電子商取引、競争、環境と貿易の章が追加された。
シンガポール	2019年10月発効	原産地規則が見直されたほか、電子商取引、競争、環境と貿易の章が追加された。「一带一路」構想へ協力することが盛り込まれた。
ニュージーランド	2021年1月署名	原産地規則が見直されたほか、電子商取引、政府調達、競争政策、環境と貿易の章が追加された。

〔出所〕各国政府資料、および「ビジネス短信」(ジェトロ) から作成

の改定動向にも注意が必要である。

## (2) 世界の主要FTAの動向

### 1. 約8年間の交渉を経て署名に至ったRCEP

2020年11月、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」が日本を含む15カ国で署名された。2012年11月の交渉立ち上げから8年間、30回以上に及ぶ交渉会合を経て署名に至ったものである。

2021年3月、日本政府は、RCEP協定の経済効果について、合意内容を踏まえた試算を実施した。日本の実質GDP水準が、同協定がない場合に比べ、相当の調整期間を経て、最終的に約2.7%押し上げられるとの試算結果を公表している。これは、2019年度のGDP水準に換算し、約15兆円に相当する。また労働供給については約0.8%（2019年度の就業者数換算で約57万人）増加すると見込む。

#### ■域内開発途上国への特別待遇と追加的柔軟性

RCEP協定は、参加する15カ国で世界のGDP・貿易総額の3割を占める規模の大きさだけでなく、参加国間の経済格差にも大きな特徴がある。域内に、カンボジア、ラオスおよびミャンマーの3カ国の後発開発途上国を含

108 ASEANに含まれる件数は除く。

109 フィリピンが2021年3月の効力発生に必要な国内手続を完了した旨、通告。同年5月から、フィリピンについても発効することになった。本改正議定書の効力を発生させるための通告を今後行うインドネシアおよびマレーシアは、同改正議定書の規定に従い、当該国が通告を行った月の翌々月初日に効力が発生することになる。

図表Ⅲ-27 RCEP協定文の章立てと各章の主な内容

RCEP協定における章	内容
第1章 冒頭の規定及び一般的规定	本協定の目的及び一般的规定等
第2章 物品の貿易	個別品目の関税撤廃・削減、その他物品貿易に係るルール
第3章 原産地規則	原産品として認められるための要件、証明手続・制度、累積規定
第4章 税関手続及び貿易円滑化	税関手続の一貫性及び透明性の確保、簡素化、通関の迅速化
第5章 衛生植物検疫措置	衛生植物検疫措置に係る手続の透明性の確保
第6章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続	適合性評価手続に係る円滑化、透明性の確保
第7章 貿易上の救済	経過的RCEPセーフガード措置の規定、手続的要件、補償等
第8章 サービスの貿易	サービスの貿易での内国民待遇義務、市場アクセス義務、最恵国待遇義務
第9章 自然人の一般的な移動	人の一時的な入国及び一時的な滞在の許可とその手続
第10章 投資	投資家の権利保護及び投資環境整備、内国民待遇及び最恵国待遇の義務
第11章 知的財産	知的財産権の保護
第12章 電子商取引	電子商取引の促進及びルール
第13章 競争	競争の促進、経済効率及び消費者の福祉向上のためのルール
第14章 中小企業	中小企業の貿易・投資活動への参画支援
第15章 経済協力及び技術協力	締約国間の経済格差縮小のための経済協力及び技術協力
第16章 政府調達	中央政府機関の政府調達に関する手続の透明性確保、協力の促進
第17章 一般規定及び例外	地理的適用範囲、情報提供、行政手続の透明性確保等
第18章 制度に関する規定	RCEP合同委員会の設置、任務及び意思決定の方法
第19章 紛争解決	締約国間の紛争解決のための協議、パネル手続等
第20章 最終規定	協定の効力発生、改正の手続、見直し等

〔出所〕外務省資料をもとに作成

み、参加国間の経済格差は、2021年の1人当たり名目GDPベースで、最大45倍に達する（シンガポール-ミャンマー間、2021年4月IMF世界経済見通しベース）。

2020年11月に署名されたRCEP協定は、全20章および17の附属書で構成されている（図表Ⅲ-27）。同協定では、交渉の基本方針に明記されたとおり、参加国の発展段階を考慮した「特別のかつ異なる待遇」ならびに「ASEAN加盟国の後発開発途上国に対する追加的な柔軟性」が、さまざまな分野で認められている。

すなわち、サービスや投資の市場アクセスに関わる自由化約束水準の緩和措置や、ルールの実施期限の延長措置などが、協定文の各章や附属書の随所に規定されている。発展段階や既存の制度、社会システム・インフラ整備状況に大きな違いのある多様な国家間で、幅広い分野で貿易・投資の自由化やルール・制度の調和、手続きの共通化を図る新たなメガFTAのかたちである。

本項では、第2章「物品の貿易」、第3章「原産地規則」（およびそれらの附属書）、および第4章「貿易円滑化」の内容を中心にRCEP協定のルールの特徴と、同ルールの発効が域内ビジネスにもたらす影響を概説する。

#### ■日本を含む7カ国が国別譲許方式を採用

FTAを通じた関税撤廃・削減の約束（譲許）では、他の全ての締約国に対して同じく適用する「共通譲許」方式と、同じ協定でも相手国によって異なる内容を適用する「国別譲許」方式が存在する。

RCEP協定においては、8カ国（オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、マ

レーシア、ミャンマー、シンガポール）が共通譲許方式を採用する一方、日本を含む7カ国（日本、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ）は、国別譲許方式により、相手国ごとに異なる譲許税率を設定している。このうち、日本やタイは、譲許表そのものは単一ながら、国別譲許の該当品目について、表の右端の「remarks」の欄に、当該スケジュールの適用対象国などを記載する方法をとっている。フィリピンは単一の譲許表に加え国別譲許の対象品目を相手国別に別表で掲載する。これに対し、中国や韓国はASEAN向けと、

ASEAN以外の4カ国それぞれに対し、計5種類の譲許表を掲載している。ベトナム、インドネシアも、同様の方法で6種類（ASEAN域内向けおよび、同域外5カ国向け）の譲許表を掲載している。

RCEP協定の関税撤廃率は、締約国全体で91%（品目数ベース）に上る。日本の譲許表に基づく輸入関税の削減を見ると、工業製品について日本側の関税撤廃率は、ASEAN構成国に対して99.1%と、日ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）の撤廃率（98.5%）よりも0.6%ポイント高くなるほか、中国に対して47%から98%へ、韓国に対して47%から93%に上昇することになる。また中国および韓国における日本に対する工業製品の無税品目の割合は、中国が8%から86%へ、韓国が19%から92%へそれぞれ大きく拡大することになる。

また、RCEP協定のように一部の品目に国別譲許方式が混在するFTAの場合、同一協定の締約国から同じ品目を輸入する場合でも、相手国によって適用税率に差（税率差）が出るケースが生じる。そのようなケースにおいては、高い税率を適用する締約国の産品が、低い税率を適用する締約国を経由して輸入される場合を想定し、本来適用されるべき税率を正しく適用し、迂回行為を防ぐルールが必要となる。一般的に、「税率差ルール」と呼ばれるものである。

RCEP協定における税率差ルールは、協定本文第2章（第2.6条）に「関税率の差異」として規定されている。ここでは、「関税率の差異の対象となる全ての原産品は、輸出締約国がRCEP協定原産国である場合に限り、輸入締約国が附属書I（関税に係る約束の表）の自国の表に定

める関税に係る約束に従って輸入の時に当該輸出締約国の原産品について適用する関税上の特惠待遇を受ける」(1項)とされ、「RCEP原産国は、当該原産品が第3.2条(原産品)の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国とする」(2項)などとされる。ただし、一部の品目<sup>110</sup>については、2項の条件に加え、輸出締約国による生産工程により付加価値20%以上の追加要件を満たす必要があるため注意が必要となる。

国別譲許方式の採用に伴う税率差ルールの発生と、それに伴う複雑な手続き要件は、多国間FTA/EPAの適正な履行のために必要となる技術的要件といえる。

#### ■ 認定輸出者による原産地の自己証明制度導入

RCEP協定の原産地規則は「締約国原産」の考え方を採用しており、製品の原産性は輸出締約国ごとに判断される。たとえば、同協定の原産地規則を満たす日本の原産品を日本から中国向けに輸出する場合は、中国で特惠関税の適用を受ける。ただし、日本原産品をいったんタイ国内に持ち込み、タイから中国へ輸出する場合には、最終的な輸出国であるタイの原産品と認められなければ、中国で特惠関税の適用は受けられないことになる。

なお、「締約国原産」に対し、CPTPPが採用する「協定原産」の考え方の下では、日本の原産品がいったん他の締約国に持ち込まれ、そこから別の締約国に輸出される場合であっても、輸入地で特惠関税の適用が認められる。すべての締約国を1つの領域と捉え、締約国ごとではなく領域内で原産性を獲得した産品を原産品として認める方式である。

RCEP協定の原産地規則は、他のFTAと同様に①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③非原産材料を使用し、附属書の品目別原産地規則(PSR)を満たす産品が、原産品として認定される。PSRでは、輸出産品の関税分類番号ごとに、関税分類変更基準(最終産品の関税分類番号と、産品の生産に使用した非原産材料・部品との間で、関税分類番号が変更されている場合に当該産品を原産品と認める基準)、付加価値基準(輸出品のうち、原産性があると認められる価格の割合が一定の基準を超えた場合にその産品を原産品と認める基準)、加工工程基準(特定の生産・加工工程が行われた輸出品に対して、原産資格を付与する基準)が品目に応じて適用される。

また、複数の締約国において生産を行う際には「累積」(第3.4条)の規定を通じて、輸出締約国において他の締約国の原産品を累積することが認められる。他方、RCEP協定の累積制度の下では、CPTPPのように、他の締約国で行った生産行為(当該国で原産性を満たさない加工な

ど)を自国で行った生産行為とみなして累積する制度、いわゆる「完全累積制度」は認められていない。ただし、協定が全ての署名国において発効する日に完全累積制度の導入に向けた条項の見直しを開始し、5年以内に終了することを規定した。「全ての生産行為および付加される全ての価値に累積の適用を拡張することを検討する」(第3.4.2条)とされている。

また、原産地証明制度に関しては、日本が締結する多国間FTAとして初となる「認定輸出者自己証明制度」が採用された。日本では、これまでに締結したFTAのほとんどで、第三者証明制度を採用しているが、日スイス間協定(2009年9月発効)、日ペルー間協定(2012年3月発効)、日メキシコ協定の改正議定書(2012年4月発効)では、第三者証明制度との併用により、認定輸出者自己証明制度が採用されている。RCEP協定についても、これら3つの協定と同様、第三者証明制度が併用されるため、輸出企業の都合によりいずれかの制度を選択して利用することが可能となる。

認定輸出者制度による自己証明は、第三者証明制度とは異なり、インボイスなどの商業書類上に定められた申告の文言を記載する方法、最低限の記載項目に従い輸入者の裁量で申告内容を記載する方法など、協定によって異なる方法が採用される。RCEP協定においては、その記載項目および記載方法が附属書3-Bに規定されている<sup>111</sup>。

さらに、締約国は、協定の発効から10年以内、カンボジア・ラオス・ミャンマーの3カ国については同20年以内に、輸出者・生産者による自己申告制度を実施する(通報により、期限の10年間の延期を求めることが可能)ことが規定された(第3.16条)。一方、日本については、協定発効日から、輸入者による自己申告を認めている。日本以外の署名国については、全署名国での協定発効から5年以内に、輸入者による自己申告制度の「導入を検討する」とされた。

#### ■ 事前教示制度や貨物の引き取り期限を導入

RCEP協定の第4章「税関手続及び貿易円滑化」では、締約各国の関税法令の一貫性、および予見可能性、透明性の高い適用を促す措置を規定している。なかでも、利用企業にとっては、「事前教示」(第4.10条)として、輸入予定貨物の関税分類(HS番号)、関税評価(課税評価額)、および原産性(原産地認定の適用)について、例外なく、輸入国税関が輸入者に書面で回答する制度の導入が義務付けられた点が注目される。

制度自体の導入に加え、関税分類・評価・原産性のい

110 RCEP協定文附属書1の付録にて対象品目が指定されている

111 同記載方法を含めたRCEPの活用手続きについては、ジェトロ「RCEP解説書」が詳しい。



ずれについても、必要な情報の受領後、可能な限り、90日以内に書面で回答を行う義務や、教示された内容を原則として、少なくとも3年間有効なものとする義務が規定されている。

通関の迅速化や税関手続きの簡素化という観点では、到着貨物の引き取り許可に関する期限が明示されている。一般貨物について可能な限り、貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後「48時間以内」(第4.11条)、急送貨物については通常の場合において貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後、可能な場合には「6時間以内」(第4.15条)、の引き取り期限が明示された。

なお、第4章の規定する貿易円滑化措置に関し、協定の附属書(4A)では、ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナムの8カ国が、それぞれ一部の措置を対象に、いわば猶予期間としての「約束の実施のための期限」を個別に指定している(図表Ⅲ-28)。

例えば、第4.13条「情報技術の利用」で規定される貿易手続きに係る電子システムの利用や関連書類等の電子化などの措置に関する期限は、もっとも長い猶予期間が与えられているカンボジア、ラオス、ミャンマーの3カ国においても、協定の発効からいずれも「5年以内」に導入することが規定されている。猶予期間の設定は、制度導入に向けた国内法の整備や関連インフラの整備を促すという側面で大きな意義を持つと考えられる。

### ■ ネガティブリスト方式によるサービス・投資の自由化

RCEP協定のサービス貿易章(第8章)では、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利

でない待遇を与える内国民待遇義務、サービス提供者の数、取引総額、事業の総数、雇用者の総数、事業体の形態、及び外国資本の比率等の制限を行わない市場アクセス義務並びにその他の締約国や非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える最恵国待遇義務などについて規定している。

サービスの自由化約束に関し、RCEP協定の締約国のうち日本を含む7カ国は、すべての分野で自由化義務を負った上で、自由化を適用しない分野・留保する分野のみを列挙する「ネガティブリスト方式」を採用した。具体的には、自由化の義務に適合しない現行の措置、および将来的に採用する可能性のある上述の義務に適合しない措置について、附属書Ⅲ「サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表」(留保表)に記載し、義務の適用を留保・除外する。

一方、異なる経済発展段階への配慮から、カンボジア、ラオス、ミャンマーの後発開発途上国のほか、フィリピン、タイ、ベトナム、中国、ニュージーランドの計8カ国は、自由化を約束する内容のみを列挙する「ポジティブリスト方式」を採用している。同8カ国については上述の附属書Ⅲ(留保表)ではなく、附属書Ⅱ(「サービスに関する特定の約束に係る表」)に、各国別に自由化の約束内容を記載している。なお、ポジティブリストを採用した8カ国については、より自由化レベルの高いネガティブリストへの移行へ向け、協定発効後3年以内(後発開発途上国の3カ国は12年以内)にネガティブリストに基づく留保表の案を提出し、全締約国によるコンセンサスによって採択することが規定された。さらに、同8カ国は、自国の「将来的な自由化(FL)」の約束について修正・撤回が可能

であることも規定されている(第8.13条)。

投資章(第10章)においては、投資家の権利の保護、投資の自由化、および投資環境整備に関するルールを規定している。原則として、締約国の投資家および投資財産に対し、自国の投資家および投資財産に与える待遇

図表Ⅲ-28 税関手続き及び貿易円滑化の約束実施の猶予期間

	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	その他猶予期間設定国
関税法例の一貫性(第4.4条)	✓	✓	5年	✓	中国:5年
透明性(第4.5条)	✓	✓	5年	✓	なし
照会所(第4.6条)	✓	✓	2年	✓	なし
税関手続き(第4.7条)	✓	✓	5年	✓	なし
到着の前の処理(第4.9条)	5年	✓	5年	23年12月末	なし
事前教示制度(第4.10条)	✓	3年/5年	5年	21年12月末	インドネシア:22年2月末
物品引取りの許可(第4.11条)	5年	3年/5年	5年	21年12月末	なし
情報技術の利用(第4.12条)	5年	3年/5年	5年	✓	なし
認定事業者のための貿易円滑化措置(第4.13条)	5年	5年	5年	23年12月末	ブルネイ:22年2月末
危険度に応じた管理手法(第4.14条)	✓	3年	5年	23年12月末	インドネシア:22年2月末
急送貨物(第4.15条)	5年	3年/5年	5年	23年12月末	マレーシア:22年2月末
通関後の監査(第4.16条)	✓	✓	5年	21年12月末	なし
引き取り許可の所要時間調査(第4.17条)	✓	✓	5年	✓	なし
審査の請求及び異議申立(第4.18条)	✓	✓	✓	✓	ブルネイ:23年3月末
税関協力(第4.19条)	5年	✓	5年	✓	なし
協議および連絡部局(第4.20条)	✓	✓	5年	✓	なし

[注1] 表に記載の年数(例えば「5年」)は、協定発効日から同年数以内に各条のそれぞれの規定の完全な実施が開始されるという意味。

[注2] 確定日(例えば「23年12月末」)は、特定の約束の完全な実施が開始される期間の末日をいう。

[注3] ✓は、猶予期間の設定なし(発効と同時に完全な実施を開始)。

[出所] 外務省「RCEP協定文」付属書4Aより作成

よりも不利でない待遇を与える内国民待遇義務、その他の締約国・非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える最恵国待遇義務を規定している。ただし、最恵国待遇義務については、カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびベトナムに対しては適用されず、そのため他の締約国は同4カ国に対して同義務を負わない(第10.4条)こととされた(図表Ⅲ-29)。

また、締約国は、カンボジア、ラオス、ミャンマーの3カ国を除き、「特定措置の履行要求(パフォーマンス要求)の禁止措置」として、技術移転要求の禁止やロイヤリティ規制の禁止を約束(締約国によっては留保)している(第10.6条)。これらの措置は日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)や日中韓投資協定を上回る内容となる。

なお、締約各国は、上述の義務に適合しない現行の措置、および将来的に採用する可能性のある上述の義務に適合しない措置については、前出の附属書Ⅲ(留保表)に記載し、義務の適用を留保することができる。投資章では、自由化方式の混在するサービス章と異なり、同留保表に記載のない限り、原則として上述の義務が適用される、ネガティブリスト方式が採用されている点が特徴である。

そのなかで、締約各国の附属書ⅢのA表に記載された現行の措置については、直近の改訂から自由化の程度を悪化させる改正を行わないこと(ラチェット義務)を規定した。ただし、インドネシア、フィリピン、および後発開発途上国であるカンボジア、ラオス、ミャンマーについては、ラチェット義務ではなく、協定発効日の時点よりも自由化の程度を悪化させないこと(スタンドスティール義務)が規定されている(第10.8条)。

なお、投資家と国との間の投資紛争の解決のための手続き(ISDS)については、発効時点では盛り込まれず、発効から2年以内に協議を開始することが規定された

(第10.18条)。

## 2. 英国のEU離脱の移行期間終了に伴い、日英EPAおよびEU英国通商・協力協定が発効

欧州では、英国のEU離脱(ブレグジット)に伴う移行期間が2020年12月31日に終了し、英国は、名実ともにEU単一市場と関税同盟から離脱した。同移行期間の終了に伴い、EUとFTAを有する多くの国・経済圏は、2021年1月1日より、それぞれ英国との間で、対EUと同水準のFTAを発効させた。同日に、英国が各国・地域と新たに発効させたFTAは31件にのぼる。

日本も、日EU・EPA(2019年2月発効)に代わり、日本と英国間の新たな貿易・投資の枠組みを規定する「日英包括的経済連携協定」(日英EPA)を同日付で発効させた。日英EPAが予定通り発効したことにより、日EU・EPAの下で日本が享受してきた日本から英国向けの市場アクセスが維持されることとなった。さらに、自動車部品や鉄道車両など一部の品目においては、従来の日EU・EPAとの比較で、市場アクセスの改善が実現した。一方、英国から日本市場へのアクセスについても、基本的に日EU・EPAの内容が維持されている。

### ■ EU原産品に対する拡張累積が可能に

日英EPAでは、「累積」に関する規定(第3.5条)において、日本もしくは英国において、生産に使用された両国の材料の累積のみならず、材料に対して両国での加工などを通じた付加価値や加工工程も累積の対象となる完全累積制度が採用されている。加えて、日本、英国、EUにまたがるサプライチェーンにおいても日英EPAの特恵関税が活用できるよう、EU産材料の「拡張累積」を認める規定も導入されている。

この拡張累積とは、日本もしくは英国において、EU産の材料を用いて生産・加工を行う場合、EU域内での加工

による付加価値や加工工程が含まれる場合、当該材料や付加価値・工程を、日本もしくは英国の原産とみなすことが可能となる。ここで、EU産の材料や工程を日英の原産とみなす基準としては、日英EPAの原産地規則を用いるため、完全累積制度の考え方が採用されることになる。なお、EU拡張累積の対象となる産品については、附属書3-C(第3.5条に規定する産品)

図表Ⅲ-29 各協定の投資章の主な規定の比較

		日ASEAN	日中韓投資協定	RCEP
参入段階の内国民待遇		留保表作成まで猶予	×	○
参入段階の最恵国待遇		再協議	○	○(注1)
特定措置履行要求	WTO・TRIMs(現地調達要求、輸出入均衡要求の禁止など)	○	○	○
	技術移転要求の禁止	×	「不当又は差別的な措置」は禁止(※要求は可能)	○(注2)
	ロイヤリティ規制の禁止	×	×	○(注2)
留保表	ネガティブリスト方式の採用	発効後に交渉	×	○
	ラチェット義務	再協議	×	○(注3)

(注1) カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびベトナムは義務免除。

(注2) カンボジア、ラオス、ミャンマーは義務免除。ASEANの多くは留保。

(注3) カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、フィリピンは現状維持義務(スタンドスティール義務)に留まる。

[出所] 経済産業省資料より作成

に規定され、鉱工業製品はほぼすべての品目が含まれる。

なお、日英EPAでは、日本および英国それぞれがEUと締結するEPA/FTAにおいて互いに他の国を拡張累積の対象とすることを追求することができること(3.5条10-11項)、その交渉結果を日英EPAに反映するために交渉することができること(第3.5条12項)が規定されている。

### ■人の移動や電子商取引で高いレベルの自由化が進展

自然人の移動については、英国は新たに企業内転勤者の帯同家族について入国および企業内転勤者と同期間の滞在許可、並びに投資家の入国及び滞在許可を約束し、さらに、企業内転勤者の入国及び一時的滞在に係る申請について、申請から90日以内に結果を通知することを規定した。これらは日EU・EPAの下では英国が約束していなかった規定である。

電子商取引では、日EU・EPAとの主要な相違点として、情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求及び特定の暗号の使用要求の禁止などを新たに規定したことの他、ソース・コードの開示要求の禁止規定の対象にアルゴリズムを追加したことが挙げられる。

### ■英国・EU間の協定では拡張累積を排除

一方、EUと英国との間では、2020年12月24日、FTAを含む通商・協力協定(TCA)が合意された。英国は12月30日に議会承認を終え、EU側もEU理事会が暫定適用に合意したことから、同協定は英国のEU離脱移行期間終了とともに暫定適用開始となった。暫定適用の期限である2021年4月30日を目前に控えた同月27日、欧州議会は本会議においてTCAを可決した。それを受け、EU理事会が4月29日に批准、5月1日からの正式発効に至った。

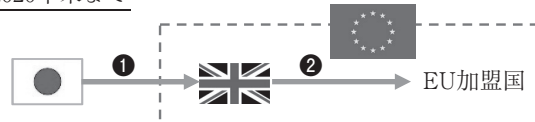
TCAを構成する最も重要な柱である自由貿易協定の下、英国とEU間では、全品目で関税なし、割当なしが実現することとなった。ただし、関税なし、割当なしの適用を受けるためには、TCAの規定する原産地規則を満たす必要がある。また英国とEUの間の物品の往来には、新たに、通関手続き(通関申告や検査、検疫等の手続き)が求められることになった。この2点が、英国のEU離脱の移行期間終了に伴う大きな変化である。特に通関手続きについては、コストやリードタイムの観点から、英国・EUに拠点を有する日系企業のサプライチェーンにも少なからず影響を与えることになる。

たとえば、2021年1月以降、日本から英国(北アイルランドを除く)に日本原産品を輸出し、英国で輸入通関を行い、英国からEU加盟国に輸出するケース(図表Ⅲ-30)においては、当該日本原産品(TCAの原産地規則を満たさない製品)は、EUでの輸入通関時に、2020年12月末までは発生しなかった関税・VATの支払いが生じ

るため、留意が必要となる。

図表Ⅲ-30 日本原産品を英国に輸出、英国拠点経由でEU向けに輸出するケース

2020年末まで



①英国輸入時にEU 対外共通関税(CET)または日EU・EPA 税率の関税・輸入VATを支払い

②英→EUは単一市場内。関税は発生せず

21年1月以降



③英国輸入時に英国グローバルタリフ(UKGT)または日英EPA 税率の関税・輸入VATを支払い

④英→EU輸出でEU輸入時にCET・輸入VATが発生

(注1) 本図表に記載の「英国」は、グレートブリテンを指し、EU関税法典が適用される北アイルランドは考慮していない。

(注2) UKGTはEU離脱後の英国の新たな関税。2021年1月1日より適用開始。

[出所] ジェトロビジネス短信、調査レポートなどを基に作成

上記のケースのほか、日本原産品をまずEUに輸出し、一度EU域内へ通関のうえ、EU域内拠点経由で英国に輸出する場合についても、2021年1月以降は、日本からEUへの輸入時(日EU・EPAの特恵税率は適用可能)、さらにEUから英国(北アイルランドを除く)への輸入時のそれぞれに輸入通関手続きが必要となる。また英国への輸入通関時には、日英EPAの特恵税率の適用は認められない。

また、TCAの原産地規則における累積規定(Article ORIG4)では、締約国(英国およびEU)域内の原産材料や生産工程・付加価値に限定され、英国が求めていた日本などを含めた第三国への拡張累積は除外された。

物品貿易以外の分野では、サービス・投資分野における市場アクセスに関し、英国・EUの双方で法人形態や外国資本比率上限などの制限の排除、最恵国待遇および内国民待遇の保証、拠点設置要件の禁止、経営陣・取締役の国籍条件の禁止などが規定された。

他方、金融サービスの分野では、在英国の金融機関は、2021年1月1日以降、EUの「単一パスポート制度」から離脱した。EU域内に拠点を設立するなどの対策を事前に講じていない金融機関は、原則、EU域内の顧客向けに金融サービスの提供ができない状況が生じている。英国はEU側から「同等性」の認定を受けることで、EU

の金融サービス市場へのアクセス拡大を目指しているが、2021年6月末時点で、EU側からの認定は得られていない。金融コンサルティング会社ニュー・フィナンシャルが2021年4月15日に発表した、英国のEU離脱が金融サービス分野に与えた影響に関する調査レポートによれば、英国の金融サービス事業者のうち、単一パスポートの喪失に伴い、EU側に事業の一部や人員を移転、あるいは新拠点を設立した企業は441社に上る。他方、同様の理由から、英国に新たに拠点を設けるEUの金融機関が増加していることも報告されている。日系を含む在欧州の金融機関の立地に大きく影響する両国・地域間の同等性認定に向けた今後の動向が注目される。

そのほか、人の移動については、商用短期訪問の滞在期間はおおむね日EU・EPAと同様となり、例えば、英国短期商用旅行者は180日間に90日EU滞在が可能となった。また、拠点設立目的の商用訪問者には就労許可は義務付けないことや、企業内転勤者の配偶者・扶養家族帯同を保証することも規定された。

### 3. 米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の新ルールは現地自動車関連産業などに大きな影響

2020年7月1日に米国、メキシコ、カナダの3カ国間で発効したUSMCAは、同3カ国間で1994年から続いた北米自由貿易協定 (NAFTA) をベースとしており、「新NAFTA」や「NAFTA2.0」とも称される。他方、米国の自国第一主義を反映した特定分野の貿易管理や労働規律の強化、さらには貿易協定としては異例ともいえる為替条項や非市場経済国とのFTAを阻止する条項などを盛り込んだ点で、NAFTAとは大きく異なる側面を有する。なかでも特徴的なのが、自動車分野における原産地規則、および労働に関する新たなルールである。

#### ■自動車関連の原産地規則で新たな概念を導入

USMCAは、既に域内関税の撤廃が実現したNAFTAをベースとしたことから、物品の市場アクセス (第2章) に関しては実質的な改定交渉は行われず、ほぼすべての品目において、原産地規則を満たす限り、域内関税ゼロが維持された。反面、米国トランプ前政権は、一部の品目の原産地規則を厳しくすることで、安価なメキシコ産品の米国への流入を制限することを狙った。その最たる品目が自動車関連であり、特に完成車については、他に類を見ない極めて複雑で厳しい原産地規則が導入された。

自動車分野の原産地規則は協定本文附属書 (Annex) 4-Bの附則 (Appendix) に規定される。具体的に、乗用車、SUV、ピックアップトラックなどを含む小型自動車

下の①～④の条件をすべて満たすことが求められる。

- ①完成車における域内付加価値割合 (RVC) が純費用方式で75%以上<sup>112</sup> (附属書4-Bの附則第2条、第31条)
- ②重要な自動車部品 (コアシステム) が全て北米原産品 (同附則の第37条)
- ③完成車メーカーが使用する鉄とアルミニウムの7割以上が北米原産材料 (同附則の第6条)
- ④「労働付加価値割合」(LVC) として、直接工の賃金 (時給) が16ドル以上の地域における付加価値が40%以上 (乗用車・SUV)、もしくは45%以上 (ピックアップトラック) (同附則の第7条)

とりわけ④のLVCは、これまでの貿易協定にはなかった概念である。基準を満たせない在メキシコの完成車メーカーが米加に輸出する際にUSMCAの特恵関税の適用を受けるためには、メキシコ拠点の労働者の賃金を時給16ドル以上に引き上げる対応、もしくは賃金水準が時給16ドル以上の他の締約国からの調達を増やす対応が求められることになる。

他方、域内で研究開発 (R&D) スタッフおよびIT関連スタッフを雇用している場合、また、域内の賃金時給16ドル以上の地域にエンジン、トランスミッション、バッテリーを規定数量以上組み立てる能力を持つ工場を所有している場合は、それぞれ「R&D/IT開発クレジット」(最大10%ポイント)、「パワートレイン組立クレジット」(最大5%ポイント)のクレジットの取得が可能であり、結果的に調達条件の緩和が可能となる。

また、②の「コアシステム」には、エンジン、トランスミッション、車体・シャーシ、駆動軸・非駆動軸、サスペンションシステム、ステアリングシステム、電気自動車用先端バッテリー (電気自動車の場合のみ) の7種類が該当し、原則としてそれらがすべて域内原産品でなければならない。ただし、救済規定として、コアシステム全体で域内付加価値75%以上が達成できれば原産性が認められる。

#### ■在メキシコ企業の労働環境に影響する労働関連規定

USMCAでは協定本文に労働章 (第23章) が設けられた。そのため同章に規定された労働関連のルールは、協定第31章の紛争解決メカニズムの対象となり、規定の違反があった場合には、同メカニズムを活用した提訴が可能となる。

NAFTAの下では、労働関連のルールは協定本文には盛り込まれておらず、同分野は、NAFTAの再交渉にお

112 NAFTAにおいて62.5%であったものをUSMCA発効後3年間で75%まで段階的に引き上げ。発効年 (20年) 66%⇒69% (21年) ⇒72% (22年) ⇒75% (23年)

ける大きな争点の1つであった。その背景には、メキシコにおける労働者の権利、特に団体交渉権の保護が不十分であることを問題視した米国およびカナダの労働団体が、両国政府にUSMCAを通じた規律の強化を働きかけたことがある。

米国の議会、労働組合はメキシコでの労働問題に懸念を示しており、通商代表部（USTR）も、問題が見つかればUSMCAの紛争解決手続きを活用するとの意向を示している。また、米国労働省はウェブサイトにおいて、労働条項の要点を解説するとともに、匿名で労働問題を報告できるホットラインも開設している。

労働章の附属書（Annex）23-Aは、メキシコに対し、団体交渉権の保護強化などを盛り込んだかたちで、労働法を改正することを義務付けている。加えて、締約国の政府が他の加盟国の労働環境を監視・調査できるという条項も設けられた（第23.5条）。これに基づき米国政府は、メキシコの労働環境を監視する人員（労働アタッシュェ）をメキシコ国内に配置できることになった。

さらに特筆すべき点として、紛争解決章（第31章）の中に、労働分野のみに適用される紛争解決手段として、域内の特定事業所において労働者の権利侵害（結社の自由と団体交渉権の保護に限定）が疑われた場合の迅速な対応メカニズム（迅速メカニズム）が規定されたことが挙げられる（第31章附属書31-Aおよび31-B）。

相手国からの提訴を受け侵害が認められた場合には、事業所に対してUSMCAの特恵措置の適用を停止することや、場合によっては制裁金を課すことが規定されている。これらの規定は、在メキシコ企業に労務管理体制の見直しを迫るとともに、その結果としての労務コストの上昇を招く可能性がある。

なお、2021年5月12日、USTRは、メキシコのグアナファト州シラオ市にあるゼネラルモーターズ（GM）の工場で労働権侵害の疑いがあったとして、この緊急メカニズムに基づき、メキシコ政府に事実確認を要請したことを発表している。USTRからの要請発出により、米国は、メキシコの当該工場からの製品輸入につき、両国間で労働権侵害が解消されたことに合意するまで、最終的な税関での精算を留保することができる（USMCA付属書31-Aの第4条で規定）。同メカニズムについては、5月10日にも、米国、カナダ、メキシコ3カ国の労働組合が共同で、メキシコ北東部タマウリパス州のトリドネックス（Tridonex）での労働権侵害につき、申し立てを行ったと発表している。USTRは6月9日、本件に関する事実確認をメキシコ政府に要請。メキシコ政府は6月18日、この要請を正式に受諾することをUSTRに回答し、事実確認作業を開始した。

## ■非市場経済国とのFTA締結を制限する条項を新設

USMCAのもう1つの大きな特徴が、例外および一般規定（協定第32章）に盛り込まれた「非市場経済国との自由貿易協定（FTA）」条項（第32.10条）である。

同条項は、USMCA加盟国が非市場経済国とFTAを新たに締結することを妨げる条項である。具体的には、加盟国が非市場経済国との自由貿易協定の交渉や締結を行う場合、①交渉開始の3カ月前までに、その意向を他の加盟国に通知すること、②協定に署名することを意図している場合、遅くとも署名日の30日前までに、他の加盟国に附属書を含む協定全文を確認・検討する機会を提供すること、③協定を締結した場合、他の加盟2カ国は6カ月前の通知で本協定を終了し、これを二国間協定に置き換えることができる、ことなどを規定している。

なお、協定条文上では、USMCA署名時点で1加盟国が非市場経済国であると認定している国のことで、かつ、加盟国（3カ国）がFTAを締結していない国のこと（第32.10条）と明記されている。具体的な国名こそ記載されていないものの、USTRは、2019年3月に発表した通商政策に関する年次報告書の中で、非市場経済国として中国を名指ししている。中国は、2020年11月以降、カナダおよびメキシコが加盟するCPTPPへの参加を積極的に検討する姿勢を示しており、本「非市場経済国との自由貿易協定」条項が、中国の将来的なCPTPP加盟に向けた動きに影響を及ぼすのか、注視しておく必要がある。

## （3）日本企業のFTA活用動向

### ■日本の貿易構造とFTA

日本のFTAカバー率はシンガポールとのFTA発効時の数%から緩やかに上昇、2015年には20%を超えた。その後、CPTPP、日EU・EPAと2つの大型FTAが相次いで発効したことで、FTAカバー率は36.2%（2020年往復貿易額ベース）に上昇した（図表Ⅲ-31）。特にEUとの協定発効は日本のFTAカバー率を約10%ポイント押し上げた。2020年1月に日米貿易協定も発効し、その米国も加えるとカバー率は50.9%まで上昇する。

主要品目別にみると、輸出では鉄鋼は約4割、輸送機器、電気機器、化学品、一般機械も3割を超えている。輸入では、EUからの輸入シェアが大きい化学品と食料品類はそれぞれ輸入のほぼ半分をカバーするほか、機械機器、鉱物性燃料、繊維製品で3割強である。

今後RCEP協定が発効すれば、FTAカバー率は65.7%へと約30%ポイント上積みされる。RCEP協定参加国間ではAJCEPをはじめ、中・ASEAN、中韓など既存FTAが存在し、域内でサプライチェーンを構築している企業も数多い。RCEP協定発効により単一の広域経済圏が完

図表Ⅲ-31 日本の貿易構造と発効済み、交渉中のFTA（2020年）

（単位：％）

品別	世界 (100万ドル)	計	発効済														(参考) 米国	(参考) 合計 (米国含む)
			ASEAN	オーストラリア	インド	モンゴル	スイス	メキシコ	ペルー	チリ	CPTPP		EU	英国				
											カナダ	NZ						
輸出	輸送機器	137,108	31.6	7.0	5.2	0.3	0.2	0.2	1.9	0.2	0.3	12.8	2.9	0.8	10.6	2.0	31.6	63.2
	一般機械	121,722	30.4	12.9	1.2	1.6	0.0	0.1	1.4	0.0	0.1	7.7	0.7	0.2	10.6	1.5	21.1	51.5
	電気機器	102,604	31.5	19.1	0.3	1.0	0.0	0.1	1.3	0.0	0.0	10.1	0.7	0.0	7.9	1.0	13.4	44.9
	化学品	95,427	30.5	13.1	0.9	2.7	0.0	1.5	0.6	0.1	0.2	6.9	0.4	0.1	9.5	1.3	12.6	43.1
	鉄鋼	31,665	39.8	28.2	0.7	2.6	0.0	0.1	4.0	0.2	0.3	13.9	0.6	0.1	2.6	0.5	6.9	46.6
	輸出総額	641,302	32.4	14.4	1.9	1.4	0.1	0.8	1.3	0.1	0.2	10.0	1.1	0.3	9.2	1.7	18.4	50.8
輸入	鉱物性燃料	105,104	33.1	9.1	21.3	0.6	0.0	0.0	0.1	0.5	0.0	23.2	1.4	0.0	0.1	0.0	7.3	40.3
	機械機器	217,089	34.7	17.3	0.1	0.3	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	7.4	0.4	0.0	12.3	1.5	11.9	46.7
	化学品	83,751	53.6	14.3	0.4	1.5	0.0	4.2	0.3	0.0	0.2	8.0	1.7	0.3	28.7	2.0	15.9	69.4
	食料品類	63,241	49.3	14.3	5.7	0.9	0.0	0.8	2.0	0.4	3.0	18.0	4.6	2.4	14.5	0.7	18.7	68.0
	繊維製品	35,973	32.7	26.3	0.0	1.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	13.9	0.2	0.0	4.5	0.3	0.9	33.6
	輸入総額	635,444	40.0	15.7	5.6	0.7	0.0	1.2	0.9	0.4	1.1	13.4	1.7	0.4	11.4	1.0	11.0	51.0
往復貿易	1,276,746	36.2	15.0	3.8	1.1	0.0	1.0	1.1	0.2	0.6	11.7	1.4	0.3	10.3	1.3	14.7	50.9	

品別	署名済み・交渉中							合計	
	計	RCEP			トルコ	コロンビア	GCC		
		中国	韓国						
輸出	輸送機器	31.8	24.8	10.9	0.8	0.4	0.3	6.3	50.4
	一般機械	50.9	48.8	26.3	8.1	0.6	0.1	1.5	67.0
	電気機器	51.2	50.2	24.7	6.1	0.5	0.0	0.4	63.2
	化学品	54.5	53.4	27.8	11.4	0.2	0.1	0.8	70.9
	鉄鋼	66.4	61.5	19.1	13.4	1.0	0.6	3.3	77.1
	輸出総額	48.3	45.6	22.1	7.0	0.4	0.1	2.2	64.1
輸入	鉱物性燃料	80.2	33.8	0.6	2.8	0.0	0.1	46.3	82.8
	機械機器	61.7	61.7	40.5	3.8	0.1	0.0	0.0	79.1
	化学品	38.6	38.1	17.4	5.7	0.1	0.0	0.5	77.2
	食料品類	39.6	38.6	12.4	3.8	0.4	0.5	0.0	66.4
	繊維製品	87.6	87.1	59.4	1.3	0.4	0.0	0.0	93.8
	輸入総額	59.9	51.8	25.8	4.2	0.1	0.1	7.9	78.1
往復貿易	54.1	48.7	23.9	5.6	0.3	0.1	5.1	71.1	

〔注〕 米国との協定は物品貿易協定。CPTPPは発効国のみ足し上げた。  
〔出所〕 「貿易統計」(財務省) から作成

成し共通ルールが整備されることで、FTA利用の円滑化やサプライチェーンのさらなる効率化が期待される。

### ■ 企業によるFTA活用の実態

FTAを利用した輸入の規模について、財務省がFTAの優遇税率の適用を受けた輸入額（以下、利用額）を公表している。それによると、2020年のFTAを利用した輸入額は前年から8.1%増加し5兆9,925億円であった（図表Ⅲ-32）。データが公表されている2012年以降では過去最高額である。特に2018年末のCPTPP、2019年2月の日EU・EPA発効により、利用額は2019年に前年の約1.5倍に拡大、2020年はさらに増加した。国別では、ベトナムからの輸入での利用額が8,620億円と、3年連続で最大の相手国となった。次いで利用額が大きいのは、タイ、イタリア、インドネシアなどであった。

各国からの輸入総額に対する利用額の比率をFTA利用率<sup>113</sup>とすると、主要国で最も利用率が高いのはニュージーランドの57.4%で、CPTPP発効後の2019年時点で輸入の半分でFTAを利用、2020年はさらに比率をあげた。

113 分母となる輸入総額には一般関税率が無税である品目も含まれる。無税品目の輸入割合が大きいと利用率は相対的に低くなる。

ニュージーランドからの輸入では、キウイフルーツやチーズ類などの利用額が大きい。同様に大型FTAである日EU・EPAでは、イタリアの利用率が37.1%と高く、発効年である2019年から約10%ポイント上昇した。イタリアからの輸入では利用額のほぼ半分が加熱式たばこ等で占められ、ワイン、貴金属のアクセサリーなどでの利用がそれに次ぐ。

利用額上位の国としては、ベトナムの利用率が36.6%、タイが26.3%で、ここ数年は同水準で推移している。利用額が大きい品目は顔ぶれが決まっており、FTA利用が広く定着している。ASEAN諸国では複数のFTAが比較的早期に発効したことも利用を後押ししている。例えばベトナムとは、

図表Ⅲ-32 日本の輸入におけるFTA利用状況

FTA相手国・地域		FTA利用額(億円)		利用率(%)	
		2019年	2020年	2019年	2020年
アジア大洋州	マレーシア	2,818	2,429	14.6	14.3
	タイ	7,695	6,684	27.8	26.3
	インドネシア	4,309	3,865	21.7	23.4
	フィリピン	2,888	2,468	25.0	24.7
	ベトナム	9,183	8,620	37.5	36.6
	インド	1,845	1,582	31.5	31.4
	その他	3,865	3,496	7.8	9.1
欧州	ニュージーランド	1,515	1,533	51.9	57.4
	スイス	533	504	6.0	6.3
	EU	13,197	15,407	14.8	18.3
	イタリア	3,199	4,151	27.6	37.1
	フランス	2,218	2,296	18.1	23.3
	ドイツ	1,607	2,139	6.5	9.4
米州	英国	341	392	4.2	5.7
	メキシコ	1,475	1,363	22.9	23.5
	チリ	2,056	1,814	28.3	25.2
	カナダ	2,881	2,766	22.4	24.0
合計		55,414	59,925	15.4	18.6

〔注〕 ①二国間・地域協定の別を問わない。②スイスと英国を除き、2020年の利用実績が1,000億円以上の国・地域のみ掲載。③EUは加盟国の合計。英国は移行期間中の2020年末まで日EU・EPAが適用されていたため、EUに含める。

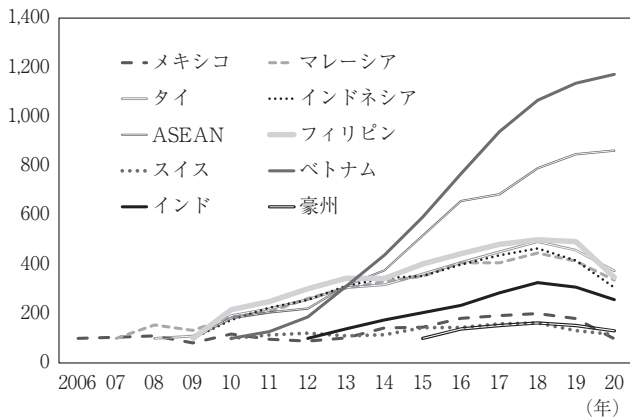
〔出所〕 「経済連携協定別時系列表」(財務省) から作成

AJCEP（2008年発効）、日ベトナムEPA（2009年発効）、CPTPP（同国との間では2019年発効）の3つが利用可能である。このうち、AJCEPが最も発効が早く、関税撤廃が先行する品目も少なくない。ベトナムのFTA利用額の内訳をみると、8割がAJCEP、2割が二国間協定を利用したものであり、AJCEPの利用比率が高い。

日本からの輸出におけるFTA利用状況については、特定原産地証明書の発給件数から傾向を確認できる。FTAの広がりとともに発給件数も増加し、2020年通年の発給件数は約25万件に上った。とりわけ発給件数の増加が著しいのはベトナムである（図表Ⅲ-33）。2010年と2020年のFTAごとの発給件数を比べると、タイやインドネシアなど主なFTAで約2倍の増加、AJCEPで約5倍であったのに対し、ベトナムは約12倍に増加し、FTAの活用増が見てとれる。他方でその他の国向けでは全般的に、2018～2019年に発給件数がピークアウトしている。相手国における最恵国待遇税率の低下、認定輸出者自己証明制度の利用拡大、またメキシコやオーストラリアに関してはCPTPPによる自己証明制度の活用により、本図表の基となる第三者証明の利用割合が相対的に縮小した可能性がある。日本関税協会が2020年末から2021年初にかけて行った「EPA利用に係るアンケート」によれば、自己証明制度の利用割合は68%（回答数1,025）に上る。

図表Ⅲ-33 特定原産地証明書の発給状況

（各FTAで、通年値が取得可能な最初の年の発給件数=100）※①



〔注〕① FTAが年の途中で発効する場合、例えば2005年4月に発効したメキシコについては、翌2006年の発給件数を100とした。

② 日本商工会議所による発給件数に限る。③ 2020年の発給件数の多い10協定のみ表示。

〔出所〕 経済産業省資料から作成

加えて、ジェトロが行った「輸出に関するFTAアンケート調査」（2020年10月実施）によると、日本のFTA締結国へ輸出を行う企業1,100社のうち、1カ国・地域以上でFTAを利用している企業の比率、いわゆる輸出におけるFTA利用率は48.6%であった。企業規模別の利用率は、大企業で63.2%、中小企業で43.7%である。全般的

に、発効から時間が経った協定ほど利用率が高く出る傾向が見られる。関税削減などのメリットが年々大きくなることや、調達先の変更などを含む企業側の活用準備が年々進むことが原因として考えられる。

## ■発効から間もないFTAも積極活用

2018年12月のCPTPP発効から2年が経過した。日本への輸入に関しては、新規パートナーであるカナダやニュージーランドとの関係で、特に食品を中心に協定がよく利用されている（図表Ⅲ-32）。さらに、既に二国間協定が発効していたメキシコとオーストラリアについても、より有利な条件を求めCPTPPを選択する比率が高まっている。協定発効前後の2018年と2019年の利用額を比較すると、メキシコでは二国間協定の利用額がほぼ半減、オーストラリアでは約6割減となった。一方でCPTPPの利用額はメキシコ、オーストラリアとも二国間協定の減少分を上回り、FTA利用額全体は増加した。主に肉類や生鮮ぶどうなどの品目で二国間協定からCPTPPへと利用がシフトした。一方で輸出に関しては、「2020年度海外ビジネス調査」（ジェトロ、2020年10～12月実施）によると、全般的な傾向として、複数の協定が発効している国の場合は二国間協定の方が関税削減進展の観点からよく利用されるものの、メキシコの場合はCPTPPを使っている企業の割合が11.7%、オーストラリアでは14.1%に上ることが分かっている。2020年8月に開催された第3回TPP委員会では、デジタル専門の補助機関設置に向けた検討や、サプライチェーン強靱化のための専門家間の意見交換促進などに合意した<sup>114</sup>。

日EU・EPAも発効から2年以上が経過した。FTAに基づき両者が交換した貿易統計によると、特惠関税の適用対象になり得るEUの輸入額のうち、実際に日EU・EPAの特惠関税を利用した輸入額が占める比率は、2020年通年で約6割であった。さらに、協定発効2年目である2020年2月～2021年1月の動向をEU側の輸入統計で確認すると、日EU・EPAの利用額は総額としては新型コロナウイルスの影響で減少したものの、特定分野では協定利用が活発であった。例えば、食品では特に牛肉、醤油、緑茶など、工業品ではバイク、工作機械、プラスチック板などで、日本からの輸出において日EU・EPAがよく利用された。また関税削減以外の分野では、2021年2月に行われた第2回合同委員会合合で、相互に保護する地理的表示の品目追加や、自動車・同部品の輸出規制に関する手続き簡素化などが合意された。

2020年1月に発効した日米貿易協定も、対象品目の利

114 直近の合合は2021年6月の第4回TPP委員会。ここでは英国の加入手続き開始と作業部会の設置を決定した。

用が活発である。米国の貿易統計によると、2020年中の協定対象品目の日本からの輸入（55億ドル）のうち、45.1%で日米貿易協定が利用された。協定発効後間もない2020年3月時点の利用率（34.4%）から10ポイント以上上げたこととなる。品目別では、とりわけマシニングセンタ、旋盤、蒸気タービンなどの機械（84類）で51.1%、産業用タイヤやガasketなどのゴム製品（40類）で59.7%と、利用率が5割を超える品目もある。特に一般機械に関しては、その多くで4%以上あった一般関税が協定発効とともに1%台にまで削減され、輸出促進効果が大きかったと見られる。さらに一般機械の多くは発効2年目である2021年1月に関税が全廃され、更なる利用増も見込まれる。

### ■いまだ多いFTA利用上の課題

先述の48.6%という数字は、裏を返せば残りの約半数はFTAを利用していないことを意味する。前出の調査で、FTAを利用したことがないと回答した企業1,355社に対して、関税削減に代表されるメリットがFTAにあることを認識しているか尋ねたところ、80.1%が「認識している」と回答していた。それにもかかわらず利用に踏み切らない理由として、FTAを利用しない理由を聞いた「2019年度海外ビジネス調査」（ジェトロ、2019年11～12月実施）によれば、「輸出先からの要請がない」（24.5%）が最多であった。通常、FTAによる関税削減・撤廃の即時的・直接的なメリットは関税を支払う輸入者側が受けることが多い中、輸出企業が率先してFTAを活用する動機付けに乏しい側面がある。この関連で、同調査で「FTAを利用している」企業または「利用を検討中」と回答した企業に対しFTA利用のきっかけを聞くと、約7割の企業が「取引先からの要請」と回答する一方、輸出企業による「独自の情報収集」との回答は1割に満たない。日本企業によるFTA利用は、その大半が、主に輸入側の関税コスト削減の取り組みの一環で、輸入側が主導するかたちで進展していることが改めて浮き彫りとなった。

その他にも、一般関税が無税、輸出品目がFTAの適用対象外、FTA以外の関税減免制度を利用しているなど、そもそもFTAを利用する必要がないケースは45.4%に上った。あるいは、原産地証明にかかる事務負担が大きいなど費用対効果の観点でFTAを利用していない企業の割合は37.9%であった。原産地規則への対応や証明書発給申請などにかかる事務作業の負担感や手続き面での煩雑さはFTA利用上の課題として指摘されるが、同時にFTAの利用を開始する上での障壁にもなっている。この37.9%部分の企業グループに適切な支援を行うことでFTA活用の底上げにつながると考えられる。

この点、最近の日本のFTAで採用されている自己証明

制度では、発給に係る手間や時間、コストは原則として発生しない。しかしなお、手続きコストの関連では、原産地証明発給手続の電子化、および輸出先国の通関手続きにおける電子フォームの受け入れを望む声大きい。一般の原産地証明書については2020年9月以降順次オンライン申請・発給を開始したところ、経済産業省はFTAに用いる特定原産地証明書についても電子化（輸出国の発給機関が輸入国税関に証明書のデータを直接送信する方法や、輸入国税関にPDF等の電子媒体で提出する方法）を進めるべく、諸外国の運用実態を調査するなど、手続きの簡素化・迅速化に向け準備を進めている。

一方で、取引先との間で生じる問題も「輸出に関するFTAアンケート調査」で指摘される（図表Ⅲ-34）。原産性を証明するのは輸出者であるが、例えば付加価値基準に用いる場合、原材料を他社から調達していれば、その調達先から原材料の配合割合や仕入れ価格などの情報を入手する必要がある。しかし、取引先にとってこれらが企業秘密である場合は開示が難しいケースもある。関税削減による間接的メリットに関する丁寧な説明や、両者間の日頃からの信頼関係構築などが問題解消の鍵となる。

図表Ⅲ-34 企業がFTAを利用しない理由（FTAを利用するに当たってメリットとコストを比較した場合）

<p>①コストの方が大きいと感じた企業のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購買・仕入れ取引先の理解を得るためには膨大なコストが掛かる。</li> <li>・ 自社のみでは完結せず、サプライヤーの協力が必要。</li> <li>・ 製品単価が安いと、数量も十分にないと効果が薄い。</li> <li>・ 輸出量が少ないので、手続きの手間を勘案すると、先方（輸出先）も含め制度を利用する特段の必要性がない。</li> <li>・ メリットを享受するためにかかる手続きやコストのバランスが取れない上に、直接的なメリットが相手にしかない。</li> <li>・ 最終ユーザーに優遇が適用されているか不透明（中間流通、貿易会社の優遇だけになっている）。</li> </ul> <p>②メリットの方が大きいと感じた（にもかかわらずFTAを利用していない）企業のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の業容で活用機会がないため。</li> <li>・ 国内の部材調達先に原産性証明を依頼した際、企業によって理解度に差があり、入手に時間を要することが多く、最終的に入手できなかった例も。</li> <li>・ 製造業者でないと原産性確認が不可であり、その製造業者の協力がなければ利用不可。製造業者の負荷も輸出者に掛かる負荷同様に非常に大きく、同時に対応ミスした場合の損害も大きいいため、利用が割に合わない場合がある。</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔注〕 調査対象企業のうち、FTAを利用していない企業による自由記述。

〔出所〕 「輸出に関するFTAアンケート調査（2021年2月）」（ジェトロ）から作成

また、原産地証明書の発給にかかるリードタイムもしばしば問題となる。特にアジア諸国との間で発効している大半のFTAでは、第三者証明制度が採用されている



が、輸入国への原産地証明書の原本到着が貨物よりも遅れる事例がよく生じていた。ただこの課題については、新型コロナ拡大を受け、暫定的に緩和された状態が続く。原本の提出が間に合わないリスクに対応すべく、各国では通関時に写しの受け付けを認め、原本は後日提出することでFTAの特恵関税適用を認める措置が採られた。こうした円滑化措置の恒久化が期待される（詳細は本章第1節（1）参照）。

そのほか原産地規則の関連で、在外日本企業からはルールと実態の乖離についても指摘がある。例えば繊維製品の原産地判定の際、最新技術を用いた製品ではそもそも縫製が1工程しかないにもかかわらず、協定上では2工程の加工工程を求められるなど、ルール（協定）が技術に追いついていない。他にも、税関における関税分類の解釈の相違や、累積規定についての締約国もしくは担当官による解釈の相違によるFTA税率の適用の否認などの、FTAの運用上の課題が指摘されている。

#### ■関税削減だけではないFTAのメリット

FTA利用による直接的な効果は関税削減であるものの、FTA利用のメリットはそれに限定されない。FTAを販売戦略や経営戦略の一部として積極的に活用する余地がある。まず、経営戦略の一環として、企業グループ全体でFTAによる関税削減のメリットを効果的に享受するケースがある。輸入者が自社グループ企業であれば、輸出者である本社に直接のメリットがなくても、グループ全体で関税削減メリットを享受できる。例えば、買収した現地子会社がEUにある日系文具メーカーは日EU・EPAの利用により関税撤廃のメリットを現地子会社が享受し、グループ全体の利益となった。無論、日本以外の第三国間のFTAの利用も有効である。特に複数国間でサプライチェーンを構築している場合は、多国間FTAの利用がより重要になる。複数の締約相手国から調達した部品や資材の付加価値や工数などの累積ルールを活用できるため、原産地規則を満たしやすく、自社に適したサプライチェーンを柔軟に構築しやすい。複数のFTAを効率的に組み合わせて利用できれば、利用していない企業に対して競争上優位となりうる。

販売戦略の観点から、企業の営業力強化のツールとしてFTAを活用するパターンもある。輸入者の視点に立てば、同じ商品を輸入する場合、FTAを利用した方が調達コストは下がり、価格競争力が向上する。輸出者側としては、その点をPRすることで営業がしやすくなり、バイヤーとの関係構築に繋げた例もある。